

地区番号：6 地区名：初倉（湯日）・瀧家古文書目録

A-1 支配-領知

NO. 1

通し番号 文書番号	分類	年号 年 月 日 西暦 ( ) ・ 干支	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1 536	A 1	天正17年7月7日 (1589年)	定 (徳川家七ヶ条定書 写)	○伊奈藤藏家次 ●なし	①年貢加入は、地頭の居住地が5里以内ならば百姓が届ける、②戦時の人夫は200俵に付き1人、馬1疋出す、積荷は下方樹で5升目、扶持米6合、馬大豆は1升出す、馬無き場合歩夫2人出す、③百姓の屋敷分は100貫に付き3貫文の中田を与える、④地頭の百姓雇用は年10日、代官は3日とする、⑤「4分1」は100貫文に付き2人出す、⑥天災時の納入は坪刈りして割当てる、⑦竹藪所持の者は公方に年50本、地頭に50本提出する。		原本	状	1	○	81
2 662	A 1	慶長4年9月吉日 (1599年) ・ 己亥	御法度被仰出条々事 (写)	○内 膳正 ●なし	①免合(年貢率)は今度の検地帳面によって毛付(収量)の6ツ半とする、大きな日損、大風雨損失の場合は領主立会いの検見をおこなう。②夫役は高1000石に付き3分1、但し百姓がない所は1000石に30石宛て出す、③所々の地頭であっても検地帳に記載された百姓の駆り出しを禁止する、等全部で5ヶ条	長さ:83cm	原本	状	1	○	81
3 663	A 1	慶長4年9月吉日 (1599年) ・ 己亥	御法度被仰出条々事	○内 膳正 ●なし	本文内容は通し番号2と全く同じもの。文末に「此本書は駿州三輪村武藤左門方に御座候、文政11年子2月是をうつす」とある。		原本	状	1	○	81
4 1096	A 1	文化2年 (1805年)	掛川御城主様御代々東手村御巡見当村取調扣 遠江国榛原郡上湯日村	○なし ●なし	掛川藩主太田摂津守が東手の村々を巡見、その経路、受入準備等を細かに記載する。それは文化3、文化4(これは鎌塚大井川の梁見物のみ、日掃りの行程)、文化7、文政元、天保15年の5回に及んでいる。その一行は家来共々を含めて150前後の人数、事前準備として上湯日村では立派な休息用の小屋掛けし、そこには殿様用の便所まで用意している。なお瀧家には帰路に小休憩のため何度か立寄っている。	蔵分 本帳面の書き出しは文化2年から始まっている 虫喰いあり 紙数24枚	原本	縦	1	○	81
5 677	A 1	天保2年4月 (1831年) ・ 辛卯	証文之事	○野中二右衛門、鈴木直右衛門、服部大五郎、近藤官左衛門、 山角武右衛門の奥書あり ●上湯日村:三郎一	瀧三郎一が金200兩を、「公儀においては当節遠国御役中に付き、御入用も多いと察し」納入したが、その金子納入のことを奇特なこととして公儀は受けとめ受理したという領収書を発行したものの。		原本	状	1	○	81
6 676	A 1	天保2年4月 (1831年) ・ 卯	(包紙)	○なし ●なし	「天保21辛卯年4月 差上金御証文一通」と上書きしてある。	これは通し番号5の上書きである。	原本	状	1		
7 678	A 1	なし	(包紙)	○なし ●なし	「証文一通」との上書きあり、その大ききから通し番号5と6を包んだ包紙であろう。		原本	状	1		
8 1902	A 1	天保2年12月 (1831年) ・ 卯	乍恐以書付御請奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	来る辰(2年)正月5日、年頭挨拶に庄屋は掛川へ出向くように、との達しあり承知したとの届け書。	蔵分	原本	状	1		
9 1289	A 1	天保13年5月 (1842年) ・ 壬寅	なし (江戸幕府諸職表)	○版元:江戸馬喰町御書物師:出雲寺金吾 ●なし	江戸幕府諸職制とその就任者名を記載する。「当印刷毎月改め」と断つてある。出版は天保13年であるが、「天保14年毎月改め」とあり。	蔵分 木版印刷本	原本	横半	1		
10 2117	A 1	天保13年6月12日 (1842年) ・ 寅	なし(上納金のこと)	○榛原郡上湯日村百姓:三郎一 ●桑田藏兵衛	金100兩、これは国恩のために上納したい、私は先祖の余沢をもって今日まで営続してきた。これに何かお応えしたいと考え、金子少分ながら、この気持ち押さえ切れず願ひ出た。下知のあり次第上納する。別紙に上納金の献上のための事前打ち合せを示す文書あり。	蔵分	原本	状	2		
11 2118	A 1	天保13年6月 (1842年) ・ 寅	なし(国恩金上納の事)	○桑地村庄屋:五郎右衛門、掛川宿問屋;清右衛門、金谷宿問屋 八郎左衛門 ●桑田藏兵衛	上湯日村庄屋三郎一は日頃、村内に限らず、極難の者や長傾いの者、また風災害者達を米金を遣わし救済している。又公儀御用も大切に心得働んでいる。これに対して城主から褒美をもらっている。この度国恩として三郎一が上納したこと私等としても有り難いと思っている、と報告する。	蔵分	原本	状	1		
12 2121	A 1	(天保13年) (1842年)	公儀より御利解趣	○なし ●なし	私領の内にて兼てより陰徳のある者がいるかどうか報せて欲しい、として、五街道で勤める助郷村々の実態について触れる文書。	蔵分	原本	綴り	1		

## A-1 支配-領知

NO. 2

13 555	A 1	なし 3月 ・丑	覚	○近藤官左衛門 ●瀧 三郎一	・古代赤銅鈴、・陰陽石、これらは公儀ご覧の為に貴方が差出したもので、江戸表に送ったが未だに御下げがない。お下り次第返却するのが、遅れるので念のためお断わり申しおく。		原本	状	1	○	81
14 546	A 1	なし 3月13日	(書状)	○近藤官左衛門 ●三郎一	その方の内々の願い、その係に内達しておいた。その方はこれまでよく公儀を敬い感心である。内願の通り貴方からの納入金の件承諾する。それで都合のつき次第納金しなさい。それも金200両を申し出ているが、まずは100両を差出すがよい、とのこと。でも貴方の都合で200両全部でもよい、と通達する。		原本	状	1	○	81
15 547	A 1	なし 11月23日	(書状)	○近藤官左衛門 ●瀧 三郎一	兼ねてより内願の鯉の献上の件、その時期は上旬がよいとのこと、このことを心にとめて支配所へ献上を申し出るがよからう、委細は面談の折りに話す。		原本	状	1		
16 710	A 1	なし 11月29日	なし(お達し)	○井伊掃部頭 ●阿部豊後守、土屋相模守、小笠原佐渡守、稲葉丹後守	御修復があるので、明朔日の例月御礼は取り止めとなった。それで登城しなくてもよいので、そのつもりでよい。	調査封筒入り	原本	状	1	○	81
17 548	A 1	なし 12月25日	覚	○なし ●上湯日村庄屋：三郎一	「御用達」に申し付ける。その代償として米3俵が下される。		原本	状	1	○	81
18 675	A 1	なし	(包紙)	○なし ●なし	「掛川城主太田摂津守様御巡見に付き、一通御代官より下された御書付」と包紙に記載があり、またこれとは別に、「当村御領主太田摂津守様御巡見、文化3年寅4月御褒美、同7月下され候証紙かくの如く、御書付御代官増井孫左衛門様の分」とある。	包紙の上に記載	原本	状	1		
19 674	A 1	なし	(包紙)	○なし ●なし	包紙の上に、「苗字常刀御免之御演説書、瀧二郎一」とあり、またそれは「天保2年7月苗字、天保13年12月常刀」と記載される。		原本	状	1		

## A-2 支配-法令

20 25	A 2	寛政2年4月 (1790年)・戌	秘書	○松平越中守 ●なし	法度(法律)の裁判判例を具体的に記している。本書を代官が「秘書」として扱っているところを見ると、本書は「公事方御定書」の内容を記したものと思われる。公事方御定書は幕閣上位の者のみ閲覧可能で、それ以外の者の閲覧は禁止されていた。それで密かに「写」が下部に出回っていた。		原本	縦	1		
21 685	A 2	文化5年6月 (1808年)・辰	(包紙)	○(太田摂津守) ●なし	包紙の表書に「太田摂津守様御定書一枚、文化5辰年6月頂戴仕候」とある。		原本	状	1		
22 1886	A 2	(天保2年)1月 (1831年)・卯	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●犬塚市郎右衛門	御条目については当正月に村中百姓に読み聞かせること承知している。このこと上申する。	蔵分	原本	状	1	○	81
23 1907	A 2	(天保3年)正月 (1832年)・辰	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	兼ねてより仰せ付けられている御条目、正月に村百姓共へ申し聞かせる。このこと報告。	蔵分	原本	状			
24 844	A 2	天保10年11月 (1839年)・亥	博奕取締小前請印帳 上河原新田	○惣吉外百姓9名連印、 庄屋：彦右衛門、組頭：文右衛門、分蔵の奥印あり ●小野良右衛門	賭けの諸勝負事は厳禁、しかるに他領に越して博奕を行なう者ありと聞く、この者は厳罰に処する、又農業もせず、商売もしないで子分、兄弟子分となり、徒に毎日を送っている者ありと聞く、許せない等の御触れ、この御触れ厳守のこと。	調査封筒入り	原本	縦	1	○	81
25 843	A 2	天保13年5月 (1842年)・寅	取締被仰渡御請印形帳 上湯日村	○上湯日村百姓75名連印(略)、組頭：三太夫、甚六、 庄屋：瀧 三郎一 ●東手御代官所	①弓射の賭け禁止、②風は中津紙4枚迄とし、籠は6~7寸限りとする、③飴菓子酒食等に奢り禁止、④月待、庚申待の寄合は質素に、⑤神事又は開帳時の出し物は禁止、等、18ヶ条にわたる生活制限令、天保改革の一環として発布したもの。これらの御触れを厳守することを約す。	調査封筒入り	原本	縦	1	○	81
26 657	A 2	11月 ・申	覚	○東手役所 ●高嶋村、中里村、前玉村、上河原村、岡田村、星久保村、上湯日村、計7ヶ村組合	天明9年に役所から、村用件について軽い用向きは惣代でやるようにお達しあるも不徹底、それで又新に実行せよとお達しがあった。それは10ヶ条にわたるもので、主なものは次の通り、①深刻な願いや訴えは組合相談の上、御用達や庄屋に相談する。②軽い用向きは頃を見計らい惣代が出頭する。③国役金、石代金等上納の折りは組合で定日をきめ遅刻なく上納する。④田の植付は惣代が注進する。⑤年貢皆済は従来通り村単位で実施、等。	長さ115cm	原本	状	1	○	81

27 21	A 2	略	御代官所秘書 全	○略 ●略	公儀法度を列挙している。「公事方御定書」の部分的写しか。		原本	縦	1		
28 622	A 2	なし	なし(廻状) -(唐物抜荷厳禁の御触れ)-	○なし ●なし	廻状で次のように指令している。文化2年、唐物抜荷を厳禁とし、その後度々御触れを出して注意しているが止む気配はない。去る成年も越後新潟港で抜荷物の取引あり厳罰に処せられた。新潟を始めとして北国筋での不正売買が目立つ。この唐物抜荷の禁止を徹底する、との廻状。	文末に「御触れ29日星久保より継来たり、直ちに牧野原へ」とある。	原本	状	1	○	81
29 715	A 2	なし	覚(御触書条々)	○なし ●なし	公儀から発布されたお触れを写しとったもので11ヶ条から成る。その一部は次の通り、①法度厳守、②村の人数増減については、生死、縁組、養子・譜代に至までその転出入増減の度に印形を取っておく、③百姓の衣類は、庄屋・組頭は絹綿、百姓は木綿類の袴着用、④五人組で相互扶助、相互監視、その上で名主へ申出る、⑤田畑の起返、新開発は申し出る、3年間は無年貢とする、⑥田畑は勝手に潰さない。⑦各自の家の建築・取り壊しは事前に申し出る。	調査封筒入り	原本	状	1	○	81

30 837	A 3	延享3年9月 (1746年)・寅	日本左衛門之事	○遠州豊田郡向笠中村・花房三重郎知行所願人：三右衛門、同喜八、江戸鉄砲州舟松町家主：源兵衛 ●御奉行所様	日本左衛門、本名を重右衛門と言い、手下の者共は見付、中泉、上新居村に居住し、金銭衣類を押し取る、彼らは帯刀し衣類も立派なものを着込み、白屋は派手な遊びをしている。遠方でのことは知らないが近所の被害は相当なものがあるとし、盗難にあった金品を挙げる。しかし初倉近辺の被害の記載はない。	調査封筒入り 虫喰い・紙がぼろ、紙の上下部分の損傷は著しく欠字も多い。	原本	縦	1	○	81
31 1299	A 3	宝暦10年9月 (1760年)・辰	駿府出入御訴状 写	○欠(虫喰い) ●欠(虫喰い)	諸色代・賃金が滞ったことで出入りとなる。虫喰いが進行し、詳細解読は不能。紙の張りつき箇所もあり開閉できない部分もある。	蔵分	原本	縦	1		
32 1298	A 3	宝暦12年2月 (1762年)・壬午	信州飯田城騒動之書付写	○なし ●なし	虫喰い・紙の張りつきで、開閉不能、紙の劣化も進んでいる。	蔵分	原本	縦	1		
33 1176	A 3	明和3年2月 (1766年)・戌	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓五人組頭：治六、外11名(後欠) ●欠	村内の六右衛門という者、不行届の者で、此迄色々村に迷惑をかけた。この度村内の八郎一が仲介、意見したがため、今日は家出騒動となったが、八郎一がとりなし彼も丸坊主となって改心の態度を示しているのでは何かお許し願いたい。	蔵分 紙がぼろ、虫喰い、欠字も多い	原本	状	1		
34 601	A 3	明和7年4月 (1770年)・寅	一札申口之事	○中里村隠居：清太夫、百姓：孫兵衛後家 ●上湯日村庄屋：三郎左衛門、神郷村庄屋：佐一右衛門、中里村庄屋：弥右衛門、組頭：市郎右衛門	清太夫と孫兵衛後家は去る丑春、隠居と一緒にしたが、当2月、別家したいと言い出した。このこと簡単にはまともななかったが、上湯日村・神郷村庄屋にお願しようやく落着、落口證文の取り交わしとなる。その一部は次の通り、①米2斗：銭600文、後家が隠居に差出す、②家賃い人足は後家が提供する、③金1分、これは去る丑年の村入用分を孫兵衛方より出す、④去る丑年の表作の分、これまで刈り取った分は隠居が、残りの分は後家のものとする。		原本	状	1	○	81
35 1295	A 3	安永7年2月 (1778年)・戌	宗高村出入取扱写扣	○宗高村庄屋：才治郎 ●同村：文蔵	文蔵が譲り受けたとされる家元忠左衛門の跡目田畑屋敷を、忠左衛門の孫定治郎が心得違いにも才治郎に売り渡してしまった。この経緯と内済に至る過程を記す。紙の開閉不能部分あり、全解読は不可能。	蔵分 虫喰い・紙劣化進行、	原本	縦	1		
36 1733	A 3	安永7年4月 (1778年)・戌	一札之事	○宗高村百姓惣代：九郎右衛門、外15人以上(後欠) ●欠	内容は通し番号37と同じ。	蔵分、紙疲劣 破損、虫喰いぼろ	原本	状	1		
37 1732	A 3	安永7年4月 (1778年)	一札之事	○宗高村庄屋：才次郎、親類証人：与兵衛 ※百姓代2人、組頭3人、庄屋仙次郎の奥書あり ●上湯日村庄屋：三郎左衛門、吉永村庄屋：(虫欠)	宗高村の庄屋才次郎は近年不如意に身上相続もままならず、公金支払いも困難となる。この才次郎を相手取り、百姓等が訴訟を起こす。掛川役所はこれを受理せず、結局百姓が不足金を一部引受けるということで、内済となる。	蔵分、前欠、虫喰い欠字が目立つ。紙がぼろ。	原本	状	1	○	81
38 330	A 3	文化4年7月4日 (1807年)・卯	一札之事	○下湯日村百姓代：久右衛門、組頭：甚右衛門、庄屋：源左衛門 同七左衛門 ●上湯日村・村役人中	下湯日村の養明寺の留守居恵観僧が上湯日村にて突然死去した、ということで、早速養勝寺小末寺の者が立ち会い調査したところ、卒中と判明、下湯日村に引き取った。以上報告。		原本	状	1	○	81
39 331	A 3	文化4年7月4日 (1807年)・卯	一札之事	○下湯日村養勝寺、同所小末寺：湯泉寺 ●上湯日村 村役人中	内容は通し番号38と同じ。		原本	状	1	○	81

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原 <sub>コ</sub> 写 本 <sub>本</sub> 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
40 332	A 3	(文化4年)7月4日 (1807年)・卯		下湯日村養明寺留守居死去一札	○なし ●なし	これは通し番号330、331の包紙と思われる。		原本	状	1		
41 329	A 3	文化5年正月10日 (1808年)・辰		一札之事	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●切山村御役人中	切山村の番人伴助倅音吉が今日10日朝上湯日村内三ヶ間内という所で死んでいた。当村の者が早速立会い調べたが死骸に損傷はなく大雪にて寒さで凍え死んだと思われる、早速切山村へ連絡し立会い検分した処、伴助倅音吉に間違いはないとのこと、それでこの死骸を引き渡す。		原本	状	1	○	81
42 264	A 3	文化5年正月 (1808年)・辰		一札之事	○切山村庄屋:三郎太夫、組頭:次左衛門 ●上湯日村御役人中	当村切山村番人伴助の倅音吉が1月6・7日と家出し、今10日朝上湯日村内にて死したとの報せを受ける、体に傷などはない。音吉は薄着で大雪のため死んだものと思われる。早速当村に引取りたく遺体の引渡しを願いたい。		原本	状	1	○	81
43 270	A 3	文化8年12月 (1811年)・未		一札之事	○嶋田宿支配内南浦当人:伊右衛門、同甚右衛門、同所五人組嘉兵衛、同喜兵衛、同源兵衛 ●上湯日村御役人中	此の度私共上湯日村古林へ入り込み、鎌・鉈でもって樹木を伐り出したこと、村役人に見つかった。赦されることではないが宿内の四郎三と源兵衛がお詫びに行き、赦された。以後南浦70軒の内1人でもこのような仕業があったら各主方をはじめとしてお置きを受けることを約す。		原本	状	1	○	81
44 299	A 3	文化9年7月 (1812年)・申		なし (不審者の取締令)	○郡奉行所 ●なし	浪人体の者が村を徘徊し合力・止宿を強要し、また旅僧・修験・座頭・物乞いで強引に止宿をねだる者は逮捕すると、安永3年以来通達しているところであるが昨今浪人体の者大勢村に入り込み村方の手におえないとのこと、発見次第陣屋に申し出る事。即刻逮捕に向う。この御触れを村入り口・高札場等へ立札にせよ。	6月に公儀が発布、これをうけ、郡奉行が各地に公布したものの。	原本	状	1	○	81
45 624	A 3	文化10年正月 (1813年)・酉		一札之事	○金谷河原町:佐五兵衛、同所説言人:平八、同断:平五郎 ●上湯日村御林御番中:惣右衛門	我らはこの度上湯日村の御林に入り込み、立木を切取っているところを山番に発見された。この不埒な行為、誠に申し訳ない。今回は内分の扱ひとして内済となった。今後は急度慎むことを約す。		原本	状	1	○	81
46 333	A 3	文化10年2月 (1813年)・酉		一札	○下湯日村:要右衛門 ●上湯日村:藏八	私は先達、酒の上で石ヶ谷様(旗本領)の田地を下湯日村の田地の境と主張したこと間違いであった。その地は4~5年前、貴方・与八と立会いの上で境と決めたとこであった。酒の上の不埒とはいえ申し訳ない。組合立会い内済となる。		原本	状	1	○	81
47 327	A 3	文化13年正月 (1816年)		誤申一札之事	○下湯日村当人:文左衛門、證人:八郎右衛門、組合:庄左衛門 半左衛門、源次郎 ●上湯日村:次七	文左衛門は上湯日村の次七の林に入り込み不埒なことをした、このこと次七に発見され一言の申訳もない。各々相談しお詫びを申し入れたところ赦された。今後一切安りに刈取らないことを誓う。		原本	状	1	○	81
48 717	A 3	文化14年2月 (1817年)・丁丑		差上申御請連印之事	○上湯日村:孫兵衛、外62名連印(略) ●同村庄屋中	私等百姓は去る子年(文化13)11月17日、年貢減免要求のため掛川へ大勢越ぎ騒ぎ立てた。役所ではこれを嚴重に吟味し、今回はご慈悲をもってご赦免となった。このこと庄屋所で読み聞かされた。有り難い。百姓全員が請印してこれを拝する。 いわゆる掛川藩領の百姓一揆である。	・調査封筒入り ・長さ145cm ・裏打ちした紙の上から虫喰い進行。	原本	状	1	○	81
49 658	A 3	文政8年10月 (1825年)・酉		一札之事	○下湯日村当人:喜三郎、上湯日村證人:虎藏、同村證人:平十 同吉藏 ●上湯日村:宗作	上湯日村の宗作所持高の内手作り分、字六兵衛田の坪で、稲を刈取り召使の下男惣七、万吉、虎藏、平十の4人が私(喜三郎)宅に運んで来て、隠し置きを頼んだ。私はこれを承知し稲35把を預かった。このことが発覚、申し訳ないことをした。今回は特別の計らいで内済となる。以後慎む。なお今後貴殿(宗作)内の噂話はしないことも誓う。	長さ84cm	原本	状	1	○	81
50 625	A 3	文政11年2月 (1828年)・子		一札之事	○金谷河原町清水番人:三左衛門、同村五軒町證人:惣左衛門 ●上湯日村御林番衆中	私不届きにも上湯日村御林へ斧を持た込み立入ったところを山番に発見され、斧を取り上げられてしまった。惣右衛門が仲介人となり交渉の結果、今回は内済となり斧も無事貰い受けた。以後御林・野林に入り込むことは絶対にしないと約す。		原本	状	1	○	81
51 334	A 3	文政11年4月7日 (1828年)・子		御尋ニ付奉申上候	○下湯日村付番人:広治 ●上湯日村:三郎一	甲州出生の坊主が私方に止宿したが、一昨15日三太夫様方へ呼ばれ次のように申された。「この坊主は私の本家方に逗留し去る11日に立出、そして今度は貴方の家に止宿、当村には托鉢は無用、決して相手にしないこと」と。		原本	状	1		

52 817	A 3	文政11年8月 (1828年)・子	乍恐書付を以奉願上候	○上州新田郡岩松村名主：甚兵衛伴願人：応助 ●(奉行所)	時の代官・地頭の村への悪政に耐えかねて、村は違反・重罪は覚悟の上で越訴の運びとなる。その悪政とは、旗本知行所並に代官支配所の村方に公儀の貸付金が下りても地頭・代官の裁量で田畑を質にとりて利子を伴う貸付けとなる。此の返済が滞ると代官手代が廻村し強制的に取り立てる、それでもなお返済出来なければ手鎖・宿預となる。私個人の命を投げ出して公儀のために申し上げるとして越訴する。代表越訴型の百姓一揆といえる。	・調査封筒入り ・長さ190cm ・本状は、文政12年11月に写すとある。	原本	状	1	○	81
53 394	A 3	文政12年11月 (1829年)・丑	相頼申一札之事	○上湯日村組頭：久兵衛 外12名連印 ●同村：六右衛門	この度下湯日村との間に出入りが生じた、その惣代を貴方をお願いしたい。出入り・交渉は貴方の決断に任せる。すべてを委任した以上はどんな結果になっても文句はない。		原本	状	1	○	81
54 2035	A 3	(文政13年)正月 (1830年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：三郎一 同村組頭：久兵衛・甚六の奥書あり ●増井良介	下湯日村との出入り一件に付いて、上湯日村出作惣代の者共が江戸表へ詰めていたが、去る暮れに越年・帰村を仰せ付けられた。その代わりとして庄屋三郎一と百姓六右衛門・文作、組頭三太夫が江戸に向けて出立したくこの件お願いし、更に江戸屋敷への添え状をいただきたいお願いあげる。	蔵分	原本	状	1	○	81
55 2036	A 3	(文政13年)2月 (1830年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭：久兵衛、同甚六 ●増井良介	下湯日村との出入り一件で惣代として当村の百姓久作・亀次が江戸奉行所へ願い出るべく出府しているが、この者母親が病氣、その介抱のため帰村させ、文次・伝七を替りに出府させたい、許可されれば17日に出立したいので江戸御屋敷迄添状を願いたい。	蔵分	原本	状	1	○	81
56 2034	A 3	(文政13年)・3月 (1830年)・寅	乍恐以書付奉申上候	○御領分上湯日村組頭：久兵衛、同甚六 ●増井良介	下湯日村との出入り一件に付き、当村百姓久作を出府させて江戸に詰めていたが同入実母病氣に付き帰村させ、代人として、久四郎を出府させることを申請・許可されたので、久作帰村したのでこのこと届出る。	蔵分	原本	状	1		
57 2033	A 3	文政13年6月 (1830年)・寅	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●小野良右衛門	下湯日村との出入り一件で当村百姓六右衛門を江戸詰めにしていたが、その父親平蔵が急病、そのため江戸屋敷へ願い入れ六右衛門を帰村させた、13日帰着する、このことお届け。	蔵分	原本	状	1		
59 2031	A 3	(文政13年)6月 (1830年)・寅	乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●小野良右衛門	下湯日村との出入り一件に付き、当村組頭三太夫と百姓文次の両人は先だって江戸に詰めていたが、この度帰村、このことお届けする。	蔵分	原本	状	1		

68 390	A 3	天保3年4月2日 (1832年)・辰	預申一札之事	○下湯日村番人:広次 ●上湯日村御庄屋:瀧 三郎一、組頭:三太夫	先月29日、留守中に乞食風の男3人が家に忍び込み、緞子古女帯、棧止古男綿入れ1ツを盗まれた模様、と言うのも家から男3人が出てくるところを隣家の伊左衛門が見かけている。村中で追っ掛けたが取り逃がした。逃げる時盗んだ品物を捨てたが、それは我が家のものではなかった、と報告する。		原本	状	1	○	81
69 2054	A 3	天保3年4月 (1832年)・辰	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村組頭:三太夫 ●小野良右衛門	去る月29日、当村百姓彦左衛門夫婦が作場に出掛けた留守に乞食風の男3人が入り込み衣類の数々を盗む、この物音に隣家の伊左衛門が気付き大声を出したので3人の盗人は品物を放り投げて逃げ去った。その品物は彦左衛門所有のものではないものもあった。以上のことを報告する。	蔵分	原本	状	1	○	81
70 2055	A 3	天保3年4月2日 (1832年)・辰	預申一札之事	○下湯日村番人:広次 ●上湯日村御庄屋:三郎一、組頭:三太夫	先月29日、彦左衛門家内に3人の乞食風の盗人の盗品の中に次の品物あり、これは彦左衛門所有ではないとのこと、指示された通り私が預かっている。それは緞子古女帯しめ1ツ、棧留織男古綿入れ1ツとある。 この番人からの文書を4月4日に支配所に提出。この文書あり。	蔵分 この頃三郎一母親が死去し忌中の為に組頭の三太夫が処理したもの	原本	状	2	○	81
71 1113	A 3	天保3年5月20日 (1832年)・辰	一札之事	○上湯日村専寿院旦那:甚六、外7名連印、 同村養勝寺旦那:市郎兵衛、外3名の奥印あり ●瀧 三郎一・三太夫	金谷宿取次の菩提寺専寿院が零落、この修復金に困り、寺住僧と金谷宿の旦那が当村旦那へ個々に回り一口加入を説いた。その時甚六は積立金一口加入した、そしてこれを落札し、当村の百姓分とし、以後の掛け金を百姓にも割当てた。このこと村役人の三郎一や三太夫には内緒にし、他宗派松林寺で審合の時きめている。これに賛成しない百姓には一軒一軒回って集金する始末、このことが村役人に発覚し、甚六等旦那は詫言を入れることとなる。	蔵分 長さ206cm	原本	状	1	○	81
72 627	A 3	天保3年9月 (1832年)・辰	一札之事 (その1)	○金谷宿十五軒 当人父:久四郎、同宿同断請人:久右衛門 ●上湯日村:藤兵衛	鋸1枚・斧1丁、これは私の俵七蔵が不届きにも上湯日村御林内に忍び込み松の古根を伐り取ったもの、この様子を御家来に見えられ、上記道具を取り上げられてしまった。この始末お詫言をし、今回は内済扱いとされた。今後忍び込みはしないことを約す。		原本	状	1	○	81

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
73 626	A 3	(天保3年) (1832年)	9月 辰	覚 (その2)	○金谷宿十五軒:久四郎 ●上湯日村:藤兵衛	鋸1丁、斧1丁、この道具この度お返し頂き、たしかに受け取る、とする領収。 通し番号72と関連する文書。		原本	状	1	○	81
74 1108	A 3	天保4年2月 (1833年)	巳	差出申一札之事 (包み袋入り)	○上河原新田当人:惣助、同村百姓8名の奥書あり ●上湯日村:三太夫	①5年前丑年より去る辰年迄上河原新田の惣助は、上湯日村三郎一方へ奉公に入っていた。その時同村喜助の娘と恋仲になり駆け落ちし村を混乱させた。結局、この娘を妻にすることを願ったが父喜助は不承知、しかし村人の取り計らいで縁組成立。②惣助が三郎一方へ奉公していた時のこと、同輩に太吉がいた。この太吉と共に、三郎一の子息伝作(12才)をそそのかし、薩家から金子を引き出させる等の悪事を行なった。このことに付き太吉の詫状と金子領収書を同封する。	蔵分 虫喰い、紙の破損あり	原本	状	3	○	81
75 2199	A 3	(天保4年) (1833年)	4月 巳	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村組頭:甚六、庄屋:瀧 三郎一 ●石塚市郎右衛門	当村字後原という所で乞食風の男の死体を発見した、その報告書。すなわち、去る14日7ツ半頃(5時頃)百姓五右衛門が届け出たが、それによると、年令は40才位、切り襦袢を着て、木綿袋につき麦少々と銭115文・笠1コを所持。	蔵分	原本	状	1	○	81
76 286	A 3	天保4年9月11日 (1833年)	巳	覚	○武浪惣代:柳 清四郎 ●上湯日村御役元	金2朱(内、金1朱は当5月借用する)、これは来る午年分の御仕切料として受納されたもの。		原本	状	1	○	81
77 287	A 3	天保5年正月7日 (1834年)	午	覚	○浪人惣代:柳 清四郎、加藤行蔵 ●上湯日村御役元	銀2朱、これは来る未年の仕切料として、賄い方難儀に付き前借りしたもの。		原本	状	1	○	81
78 300	A 3	天保6年4月29日 (1835年)	未	覚	○浪土惣代:柳 清四郎 ●上湯日村御役元	金2朱、これは来る申年の仕切料として相違なく受け取る。		原本	状	1	○	81
79 2083	A 3	天保7年正月 (1836年)	申	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓願主:伝七、組合:平八 庄屋:瀧 三郎一の奥書あり ●犬塚市郎右衛門	伝七の親類伝蔵の女房むら(27才)が4年前ふと家出した。親類・組合等方々探し回ったが不明、役所からは30日尋ねを数度指示され、以後永尋ねとなった。ところが去る秋、金谷宿源助方に立寄っていたことが判明、むらの家出の言い分は次の通り。24拝参りを望んでいた。しかし許可される筈もないと思家出したが、関所も通過ならず結局日雇い稼ぎ等をしてその日その日を過ごして来た。帰村したいがその願いも出来ず、金谷迄立ち帰ったとの事、この帰村願い	蔵分	原本	状	1	○	81
80 289	A 3	天保7年9月 (1836年)	申	覚	○武浪惣代:柳 清四郎 ●上湯日村御役元	金2朱、これは賄い方に差し支え、止むなく来年分の助成料として受納されたもの。たしかに受け取る。		原本	状	1		
81 2260	A 3	天保8年9月 (1837年)	酉	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当村百姓伝兵衛宅に盗賊が押入る。盗品は21品にのぼる(横帳に記載)、その時伝兵衛は同村親類与左衛門頼いに付き看病にて留守、母・女房・子供は就寝中で気付かず、目覚めて翌朝発見となる。この件お届け。盗品は衣服が多い。	蔵分	原本	状・横	2	○	81
82 283	A 3	天保8年11月10日 (1837年)	酉	覚	○浪土惣代:柳 清四郎 ●上湯日村御役元	金2朱、この金子、浪人の為の助成料として相違なく拝納されたもの、その請取状。		原本	状	1	○	81
83 2291	A 3	天保8年12月 (1837年)	酉	差出申一札之事	○上湯日村久八親類、同村孫右衛門、同久右衛門、同伊左衛門、五人組惣代:甚五兵衛、同忠右衛門 ●同村御役人中	久八の妻かねは、夫の久八が江戸表に奉公に出て留守をよいことに、身元のはっきりしない男と同道、行方定まらず歩き回り、やっと当年8月立ち帰った。これを契機に親類・組合が意見するも改心しない。それで親類・組合相談の結果このかねを離縁させることに決まる。夫久八や郷中まで私等が責任をもって対処する	蔵分	原本	状	1	○	81
84 2090	A 3	天保8年 (1837年)	丁酉	乍恐以書付奉願上候	○遠州榛原郡上湯日村組頭:甚六 ●小野良右衛門	当村百姓利八(もと庄右衛門伴で庄五郎という)を江戸屋敷より引取りに来いとの指示あり赴いたが、この利八、病気で歩行かならず道中篤庵雑子足2人必要、あれこれ諸方面にお願いし、路銀も工面しやっと12月28日兩人共帰村。この利八不埒者にて去る8月親内より勘当されていた。乞食仲間と同道江戸に入ったが病氣(ひせん)となっていた。	蔵分 関係文書が全部で4枚ある	原本	状	4	○	81
85 256	A 3	天保9年正月 (1838年)	戌	一札之事	○駿府代官岸本十輪支配所駿州嶋田宿年寄頼に付き代左衛門、同断に付き代安平 ●太田備前守領分遠州上湯日村庄屋:瀧 三郎、組頭三太夫外	嶋田宿百姓三助の伴太七が、上湯日村地内鎌塚にて梅木に首吊り死す。これは気分逆上、氣迷いの自殺に相違ない、検死も済み、宿内の身寄りの者4名が立会い死骸を引き取る。この間お世話になったことの礼を述べる。		原本	状	1	○	81

86 1804	A 3	天保9年2月1日 (1838年)・戌戌	嶋田宿太七横死一件諸扣 上湯日村	○上湯日村組頭：三太夫、庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当村百姓藤右衛門は、その屋敷の山原道の傍ら楊梅の木に藤蔓にて首吊り自殺した男を発見、報せを受けた庄屋もこれを確認、身成風体から遠方の者と思われず着物・履物、死体の状態等を役所に報告する。その後、検死も済み、自殺者は嶋田宿の三助の俣とわかる。その後嶋田宿身寄りの者の検分あり遺体引取状もあり	蔵分	原本	縦	1	○	81
87 661	A 3	天保9年7月 (1838年)・戌	差出申一札之事 (郷念仏高張竈竿事件)	○下湯日村百姓惣代：源次郎、又兵衛、清右衛門 ●上湯日村御百姓惣代中	お盆中のであった。下湯日村の者共は村内軒別に念仏を唱え廻り、当月14日夜当村藤蔵宅に集まった。その時、念仏道具の一つ高張り竈の竹竿を垣根の間より往来に向けて立て掛けておいた。丁度そこへ御用廻状を届けるべく上湯日村の富蔵が通りかかりその竹竿に突き当たり念仏道具が破損してしまった。これが事件の発端である。富蔵はその時詫びもせずそのまま帰り、後で上湯日村から詫び人を差し向けた。しかし下湯日村人はこれに応じず弁償せよと迫り、村同志の対立は深刻なものとなり、公儀への提訴にもなり兼ねなかった。結局廻状届け、牛馬の通行の妨害にもなるということで、逆に下湯日村も謝り内済となる。	長さ95cm	原本	状	1	○	81
88 968	A 3	天保9年7月 (1838年)・戌	覚 (郷念仏高張り竈竿事件の覚)	○上湯日村小前惣代：次六、三四郎、弥左衛門 ●下湯日村御百姓惣代中	事件の内容は通し番号87と同じ。結局内済となるが、それは仲介人として沼伏村庄屋惣右衛門が世話をして和睦内済となる。		原本	状	1	○	81
89 819	A 3	天保9年7月 (1838年)・戌	下湯日村郷念仏高張竿一件覚 (下湯日村对上湯日村)	○略(上湯日村百姓3名から下湯日村惣百姓へ 下湯日村惣百姓から上湯日村惣百姓へ) ●略	この事件(内容は通し番号87と同じ)の落着は沼伏村の仲介によりやと内済となるが、ここには、①事件のあらずじ、②上湯日村百姓3名から下湯日村惣百姓に宛てた詫び状、③下湯日村百姓惣代から上湯日村百姓惣代に宛てた詫び状2通(一通は下書き)がある。	調査封筒入り	原本	状	4	○	81
90 2091	A 3	天保9年 (1838年)	①嶋田宿老丁目太七変死一件取調 ②御林江金谷河原町之者忍伐一件	○略 ●略	標題①の内容は通し番号85と同じもの。 標題②、上湯日村地内山林で、金谷河原町の人4人が薪を拾っているところを上湯日村の番非人が発見、女の所持していた鎌・背負縄等を取り上げる、このことから事件は思わぬ展開をして行く。	蔵分 ・縦帳面2冊を一つに綴る。その1冊は②の事件のみ記載する。	原本	縦綴り	1	○	81
91 290	A 3	天保10年3月 (1839年)・亥	覚	○武浪惣代：柳 清四郎 ●上湯日村御役元	金2朱、これは当亥年の御助成料として受納されたもの。その領収書。		原本	状	1		
92 291	A 3	天保10年5月 (1389年)・亥	覚	○惣代：柳 清四郎 ●上湯日村御役元	金2朱、これは来る丑年の御助成料として受納されたもの。その領収書。		原本	状	1	○	81
93 284	A 3	天保10年5月 (1839年)・亥	覚	○惣代：柳 清四郎 ●上湯日村御役元	金2朱、この金子、子年よりの御助成料として下されたもので、相違なく受け取る。		原本	状	1		
94 2305	A 3	(天保10年)12月 (1839年)・亥	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当村六助家に一昨日5日夜8ツ時(2時頃)盗賊2人侵入、早速発見し追い掛けたが行方知れずとなる。盗まれた物は米2俵余りと銭400文、以上届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	81
95 292	A 3	天保11年11月1日 (1840年)・子	武浪助情料證書	○浪士惣代：花房藤吉、牧野達三郎、福嶋右門 ●上湯日村御役元	金1朱、これは例年の通り御助成料として下されたもの。この年限り一統、止宿や足料の無心、一切しないこと約す。		原本	状	1	○	81
96 288	A 3	天保12年正月 (1841年)・丑	覚	○惣代：福島右門 ●上湯日村御役元	金1朱、これは来る寅年の助成料を前借りしたもの、領収する。		原本	状	1	○	81
97 2328	A 3	天保12年4月 (1841年)・丑	なし (鉄砲改に付き届出)	○上湯日村組頭：三太夫、同甚六、庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	用心鉄砲2挺(三郎一と甚六が所持)、漁師鉄砲3挺(清右衛門、久兵衛、三四郎所持)、これ以外はなし、と報告する。	蔵分	原本	状	1	○	81
98 2108	A 3	天保12年4月 (1841年)・辛丑	鉄砲御改書上帳(写)	○上湯日村組頭：三太夫、同甚六、庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	用心鉄砲2挺、漁師鉄砲3挺(玉目、持主略)と記載。	蔵分	原本	状	1	○	81
99 2339	A 3	天保12年7月 (1841年)・丑	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	禅宗松林寺は無住にて鉄砲は所持していないことを報告する。	蔵分	原本	状	1		
100 33	A 3	天保12年7月7日 (1841年)・丑	差上申一札之事	○上湯日村当人：庄右衛門、同五人組喜助、外3名、同村請人： 彦左衛門外14名 ●同村御役人中	当村庄右衛門が先達より西原にて渡世小屋を作り酒等売っていたが、当月5日のこと、金谷辺の者が当小屋にて博奕をしていたところへ丁度揚川御支配様が通りかかり発見された。厳しい沙汰あり、村全体へも厳重な注意を受けた。	3枚に分割されている	原本	状	1	○	81

101 2110	A 3	(天保12年)7月17日 (1841年)・丑	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	御用御支配様が上河原新田への通行中の出来事、上湯日村地内原中大松の根下にて4~5人の者がサイコロバクチをしていた。支配様通行に気付き、逃亡、サイコロ、茶わん、銭259文を残す、上湯日村の者共全員調べたがこれに加わった者はない。但し、上湯日村地内の出来事であったことで「急度叱」の処罰となる	蔵分 「急度叱」の請書と一部下書きあり。	原本	状	3	○	81
102 294	A 3	天保12年10月29日 (1841年)・丑	おぼえ	○福井半九郎弟：吉田八郎 ●上湯日村御役人衆中	鳥目10疋、(来る寅分の内)、これは御助成料として下されたもの。		原本	状	1	○	81
103 301	A 3	天保13年正月18日 (1842年)・寅	武浪御助情仕切證文之事	○吉田八郎 ●上湯日村御役人衆中	金2朱(去る丑年前借り共)、この金子相違なく受け取る、この上はこの年限中は、すべての浪士が申し合わせ、無心をしないことを取り決めた。		原本	状	1	○	81
104 293	A 3	天保13年2月 (1842年)・寅	武浪御情料證書	○吉田八郎 ●湯日村御役人衆中	鳥目20疋(来る卯年分の内)、これはやむなく要用に付き前借りしたもの。		原本	状	1	○	81
105 285	A 3	天保13年3月 (1842年)・寅	浪士御助情之事	○牧野達三郎、守倉小源太、寺内祐之輔 ●上湯日村御役人衆中	金2朱(吉田八郎金1朱借用分共に受納)、これは来る卯年分の浪士助成料として受け取る。この上は浪士一統申し合わせ、今年限中は一切立入らないことを約す。		原本	状	1	○	81
106 2116	A 3	天保13年9月 (1842年)・寅	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●松山嘉左衛門	①9月10日夜当村藤兵衛方へ盗賊入る、土蔵の窓金を外して忍び入った様子が翌11日朝発見、盗られた物は長持三掉中のもので都合24品あり(状)。全く異なる文書が同一の紙に書き上げてある。それは、大工蓄蔵の賃金として、1分10人と記したもの。②前記盗品を具体的に書き上げている帳面(横帳)。	蔵分 ①は状、②は横帳	原本	状・横	2	○	81
107 2130	A 3	天保14年2月 (1843年)・卯	鉄砲證文帳 榛原郡上湯日村	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一、組頭：甚六、三太夫、百姓：清右衛門、久兵衛、三四郎(以上鉄砲持ち主) ●掛川御役所	「差上申鉄砲證文之事」として次のように記載、猟鉄砲3挺(持主略)、用心鉄砲2挺(持主略)、計5挺、また、これら鉄砲使用の注意事項を列挙し(持主は腰札を必ずつけるなど)、これをかみならず守ると誓っている。	蔵分	原本	縦	1	○	81
108 2379	A 3	天保14年7月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●増井良介	今度村々の人別のもので、先年より追放、追払、所払になった者があればその名を全て書き上げ提出せよとのことだが、本村は該当者なしと報告する。又同一紙に27日殿様着城するのでお迎えの用意せよ、との達しに承知したと届け出る。	蔵分 下書き1通あり、	原本	状	2	○	81
109 2144	A 3	(天保15年)・3月 (1844年)辰	窮民之者共御尋ニ付書上帳(表書の扣)	○上湯日村組頭：三太夫、同甚六、庄屋：瀧 三郎一 ●増井良介	窮民として、当時19才の男が病身、42才の後家が病身、後家60才とその孫21才を挙げてこれを報告する。	蔵分 同文のもの2通あり。	原本	状	2		
110 2148	A 3	弘化2年2月 (1844年)・巳	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●増井良介	・43才後家、この者の暮し方貧しく、まだ養子もない。・31才の後家、この者旦那が死亡し、組合親類の者が行末について話し合っている。以上、報告する	蔵分	原本	状	1		
111 2483	A 3	嘉永元年7月13日 (1848年)・申	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●織本兵八	上湯日村百姓久作の屋敷囲内に昨日12日早朝、女子捨て子発見、2才位、方々問い合せるも捨て主不明、止むなく当村で養育している。以上報告する。	蔵分	原本	状	1	○	81
112 409	A 3	嘉永2年8月 (1849年)・酉	差上申一札之事	○上湯日村：清右衛門、外76名連印 ●御村役人衆中	先日当村我ら百姓は、村役人には内緒で、公儀への年貢減免、夫食米援助の要求等をなすべく相談していた。これは公儀から禁止されている「徒党」に等しく赦されることではない。今後一切寄合相談等はしない、という小前百姓の誓い。	・長さ197cm(連名部分が大半) 村方騒動の一種	原本	状	1	○	81
113 2159	A 3	嘉永2年9月27日 (1849年)・酉	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	宮城甚右衛門知行所下湯日村百姓九左衛門の娘とみが9月25日木の子取りに、上湯日村百姓持山字下原に入った。ふと小松の内を見ると木綿嶋切れがあり、それは8月27日夜家出した下湯日村百姓与七の娘ひさの単衣物に似ていた。そのこと帰宅後村役人に告げ、上・下湯日村役人が検分、結果、与七娘の物に相違なしと判明、届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	81
114 2164	A 3	(嘉永3年)7月 (1850年)・戌	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	当月20日宵のこと、当村百姓六郎兵衛家内の者共近所へ水風呂に外出したその隙に盗賊が忍込み、長持内の6品(棧留単物1、紺地の単物1、浅黄単物1、緞子女帯、紫縮緬越前、紺の脚絆)を盗み逃げ去る。翌21日朝発見、と注進する	蔵分 下書き2通あり、	原本	状	3	○	81
115 1394	A 3	嘉永4年 (1851年)・辛亥	差上申詫書之事	○上河原新田組頭：文右衛門 上湯日村：瀧三郎左衛門、岡田村庄屋権右衛門の奥印 ●和田喜一郎	内容は通し番号116と同じもの。その百姓連中をそそのかしたのが、この文右衛門という上河原新田の組頭であった。	蔵分	原本	状	2	○	31

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本 <sup>レ</sup> 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
116 1393	A 3	嘉永4年12月 (1851年)・亥		差上申詫書之事	○上河原新田百姓：豊吉外8名、上湯日村：瀧 三郎一と岡 田村庄屋権右衛門の和田喜一郎宛ての奥書あり。 ●村方庄屋；彦右衛門	我ら上河原新田百姓共は次のような不埒な振舞いをしたので厳しいお咎めを受ける身分であるが、御用達上湯日村の瀧三郎左衛門の計らいで詫びをいれ内済となった。その不埒な行為とは、①当地内に用水引き入れの件で井口村より苦情の申し入れあり、村役人が掛合い中、百姓が勝手に行動し混乱させた事、②当9月御母人死去・葬儀の際規則に反して高価な酒を買い酔っ払い迷惑をかけた事、③文政年間、一度不埒なことをして咎をうけ、この時以後正道に立ち帰ることを誓ったのにこれに違約したこと。	蔵分 虫喰いあり、2枚続きの文書(下書き)	原本	状	2	○	81
117 1273	A 3	嘉永5年10月 (1852年)・子		願書扣	○太田摂津守領分遠州榛原郡上湯日村組頭：八郎市 ●寺社御奉行所	上湯日村百姓八右衛門は5月7日朝村内字下原にて死体を発見。後調査の結果この死体は井口村甚太郎の親甚右衛門とわかる。借金返済をめぐる酒の上の争いで他殺らしい。この件の本格的調査が始まる。それで発見者八右衛門に出頭の指示があった。ところがこの間に、八右衛門は妻に入った家から離縁され実家の初倉村に戻り元の名前岩次郎と名乗っている。しかもこの初倉村の領主は高木市太郎知行所である。そんなところから八右衛門つまり岩次郎を寺社奉行所に連れ出すのに上湯日村の組頭八郎一が色々苦心している様子がわかる。	蔵分	原本	縦帳 の綴り	1	○	81
118 253	A 3	元治2年 (1865年)・丑		本書為替之事	○上湯日村先庄屋：三郎左衛門 ●同村組合中	当村幕領御林にて先年助左衛門が伐荒らしたことがあった。この件は内済としたが、その時五人組の者が庄屋に一札を提出した、この一札を五人組の者が返して欲しいとのことだが、今見当らないので替りに本状を渡す、元の一札が見つかった時点で本状を返却されたい、という取交わし。	原本	状	1	○	81	
119 851	A 3	6月19日 ・子		宗作に相尋候ケ条之事	○なし(瀧 当主) ●なし(宗作)	私が前々より周知していた通風の薬のこと、宗作に話したところが、事前に相談もなく亥亥春より売買するつもり、能書の振行のことも一切我に相談なく・・・、ということから始まって宗作の平常の不行跡を一つ一つ取り上げその返答をせまっている。	調査封筒入り 瀧家裏子宗作の一件文書	原本	縦	1	○	81
120 407	A 3	7月1日 ・寅		差上一札之事	○上湯日村親類引請人：彦左衛門、近所引請：久作 外7名連印 同村引請人：源七 外37名連印 ●当村御村役人中	下湯日村百姓の与八は先日渡世の為に上湯日村の親類彦左衛門を頼りに立て、上湯日村の地で商稼ぎをはじめた。その場所というのが彦左衛門地内に借地しての上湯日村の真ん中に当たった所であった。そして与八家内の者は下駄を履き行き来するなど派手さが目立っていた。さて当寅年、公儀より騒音禁制の条々が発布された。これを契機に与八商売を当村から撤退させるべく村役人等は申合わせた。与八大いに驚き親類近所の者に依頼し何度も上湯日村役人に願う。結果与八は許可された。この事与八は感謝し公儀の定めも急度厳守を約す。	長さ151cm	原本	状	1	○	81
121 848	A 3	3月7日 ・亥		以書付奉願上候	○上湯日村六郎右衛門組合惣代：甚助・伝六 ●御村役人中	村内の甚助・伝六の組(五人組)のもとに六右衛門一家がある。この六右衛門は日頃より不行跡が目立ち、意見しても一向に効き目がない。また自分勝手に家を出ておきながらその責任を組合になすりつける始末。どうかこの者をわが組合から除外してもらいたい、との願状。	調査封筒入り 虫喰いあり 通し番号122と共通	原本	状	1	○	81
122 849	A 3	・(亥)		始末書 (六右衛門不行跡の件)	○なし ●なし	六右衛門の不行跡は、その同五人組の者を困らせ、本家八郎一も困り、ついに八郎一は組頭役の辞退を申し入れる。一方、六右衛門は周囲の意見を無視して無断で他所に出るし、他所で村人の他人の名前を語って借金、米売りを村人を困らせている。この六右衛門今行方不明になっているのを好都合として、同五人組から除外してもらいたいと願出でる。	調査封筒入り 通し番号121と共通	原本	状	1	○	81
123 1178	A 3	3月7日 ・亥		(前欠) (六右衛門不行跡の件)	○上湯日村六右衛門組合惣代：甚助、同伝六 ●御役人中	六右衛門の此迄の不行跡を挙げ、この者は村人の異見を聞かず、村役人を相手取るような不法者なので、この者を我ら組合から除外して欲しいと訴えたもの。 ※ 紙がロボロで虫喰い、欠字も多い。	蔵分 通し番号121・122と共通	原本	状	1		
124 1383	A 3	12月 ・亥		覚	○上湯日村庄屋：瀧三郎左衛門 ●和田喜一郎	定右衛門宅で12月家内の者が農作業の留守している隙に盗難にあった。そしてその品物を挙げる。それは羽織、袴、袷外6品、計9品となる。	蔵分	原本	状	1	○	81
125 1117	A 3	5月		覚	○なし ●榛原郡上湯日村：儀助	儀助は無宿者文五郎から盗品とは知らず荷鞍1背買取る。このことで寺社奉行から裁許あり、品物は持主に返却、代銀350文は儀助に返されると奉行通達あり	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	81

126 1734	A 3	12月 (文化13年)	覚	○なし ●上湯日村百姓:長太	当年違作なので村方はお手当米を受けたが、百姓等はこれをまだ不十分とし、更に大勢で相談し掛川に押し掛け騒ぎ立てた。長太もこれに誘われたが、理不尽だとして加わらなかった。この態度にたいして藩は米6俵を与えて称揚した。	蔵分 虫喰い著しい、紙劣化 (文化の百姓一揆)	原本	状	1	○	81
127 1737	A 3	2月20日 (文化14年)	覚	○なし ●榛原郡上湯日村百姓	去る11月27日、上湯日村の百姓等は年貢減免の為掛川に行き騒ぎ立てた。庄屋三郎一が、年貢の皆済がかなうよう工面するというのも耳を貸さず、掛川迄出掛けて騒ぎ立てた百姓等の振舞い赦しがたいが、三郎一の計らいから無謀に走らなかつたことから、今回は咎めにしないこととする、という藩からの申し渡し。	蔵分 (文化の百姓一揆)	原本	状	1	○	81
128 1167	A 3	なし (文政13年カ)	断書之事	○瀧氏(宗作が門前に貼り紙を出したのもの) ●なし	黒田源五郎、柴田伴作、永井五郎兵衛、大鐘太左衛門等5人の者を瀧家門内に決して入れない事、強いて入って来たら当方の思い通りに取計らう、との立札。	蔵分 通し番号65と関連	原本	状	1		
129 939	A 3	なし (文政13年カ)	なし (宗作一件)	○なし ●なし	遠州山名郡堀越村五兵衛弟、当寅(文政13)年28歳、の宗作は不法・悪党として、この宗作の行動を書付ける。又この為浪費した金品も載せる。結局この宗作は離縁され、兄の五兵衛方に届けられる。	調査封筒入 通し番号60と関連	原本	横半	1		
130 942	A 3	なし (文政13年頃カ)	荷物覚書 (宗作離縁に付き)	○なし ●なし	宗作離縁に付きその荷物すべてを、三太夫、六右衛門立会いの上、五郎右衛門宅にて宗作の伯父惣次に渡す。その荷物=宗作の所持品を列挙している。	調査封筒入り	原本	横帳	1		

## B-1 土地-検地

131 825	B 1	文禄2年11月11日 (1593年)	榛原郡湯日村御検地水帳	○なし ●なし	「高木田(小字)上田1反1畝22歩、五郎右衛門分甚右衛門」という記載方法の一例で見る通り、本検地帳は、上田のみならず田畑等級上・中・下の全て「分付形式」の記載となっている。(但し屋敷はこの限りではない)。最後に次のような反別記載がある。上々田3反3畝(1反に付き1石4斗)、上田17町8反9畝13歩(1反に付き1石3斗)、中田15町3反2畝8歩(1反に付き1石2斗)、下田13町9反2畝7歩(1反に付き1石)、上々畠2反6畝5歩(1反に付き8斗)、上畠1町8反3畝9歩(1反に付き8斗)、以下欠字部分あり不鮮明。但し、石盛は7斗、5斗、4斗とあり、以上、計55町6反5畝22歩となっている。	調査封筒入り ・文禄2年当時、湯日村に上・下なく1村だと記してある。この記載は裏表紙にあり、この表紙は後世仮表紙でカバーし、原本表紙を保護したもの。	原本	縦	1	○	81
132 821	B 1	慶長9年 (1604年)・甲辰	御水帳 老冊 (後世の写)	○なし ●なし	記載形式は、「坂下(小字)中田4畝、兵五郎」という形態で、所在地小字ごと、土地の種類と等級、土地面積、名請人を載せ列挙している。その反別合計は上田4町1反1畝1歩、中田4町3反7畝1歩、下田4町6反2畝15歩、上畠4反6畝11歩、中畠3反4畝12歩、下畠8反3畝10歩。「慶長9年、湯日かみ、しモー村の時、伊奈備前守御検地帳と申し伝え候」とあるので、後世の写とわかる。また、「始末の紙開け失う」とある。	調査封筒入り	原本	縦	1	○	81
133 1272	B 1	寛文2年9月 (1662年)・寅	新田御水帳引出番付帳 式冊 上湯日村	○秋野伝兵衛、河井五兵衛 ●なし	小字ごとに反別とその名請人を列挙する。その名請人延べ数670人、その名請人の内、分付形式により記載が185組ある。この内分付主が三郎兵衛となっているものが147組、三右衛門36、その外は五郎右衛門1、甚兵衛1など、1となっている。反別合計13町8反7畝25歩、石盛は、田地が上13、中12下10、畑が上8、中7、下5、屋敷10、分米合計106石2斗4升8合。 ※ この外、元禄6年、石ヶ谷十郎右衛門に渡す分、本田反別・分米の帳面を一括綴じ込んでいる。	蔵分 紙数48枚	原本	縦・綴り	1	○	81
134 1278	B 1	寛文2年 (1662年)・寅	寛文年中上湯日村本新田 畑御検地御水帳 御下書 野帳也	○なし ●なし	小字ごとに、反別と名請人を列挙している。延べ人数907人、その内、分付形式の記載になるもので、三郎兵衛分付主の分付百姓271名、三右衛門の分付百姓94名、外に孫右衛門の分付百姓3名、外に、五郎右衛門と甚兵衛が1人づつの分付百姓を持っている。反別合計の記載はない。	蔵分 紙数90枚 虫喰いあり	原本	縦	1	○	81
135 1277	B 1	寛文7年10月23日 (1667年)・未	寛文7年末10月23日御改 鎌塚新田御水帳之写 宝暦4年戌12月当代持主改 上湯日村	○秋野伝兵衛、河村五兵衛 ●なし	鎌塚新田における反別と名請人が列挙される。紙面を上・中・下の3段に分け、上段に田畑反別を、中段に寛文7年、下段に改め宝暦4年の名請人が(推定)記載される。反別合計3町8反8畝10歩、分米合19石6斗1升5合となっている。なお、名請人の欄、中段と下段の名請人の推移については同名のものもあるが、変化したものが多い。	蔵分	原本	縦	1	○	81

136 874	B 1	元禄3年2月 (1690)・午	(坪付一下湯日村証文)	○下湯日村地主：市右衛門、證人：七左衛門、同断八左衛門、同断甚五郎 ●同村：八大夫	中田2口、この作人：沼伏村の仁左衛門、下田2口、この作人：初倉村の吉兵衛と湯泉寺で、反別合5反7畝19歩、分米合6石1斗3升2合、と記載あり。		原本	状	1	○	81
137 822	B 1	元禄6年5月 (1693年)・癸酉	石ヶ谷十郎右衛門様渡高 上湯日村	○なし ●なし	上湯日村内の旗本石ヶ谷へ渡す分は、本田と新田の分に分けて記載される。記載方法は、上田の反別、分米とその各持主、外、中田、下田、上畑、中畑、下畑、屋敷と続く。最後に本田、新田の計あり、合計高29石8斗7升とある。	調査封筒入り 水帳からまとめたものか。	原本	縦	1	○	81
138 902	B 1	元禄9年12月30日 (1696年)・子	坪付之覚	○上湯日村本主：九右衛門、同所證人：金兵衛、同彦左衛門、同六兵衛 ●同村：三郎兵衛	九右衛門所持の本田(下田4口・中田1口)、反別(略)の分米合3石3斗8升6合、新田(下田3口)の分米合2斗2升3合、以上この坪付を写し渡す、とある。		原本	状	1		
139 1256	B 1	宝永3年3月 (1706年)・丙戌	石ヶ谷御知行上湯日村御 水帳写 (文化2年写す)	○瀧 賀惣二 ●なし	土地所在、小字毎に、名請人とその反別を列挙する。延べ69名、反別合計：本新田畑2町9畝18歩、分米合19石1斗8升8合3勺、外に、糠藁代、荒地(1町2反4歩)あり。	蔵分	原本	縦	1	○	81
140 1944	B 1	宝永7年3月26日 (1710年)・寅	(田畑坪付の覚)	○上湯日村：善三郎 ●同村：三郎兵衛	本田坪付(屋敷・田畑)、反別合2反3畝10歩、分米合2石1斗8升1合1勺 新田坪付：上畑反別合1畝19歩、下畑反別合2畝18歩、分米合2斗6升6勺と報告する。	蔵分	原本	横綴	1		
141 906	B 1	享保13年2月 (1728年)・申	田地坪付覚	○彦五郎 ●三郎兵衛	中田・上田・下田(計7口)の反別合2反3畝27歩、畝田米9俵1斗、以上に相違なし、とある。		原本	状	1		
142 1436	B 1	元文元年7月22日 (1736年)・辰	石谷主膳様御分本新名寄 写 庄屋：六兵衛より写取 上湯日村	○なし ●なし	表題帳面の外に、「元禄6年酉5月 石ヶ谷十郎右衛門様へ渡り」の表題の横帳あり一括綴込み。いずれも個々人の反別・分米が記載されている。	蔵分	原本	横綴	1		
143 1262	B 1	寛保3年4月 (1743年)・亥	田・畑高反別書上帳 上湯日村	○なし ●なし	表紙に「この帳面、相良御役所へ上ケ、相違なく収める、末々までの扣帳を以て反別仕立て申すべく候」とある。本田高224石9斗1升2合(反別20町5反5畝26歩)、新田高117石5斗6升7合(反別16町6反6畝28歩)に分けて委細記載する。	蔵分	原本	縦	1	○	81
144 1411	B 1	寛延3年2月 (1750年)・午	田畑覚 久兵衛より幸八 請取帳 瀧氏	○なし ●なし	帳面内部は虫喰い、紙貼りつき開閉できない箇所が大部分、「6俵 半四郎、2俵2斗 忠五郎・・・」という形で小字をあげて列挙する。	蔵分 虫喰い・紙貼り付き	原本	横	1		
145 357	B 1	寛延3年3月 (1750年)・午	青池村水帳写 伝八分	○青池村百姓代：瀬兵衛、組頭：甚右衛門、庄屋：志加右衛門 ●青池村：七兵衛	伝八が所有する田畑・分米を小字ごとに列挙、名寄帳の一部か、分米合計6石6斗4升4合、となっている。		原本	状	1		
146 826	B 1	宝暦2年7月 (1752年)・壬申	御水帳引出帳 2冊之内 上湯日村 紙数23枚上紙共	○なし ●なし	2冊あって、その1冊は表題のもの、他の一冊は「遠州上湯日村水帳本田2冊の内、紙数28枚上紙共」とある。土地所在地小字ごとにまとめている。掛川藩太田撰津守内の柴田氏右衛門村支配の節、犬塚伝右衛門という役人がいて、寛延3年「田畑改め」があったが、その後村百姓の中にあれこれ不服をいう者あり、柴田氏右衛門が下吉田、岡田、植松の村の庄屋に改めを命じて、立合のもと吟味し本帳面が出る。	調査封筒入り 2冊ともに虫喰い著しく、欠字もある	原本	縦	2	○	81
147 1414	B 1	宝暦4年閏2月 (1754年)・甲戌	御水帳改反別小前所付明 細帳 榎原郡上湯日村	○なし ●なし	小前の石高を本田と新田に分けて列挙し、その本田総計20町5反1歩、高224石2斗5升5合で、次に水帳過不足差引が本新田ごとに示される(上田、中田中畑、下畑別に)。新田総計12町7反6畝15歩、分米97石7斗2升5合、外に3町5反4畝余り、鎌塚新田あり。	蔵分 紙数34枚	原本	横	1	○	81
148 1208	B 1	明和2年9月23日 (1765年)・乙酉	新開発願ニ付御林内御改 扣帳 一太田備後守御内中村権右衛門御改 久兵衛、三郎左衛門へ、則、三四郎へ渡一	○中村権右衛門 ●上湯日村庄屋中	2口合、7反6畝16歩(銀下分)とある。この場所、村役人が案内の上、改めた、反別は書面の通りである、としている。外に安永8年「永荒引返帳」を綴込み。	蔵分	原本	横綴	1		
149 1276	B 1	安永9年8月 (1780年)・子	御他領高書上帳 上湯日村	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●近藤官左衛門	榎原郡下の下湯日、沼伏、色尾、谷口、初倉、大柳、井口、岡田、南原、上湯日等の各村、計19ヶ村の高(草高)を、その内の引高と共に、それぞれ列挙している(支配者名も添える)。	蔵分	原本	縦	1	○	81

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本比真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
150 1204	B 1	文化8年5月 (1811年)・未		本新田方御用捨高書上帳 上湯日村	○上湯日村組頭:甚六、同仙右衛門、庄屋:八郎一 ●地方御役所	古来より御用捨高となっている本新田方の悪地は、元文5年に相良御役所へ提出して以来、そのままになっている。それを今度改めるということで書上げ提出するが、この場所の状態は従来全く改良されておらず、百姓も難儀しているので改定せずに従来通りをお願いしたい、と反別を書上げ提出したもの。外に、文化9年「本新田方御用捨高当免増分書抜帳」、「文化8年本新田畑去辰起返反別書上帳」を綴って一括する。	蔵分	原本	横帳の綴り	1		
151 1408	B 1	文化8年10月5日 (1811年)・未		御用捨高御見分ニ付御案内帳 上湯日村	○欠 ●欠	地方御役人出張の上、見分したことが表紙に書いてある。 ※ この中身は虫喰い、紙劣化、しかも貼りついて開閉不能。	蔵分	原本	横	1		
152 1407	B 1	文化14年9月 (1817年)・丑		田方早損場書上帳 上湯日村	○なし ●なし	表題の1冊の外に、文政5年田方損地小前書上帳、文政11年鎌塚前本新古荒の内起返冥加米、文政12年田方損地取調書扣帳、文政12年田方損地小前書上帳の5冊を一括綴り込む。	蔵分 虫喰い、紙劣化、紙貼りつき開閉不能	原本	横帳の綴り	1		
153 940	B 1	文政11年 (1828年)・子		田方損地年々起分 上湯日村	○なし ●なし	田方の損地を、文政11年と12年の川成分から天保6年川成分迄書付ける。外に、天保2年より年々起返分・植付届書、反別増入の覚の記載もある。	調査封筒入り 虫喰い激しく開閉不能 箇所もある。	原本	横半	1		
154 2037	B 1	(天保2年)4月 (1831年)・卯		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎一 ●地方御役所	当卯年の起返田地(5口)の箇所(5カ所)を、それぞれ御用捨免率を上げて届け出ている。	蔵分	原本	状	1		
155 2049	B 1	天保3年正月 (1832年)・辰		高調書上 上湯日村	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	諸国総石高については、元禄・享保年間に調査があったが、すでに年数も経過しその間増減も生じたので改めて今回取調べがある。上湯日村の場合は掛川藩領と石谷鉄之丞知行所に分けて記載し報告している。	蔵分	原本	綴り	1		
156 1768	B 1	天保3年3月 (1832年)・辰		覚	○石ヶ谷鉄之丞知行所、上湯日村組頭:六兵衛 ●同村御相給御庄屋中	石ヶ谷知行所分は、上湯日村で高30石2斗5升4合、この内、本田は19石1斗8升8合5勺(寛文2年検地)、新田高10石6斗8升1合5勺、御相給の太田備後守領分は344石5斗4升1合、以上、地頭役所へ報告したものと同一。	蔵分 虫喰いあり、	原本	状	1	○	81
157 2176	B 1	(天保3年)4月 (1832年)・辰		乍恐以書付御請奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●地方御役所	当年辰年の起返高(5箇所分と、その税率)を記載し請書として提出。	蔵分	原本	状	1	○	81
158 2070	B 1	天保4年4月 (1833年)・巳		差上申御請書之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●地方御役人	本田(御用捨免3ツ4分5厘)1石9斗4升、新田方(銀下引免4ツ)1石4斗で、また(銀下免3ツ5分)1斗5升、以上が当年起返を命ぜられた所。去る辰年の起返新田方分をも同封。	蔵分	原本	状	2		
159 2223	B 1	天保5年2月 (1834年)・午		差上申御請書之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●地方御役所	本田:去る丑より巳年迄、銀下引御用捨免3ツ4分5厘の所、新田:去る丑より巳年迄、銀下引御用捨免3ツの所、以上2箇所今年起返を命ぜられる、その請書	蔵分	原本	状	1		
160 1207	B 1	天保5年9月 (1834年)・午		鎌塚前新田畑反別名前帳 上湯日村	○なし ●なし	鎌塚前にある田畑で、34名が所持する反別が列挙される。結局水帳古筆通りで田畑反別合3町5反4畝8歩、分米合17石8斗8升8合、となっている。	蔵分	原本	横	1		
161 2075	B 1	天保6年4月 (1835年)・未		差上申御請書之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●地方御役所	本田方、新田方の起返の引受の書2通と、従来の起返箇所分(本田、鎌塚の本新田)の当未免増しの下達に対して承知したことを伝える文書の都合3通綴り込み	蔵分	原本	縦帳綴り	1	○	81
162 2087	B 1	天保7年3月 (1836年)・申		差上申御請書之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●地方御役所	本田4ヶ所、新田1ヶ所の当年起返を命ぜられ、この請書。	蔵分	原本	状	1		
163 1409	B 1	天保7年8月 (1836年)・申		田方損地小前書上帳 上湯日村	○上湯日村組頭:三太夫、同久兵衛、同甚六、庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	「小坂下 1反歩の内 上田8畝歩 本田 三太夫、定免4ツ5分、当申土波砂入ニ相成申候」というように、小前ごとに書付ける。同年のものが2冊ある。2冊の内1冊は虫喰い激しく、紙貼りつき、開閉不能。	蔵分 虫喰いひどい 2冊を一括綴り込み	原本	横帳の綴り	1		
164 1264	B 1	天保7年9月 (1836年)・申		高反別書上帳 太田備後守領分様原部上湯日村	○上湯日村庄屋:三郎一 ●なし	表題のもの外に、天保7年10月「高反別明細帳」、天保7年9月「高反別帳」(寛文2年検地の分)を一括綴り込む。	蔵分	原本	縦帳綴り	1		

165 1274	B 1	天保7年9月 (1836年)・申	高反別書上帳 上湯日村	○上湯日村庄屋：三郎一 ●なし	本帳は次の3つに構成される、①高反別書上帳、②高反別明細帳、③高反別帳。 ① 本田高344石5斗4升1合(反別37町8反23歩)、新田高119石6斗2升9合(反別17町2反4畝28歩)で、上・中・下の田畑屋敷の反別・分米・石盛を挙げる、② 寛文2年検地高19石1斗8升8合5勺、新田高10石6斗8升1合5勺、又、寛文7年の検地高、同12年改高を挙げる。③ 地頭所役場への提出用として、高19石1斗8升8合5勺、新田高10石6斗8升1合5勺で、石盛ごとの反別・分米を挙げる。①は公儀横須賀君侯のもとへ、②は石谷鉄之丞知行所、③は地頭役場に提出用。	蔵分 虫喰いが著しい	原本	縦	1	○	81
166 1458	B 1	天保7年10月 (1836年)・申	田方晩稻高反別合付帳 上湯日村	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一、細頭：三太夫、久兵衛、甚六 ●小野良右衛門内	表題の帳面の外に、同年の「早・中稲刈田高反別帳」を一括し綴じ込む。そのいずれも田・所在地ごと反別・名請人を書付ける。	蔵分	原本	横帳綴り			
167 1950	B 1	天保8年3月 (1837年)・酉	覚	○地主 上湯日村：三郎一 ●下湯日村：伊平	字惣ヶ谷の下田1反8畝11歩の地、これは三郎一の所有で以前から川荒れになっている。これを今年から3ヶ年季で伊平が開発することを許可する。そしてこの3ヶ年間は畝下として散田米は徴収しない。季明けの後は散田米を提出させる	蔵分	原本	状	1	○	81
168 2267	B 1	天保8年4月 (1837年)・酉	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●地方御役所	高2石5斗6升の本田、3斗3合の新田、以上の田方の起返を仰せつけられ、これを承知したという請書、別に、米5俵の御蔵詰めの報告書を掲載。	蔵分	原本	状	1	○	81
169 1787	B 1	天保8年8月 (1837年)・酉	差上申一札事	○下湯日村：伊平 ●上湯日村：三郎一	字惣ヶ谷の下田1反8畝11歩、この散田米6俵納入のところ、これ川荒れの場所にて、今回私が引受け開発することになった。期間は当西年から次年迄の3年間、畝下とする。この年季が明けばお定め散田米を納めることを約す。	蔵分	原本	状	1		
170 2301	B 1	天保9年4月 (1838年)・戌	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●地方御役所	本田3カ所(定免は2ヶ所が4ツ5分、1ヶ所が3ツ4分5厘)、新田1カ所(定免4ツ)について、当戌年、起返を命ぜられる。この請書。	蔵分	原本	状	1		
171 2097	B 1	天保10年3月 (1839年)・亥	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●地方御役所	本田5ヶ所、新田2ヶ所(いずれも畝下引き)に付き、当年起返を命ぜられる。その請書を提出したもの。	蔵分	原本	状	1		
172 2321	B 1	天保11年3月 (1840年)・子	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●地方御役所	本田2カ所・新田1カ所・鎌塚前本新田畑、この起返を命ぜられた。本状はこの請書。	蔵分	原本	状	1		
173 2338	B 1	天保12年閏正月 (1841年)・丑	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●地方御役所	本田(畝下引き定免4ツ5分の場所)、新田(畝下引定免4ツの場所を2箇所)計3ヶ所の起返を命ぜられる、この請書。	蔵分	原本	状	1		
174 2120	B 1	天保13年2月 (1842年)・寅	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●地方御役所	本田2、新田3箇所につき、当寅年に起返するよう命ぜられた。その請書。	蔵分 貼り紙あり	原本	状	1		
175 2375	B 1	天保14年2月 (1843年)・卯	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●地方御役所	本田(去る申年より寅年迄の7ヶ年畝下引き)定免3ツ4分5厘の、高2斗の場所に付き、起返を命ぜられた。この請書。	蔵分	原本	状	1		
176 2135	B 1	天保14年9月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●増井良介	高2石6升2合の改新田、これはもと原畑だったが、水を獲得出来田方にした。寛延3年のことである。ところがその後、水が出なくなり田としての機能果たせず畑となったが、免合は田方のまま上納している。このままでは不均衡なので検見取りにより先年通り畑の名目にしてみたい、という願状。	蔵分	原本	状	1	○	81
177 1205	B 1	天保14年閏9月17日 (1843年)・卯	田畑地押帳 鎌塚生地	○なし ●なし	小字ごとに請作人の反別を列挙し、最後にその合計を載せる。合計2町1反9畝11歩となっている。 虫喰い、欠字多い。	蔵分 紙ボロボロ	原本	横	1		
178 1203	B 1	天保14年閏9月 (1843年)・卯	鎌塚本新田畑反別書上帳 上湯日村	○石ヶ谷鉄之丞知行所、上湯日村組頭：六兵衛、 太田撰津守領分、同村組頭：三太夫、庄屋：三郎一 ●中泉御役人中	反別を小字・所有者ごとに示し、最後にその反別合計を挙げる、それは、7町4反9畝3歩5厘、内5反5畝26歩は石ヶ谷鉄之丞領分とある。本帳面は、領主のお尋ねに付き書上げ提出した、その扣。	蔵分 虫喰い、欠字多い	原本	横	1		
179 1206	B 1	天保14年閏9月 (1843年)・卯	鎌塚本新田反別改帳 上湯日村	○なし ●なし	本帳面表紙に、「この帳面方、間違いあり用いてはならない」とある。表題を墨で線を引き抹消している。	蔵分	原本	横	1		

180 1659	B 1	天保14年12月 (1843年)・卯	村高反別書上帳	○上湯日村百姓代:忠助、組頭:六兵衛 ●喜多村儀八郎	村高30石2斗5升4合、この有高17石8斗7升6合、畑高6石9斗3升8合9勺、この有高3石2斗9升7合4勺。田の免は本免4ツ2分のところを3ツ4厘6毛と2ツ4分に、畑は2ツ8分5厘とする。 ※これは地頭より喜多村儀八様へ仰せ付けられ、提出したものの扣とある。	蔵分	原本	縦	1		
181 1429	B 1	天保14年12月 (1843年)・卯	なし (高反別書上)	○上湯日村百姓代:忠助、組頭:六兵衛 ●なし	上・中・下田と下畑の高・反別と、分米を記載している。	蔵分	原本	横	1		
182 2420	B 1	弘化2年3月 (1845年)・巳	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●地方御役所	鎌塚前の本新田畑の古荒れの内、米1石5斗(1町2反歩)の地の起返を仰せ付けられた。その請書。	蔵分	原本	状	1		
183 2527	B 1	嘉永3年3月 (1850年)・戌	差上申御請一札之事	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●地方御役所	鎌塚前の本新田古荒れの内、去る巳年より酉年まで鎮下となっている所(反別1町2反歩・米1石4斗夏加米)この地を、当年起返を仰せ付けられた。その請書	蔵分	原本	状	1	○	81
184 1201	B 1	嘉永5年7月 (1852年)・子	田方仕付差反別取調書上帳 上湯日村	○なし ●なし	田畑所持者毎に、反別を挙げ、その計3町6反歩とある。	蔵分	原本	横	1		
185 1413	B 1	嘉永5年8月 (1852年)・子	田高仕付差反別取調書上帳 上湯日村	○上湯日村庄屋:三郎左衛門、組頭:八郎一、久兵衛 ●柴田平蔵	各百姓分の仕付差の反別・分米を合計すると、3町1畝21歩、分米34石2斗8升6合9勺となっている。	蔵分 虫喰い・欠字多い	原本	横	1		
186 1198	B 1	嘉永5年10月 (1852年)・子	田方仕付差反別取調書上帳	○上湯日村百姓代:半右衛門、組頭:忠助、伏方村庄屋:伊右衛門 ●一木嘉三司	六兵衛・善右衛門・三郎左衛門・忠助・杉兵衛・文右衛門の田方仕付を載せる。その反別合5反3畝8歩、分米合6石8斗となっている。	蔵分	原本	横	1		
187 1423	B 1	嘉永5年10月 (1852年)・子	田方仕付差反別取調書上帳 石ヶ谷因幡守知行所 上湯日村	○上湯日村百姓代:半右衛門、組頭:忠助、外1名 ●一木喜之司	百姓8名の反別、分米を書上げ、その反別合:5反3畝8歩、分米合6石8升、取米2石2斗4合(免3ツ4厘)、とある。	蔵分	原本	横	1		
188 1665	B 1	安政2年6月 (1855年)・卯	書置帳	○三郎左衛門 ●谷口喜左衛門、大蔵太左衛門、切山三郎大夫、外又六	「鎌塚天神山東 地坪900坪 代金1両2朱、永28文9分」……と、仏坂山、三本松、等、小字ごとに地坪とその代金を挙げる。その代金計は26両3分・永567文8分9厘、となっている。	蔵分	原本	横	1		
189 1417	B 1	安政2年8月 (1855年)・卯	名々高付帳 上湯日村	○なし ●なし	各小前ごとに高付を記載する。その総高は354石5斗4升1合、この外の記載として、「鎌塚御水帳高田畑分米19石6斗1升5合」がある。	蔵分	原本	横	1		
190 1955	B 1	なし 4月 ・子	覚	○古沢新左衛門、柿沼喜八 ●なし	上湯日村は太田御領分高344石5斗4升1合、石ヶ谷十蔵知行所高29石8斗7升の村、さて御領分の内、鎌塚古荒れ分高50石余りは凡そ30年前に開発、しかしそれから3年の内に満水、その後13年前徐々に本瀬が後退し、起返可能な場所も出てきた。しかし田畑とするには堤防の築立が必要、それでここ自普請の場所であるが一通り見分し、墨引きも済んだのでこれを見せたい。	蔵分	原本	状	1	○	81
191 1825	B 1	なし 閏9月 ・卯	乍恐以書付奉申上候	○太田摂津守領分上湯日村庄屋:三郎一、組頭:三大夫、石ヶ谷鉄之丞知行所同村組頭:六兵衛 ●中泉御役所	鎌塚と川原通りの本新田畑と家数を、太田領と石ヶ谷領とに分けて報告する。すなわち、太田摂津守領分:反別7町3反19歩、内、荒地5町4反7畝22歩、生地1町5反5畝27歩、家数10軒、石ヶ谷鉄之丞知行所分:反別5反1畝8歩、内、荒地3反4畝2歩、生地1石7畝2歩となっている。	蔵分 虫喰い著しい	原本	状	1	○	81
192 1462	B 1	なし 9月 ・卯	乍恐以書付奉願上候	○(「上湯日村庄屋三郎一」と記して抹消している) ●後欠	高2石6升2合改新田、これは本来は原畑で新畑の名目になっていたが、水を得て、寛延3年より田方の名目に改められた。ところがその後水が得られなくなり、畑方に戻った。しかし免合は田方当時のままで現在に至る。それは届け出を怠ったことが原因で、このことお詫びする。	蔵分 下書きか	原本	状	1	○	81
193 297	B 1	なし 7月9日 ・午	覚	○岡 豊前守、栗 彦右衛門、松 伊右衛門 ●長谷川藤兵衛	飯瀬新田村の本田高49石9斗8升3合から割出した御納所高45石4斗8升3合と、新田高28石7斗5合から、三郎兵衛手作分、百姓(複数)の手作分を書上げ次のように言っている、「この所は、昨今の水帳の分付を用い、地主に申し付ける、またこの外出作は残らず小作人に銘々地主に申し付ける」、とある。分付百姓の独立を意味する。		原本	状	1	○	81
194 1428	B 1	なし	(石ヶ谷善十郎知行所 本田・新田反別書上帳)	○なし ●なし	請作人一人ずつ反別を書上げ(本田・新田別に)、その反別合は、本田1町4反5畝4歩、新田1反8畝16歩となっている。	蔵分	原本	横	1		

## B-1 土地-検地

NO. 16

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
195 984	B 1	なし	10月28日 ・亥	上湯日村田畑高反別	○折井伴右衛門、平井牛右衛門、品川新右衛門 ●上湯日村名主：六兵衛	①本田畑：田反別1町1反2畝3歩半(分米12石3斗5升9合5勺)、畑反別1反8畝22歩半(分米1石5斗9升8合)、②新田畑：田反別2反29歩半(分米2石1斗4升3合)、畑反別5反8畝15歩(分米3石1斗6升2合1勺)高合30石3斗3升2合、これは去る成年地誌水帳で若干間違いあり、これを訂正したもの。		原本	状	1	○	81
196 1655	B 1	なし		なし (芝地反別書上)	○なし ●なし	鎌塚新田畑、横沢新田原、石谷分をメモ的に記載したもの。	蔵分 虫喰い、紙劣化進行	原本	横	1		
197 1258	B 1	なし		なし (田畑屋敷反別書上)	○なし ●なし	新田畑・屋敷の反別とその請作人を列挙する。	蔵分 綴じ紐切れ表紙もなし	原本	綴り	1		
198 1748	B 1	欠		鎌塚本新田畑生地	○欠 ●欠	鎌塚の本新田畑・見取新田、社領分の合計1町8畝16歩、同所荒地は本新田畑・改新田等、計5町8反2畝21歩。	蔵分	原本	状	1		

## B-2 土地-免租地

199 2048	B 2	天保3年8月 (1832年)・壬辰		御除地高帳	○榎原郡上湯日村大井大明神社：石上彦左衛門 ●掛川御代官所	この度、石高改めに付き諸国寺社領で国役金を掛けていない国にはその寺社領を報告せよ、とのお達しあり。類型に従ってこれを記載し提出する。上湯日村の場合は、松林寺領除地高5斗、大井大明神領除地高1石と記して報告する。	蔵分	原本	綴り	1		
200 2051	B 2	(天保3年) (1832年)・辰		御除地高帳	○上湯日村禪宗：松林寺(養勝寺末)、同大井大明神社：石上彦左衛門 ●掛川御代官所	松林寺除地高5斗、大井大明神領除地高1石、以上指示通り回答する。	蔵分	原本	綴り	1		
201 2105	B 2	(天保11年)7月 (1840年)・子		宗門人別御改ニ付、委細は文政5年年ニ改書置、惣而此年には書置不申候	○上湯日村組頭：三太夫 ●織本兵八	宗門改めについては文政5年と同様であるが、その時全部は記録しなかったのでここで7ヶ条を記録しておくとする。これは別に、御吟味済口証文・絵図があれば提出せよとの御触れについては当村にはないと報告する文書を同紙に掲載。	蔵分 分類A-2に相当	原本	状	1	○	81
202 2390	B 2	天保15年12月 (1844年)・辰		差上申一札之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一、下湯日村庄屋：七太夫 ●増井良介	上・下湯日村の牧野原掃除丁場(長さ12間)に付いては、来る巳年中は牧野原の半右衛門方に請負わせる。よってこの件御用の際は半右衛門へどうぞ。	蔵分	原本	状	1		
203 1485	B 2	嘉永5年5月 (1852年)・壬子		一札之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●古沢武兵衛、秋山九郎兵衛	除地寺院調べあり、これに対して、この村には松林寺の外は相当する寺院・庵はない、と報告する。	蔵分	原本	状	1		

## B-3 土地-新田開発

204 281	B 3	文化10年3月 (1813年)・酉		一札之事	○上湯日村：信六、同村：伝八、下湯日村：与八 ●上湯日村庄屋：八郎一	我らは香の坪、高木田坪の川欠け地の開発を实行したいが、用水不足の為、貴殿所持地の穴田の地境に新に井戸を掘りたい。この許可を願う。尤も障りが生じた場合、直ちに井戸を塞ぐことを約す。	外に「一札之事」とし博奕禁止と違反者処分の文書が張られている	原本	状	1	○	81
205 322	B 3	文化12年3月 (1815年)・亥		覚	○下湯日村名主：伝三郎 ●上湯日村御役人中	大井川通り川原高は当村の場合は一切なし。以上、お尋ねに付き回答する。		原本	状	1		
206 1664	B 3	文政2年2月 (1819年)・己卯		鎌塚川原新田開発帳 上湯日村：三郎一	○なし ●なし	①天神前川原田、②同所中川原、③千田川原田、のそれぞれの開発・反別を、地形を挙げて示し、次にその開発に要した費用を挙げている。	蔵分	原本	横	1		

## B-4 土地-所有地

207 1109	B 4	寛永17年11月 (1640年)・辰		乍恐書付を以申上候事 (扣)	○湯日村庄屋：三郎兵衛、組頭：藤八、同兵吉、同三郎左衛門、百姓代：清右衛門 ●長谷川藤兵衛様御役所	吹木における湯日と金谷の境界論争。湯日山の内で深奥家(吹木)原における金谷町衆の主張に対して湯日村の者は次の様に主張する。①金谷町衆は吹木原を切り起し田畑にした部分をこの度の公儀土地改めで新に境界を敷こうとしている	蔵分 次ページへ続く	原本	状	1	○	81
-------------	--------	-----------------------	--	-------------------	--	---	---------------	----	---	---	---	----

207 1109	B 4	寛永17年11月 (1640年)・辰 (前ページからの続き)	乍恐書付を以申上候事 (扣)	○湯日村庄屋：三郎兵衛、組頭：藤八、兵吉、三郎左衛門、 百姓代：清右衛門 ●長谷川藤兵衛様御役所	NO, 16・通し番号207の続き。 ②金谷と湯日山の境は、桜塚と鳥見塚という所で、この塚は今かくれて表面に出していない、③湯日山は以前から湯日村の年貢対象地、運上山札はこの吹木も対象となっている。このことは山札を持つ者がよく知っている、④この吹木の新田畑の高は駿府大納言御代にすでに湯日村高に載せている。だから、吹木の切り起し新畑が金谷の内に入るという金谷町の言い分は偽りである。	蔵分	原本	状	1	○	81
208 314	B 4	寛永17年1月 (1640年)・辰	乍恐申上候事	○湯日村：三郎兵衛、同村：藤八、兵吉、三郎左衛門、佐右衛門 九十 ●御代官様	湯日山の内、深奥家(吹木)原という所あり、ここを金谷町衆が開発して、今度新田畑改めに付き奉行所衆が参り、畑の境界を引くと金谷町肝煎衆に申した為、金谷衆が吹木原へ来てこの新畑は金谷原の内だと主張する。元来金谷と湯日山の境は桜塚、鳥見塚という所と決まっている。現に湯日村はこの地の山年貢を定納している、吹木を金谷町の内とするのは筋違いだと訴える。	通し番号207と関連文書	原本	状	1	○	81
209 166	B 4	元禄4年1月27日 (1691年)・未	田地坪付之覚	○上湯日村：吉兵衛 ●同村：三郎兵衛	上田・中田2口合：2石5斗6合(川成共に)、とあり。	分類は「B-1」が適当	原本	状	1	○	81
210 176	B 4	宝永元年12月28日 (1704年)・申	手形之事	○上湯日村預り主：五郎助、同所證人：仁右衛門、同甚兵衛 ●同村：三郎兵衛	叔父清蔵は貴殿の名田の内から4石9斗1合の地を預かり支配しているが、諸役入用は貴殿が賄い、年貢は清蔵が賄い、また加地主米も年々出している。この不都合を解消するため、清蔵名田新田分を貴殿へ一旦譲り、また、清蔵の前記4石9斗1合分の本田も返した上で、新に今度は前記清蔵名田の分を前記金子で当方が預かり支配することとなる。この事紛れなく證人加判の通り。		原本	状	1	○	81
211 353	B 4	享保7年9月 (1722年)・寅	一札之事	○下湯日村：八大夫 ●上湯日村：三郎兵衛	小坂六助のつが所山は高木向山道下山と兼合うので、上湯日村分間違いない、として、その境界を確認しあう。		原本	状	1		
212 135	B 4	享保16年3月 (1731年)・亥	一札之事	○上湯日村本主：庄三郎、證人：甚兵衛、同伝兵衛、同仁右衛門 ●同村：三郎兵衛	先年私が売却した田地の内、上田2畝24歩の川成の場所、ここを甚兵衛・伝兵衛・仁右衛門の3人の衆に頼み入り交渉し、私が貰うことになり有り難い。今後は諸役入用方、私方にて勤め、川成の場所、起返して割付通り納める事を約す		原本	状	1	○	81
213 840	B 4	寛延3年9月 (1750年)・午	条目 上湯日村 下湯日村との秣場出入に付き	○略 ●略	下湯日村八大夫所持の田地の内50石、70年以前上湯日村庄屋幸八の祖父三郎兵衛が賃物として取ったことがあったが、15年前辰年にこの50石の田地を證文共に全部返した筈。ところがこの田地を全部は返してもらっていないとして、下湯日村の百姓約100人が上湯日村の田地に入り込み、7畝4歩の田地の稲を刈り取った。このことで上湯日村は訴訟を起した。結局、植松、青池・四の宮上吉田の村々の庄屋が扱い人となり、両村の境にある空き地の場所、上田6畝6歩、下田14歩に相当する所を下湯日村のものとする、ということて境を立て落着する。その両村訴状を写し載せたもの。	調査封筒入り 紙数15枚	原本	縦	1	○	81
214 1743	B 4	寛延3年12月 (1750年)・午	為取替證文之事	○下湯日村庄屋：(欠)兵衛、外、組頭3名。 四ノ宮村：吉左衛門・植松村：久兵衛、青池村：七兵衛、上吉田村：七左衛門の奥書あり ●上湯日村庄屋：(名前欠)	下湯日村わせ田坪と上湯日村垣の内坪の境目にあつて、当村が所有を主張する上下田地と、上湯日村の中田地とされる場所に付き、この境界が明確でなく上湯日村に異議を申し出たが、上湯日村が承引せず、ついに下湯日村の者がこの秋立毛刈り取りを行なった。それで出入りとなる。これに付き、地頭は江戸へ公訴をも考えているとの事、そうなるとう費多く村方困難は必定、結果奥書に見る村々の仲介で内済となる。問題の境目については上田6畝6歩、下田14歩は下湯日村分、中田7畝4歩は上湯日村分とすることで決着。	蔵分 通し番号213と関連 虫喰い、紙の破損、ホロボロの箇所あり	原本	状	1	○	81
215 479	B 4	宝暦元年12月 (1751年)・未	一札之事	○上湯日村田地賄主：源六、同村證人組頭：仙右衛門、仁右衛門 ●同村本家：幸八	去る寛延元年のこと、あなたの親父殿が、掛川宿御伝馬金11兩2分を拝借する替りに、その担保として、中田3反3畝24歩の本田、下田12歩の新田を預かっている。ただいつまでも借金として残したくないので、この本新田を御家に返すので、それにかわる御伝馬金は元利とも御家で支払ってもらいたい。		原本	状	1	○	81
216 681	B 4	(宝暦7年) (1757年)	(包み紙) (下湯日村との秣場出入り口證文入り)	○なし(上湯日村：三郎一) ●なし	包み紙の上に、「宝暦7年秋出入りとし新切、新林論争が下湯日村との間であつたが内済となつた。しかしこの出入りは、手抜きであつた、何故なら、古来の証書類と照合して当然の結果となる論争であつた〜三郎一記〜、とある。		原本	状	1	○	81
217 1297	B 4	宝暦12年8月 (1762年)・午	嶋田宿御役所御吟味ニ付書上候扣	○太田撰津守領分上湯日村庄屋：瀧三郎左衛門、組頭(欠) ●岩井伊右衛門	我等両村御取り上げ地に付き、昨年元の地主に全て耕作させるべく指示された。そこでその年貢諸役、又作徳米のことをどうするのか、伺いをたてた。	蔵分、虫喰い、紙貼りつき開閉不能	原本	縦	1		

218 1107	B 4	明和2年正月 (1765年)・酉	乍恐以書付を奉申上候	○上湯日村御山守：久兵衛、 庄屋：三郎右衛門、組頭；甚六の奥書あり ●御林御役所	事の発端は御林と久兵衛屋敷の境(久兵衛地所側)に栗の木を植えたことによるもの。栗木は久兵衛親の代に植えたもの、これに付随して、①御林境の生垣を作った理由、②屋敷内の本田畑反別、③屋敷囲いの面積等、をお尋ねに付き回答している。この久兵衛の主張は村役人も認めている。	蔵分 文書は中欠の部分あり	原本	状	1		
219 277	B 4	安永6年2月 (1777年)・丁酉	一札之事	○東深谷村：源七 等 9名連印 ●上湯日村：三郎左衛門	村内に仲間地あり、この地は弁納も多い、一方地所の替合可能な場所もあるのでこの際仲間地57石分の地所替合について話し合う。その地所替地の免合は、去る申年より免合引高となっているので、これに準じて年貢を算出するという事で一応の合意を見る。	通し番号218と関連	原本	状	1	○	81
220 279	B 4	安永6年2月 (1777年)・酉	一札之事	○甚八、等9名連印 ●三郎左衛門	東深谷村内の仲間地、これは去る巳年銘々割合して、それぞれが引受けたが、自分等の割合地は殊の外悪地、年貢上納も困難、よってこの地をもとの57石分の内に差戻し、もとの地所と取替えたいとの申し出、この際の免合が話題となっている。	通し番号217と関連	原本	状	1	○	81
221 1180	B 4	安永7年2月 (1778年)・戌	一札之事	○宗高村百姓出入訴訟人：文蔵：同村百姓相手：定次郎、同村庄屋相手：才次郎、同村百姓代：作右衛門、常右衛門、組頭：七郎左衛門、四郎太夫、儀兵衛、同村庄屋：仙次郎 ●上湯日村庄屋：三郎左衛門、吉永村庄屋：(欠)郎右衛門、掛	宗高村の文蔵は田地のことで、同村庄屋才次郎、百姓定次郎を相手取り、役所へ訴状を出した。結果双方奉行所へ出頭し対決、吟味となった。百姓文蔵はこれでは何かと出費が高くなるということで、内済を願い許可された。結果、願書という川原、芝間起返場所、下畑1反は文蔵開発地として双方和解。	蔵分 紙虫喰い、欠字、紙ボロボロ	原本	状	1		
222 396	B 4	天明9年正月 (1789年)・酉	用水井林之事	○上湯日村百姓：半平、5人組惣代：伝七 ●上湯日村庄屋衆中	私利用の井林についてはすでに一札提出しているが、この度この境界を定めることとなった。つまり東上通りに少々私使用の林を定め、私用の扣地とその境通りは杉木を植える。以後私は井水の外に立木は勿論下刈り等一切してはならないこと、私扣地定めと共に承知した。		原本	状	1	○	81
223 471	B 4	文化5年12月 (1808年)・辰	譲売渡鎌塚川原新田古荒高證文之事	○上湯日村古荒高譲主：六兵衛、同村證人：吉次郎、同村親類組頭：仙右衛門、 ●同村：三郎左衛門	掛川領分の鎌塚川原の新畑は遠距離なので、私としては中々起返も出来ない。今度の古荒高の地をあなたに譲り、その代金1分を受け取る。以後はあなたの持ち高に加えてもらいたい。		原本	状	1	○	81
224 476	B 4	文化6年 (1809年)	一札之事	○上湯日村：長右衛門、同村親類證人：惣十伴重蔵、同村組頭：仙右衛門、同甚六 ●同村：三郎一	柿の木沢の古荒れの場所9尺×4間には貴殿の持高となっているが、実は私の親が開発したところだ。この度名実ともに貴殿に返す、その為の銭300文、たしかに受け取る。		原本	状	1	○	81
225 445	B 4	文化7年12月 (1810年)・午	永代替地ニ相渡ス畑屋敷證文之事	○上湯日村畑屋敷本主：八三郎、同村親類證人：喜助、同村組頭甚六、仙右衛門 ●同村：三郎左衛門	八三郎持ち地(本新畑合3畝26歩、分米合3斗9合)、と三郎左衛門の石ヶ谷領所持地(田畑)と交換し、その差額分金1分を八三郎が受け取る。それまでは年貢諸役がごたごたしていたが、これですっきりするとしている。		原本	状	1	○	81
226 465	B 4	文化9年8月 (1812年)・申	土手證文之事	○上湯日村売主：仙右衛門、親類：六兵衛事千次郎、組頭：甚六 ●同村庄屋：八郎一	もともと八郎一から貰い受けていた土手(八郎一の持ち畑添い)1ヶ所ではあるが、今回改めて代金600文を仙右衛門が講取り、この土手を八郎一に返却するというもの。		原本	状	1	○	81
227 336	B 4	文化12年3月 (1815年)・亥	一札之事	○上湯日村当人：弥七、證人五人組：孫右衛門、同：久右衛門 ●同村：三郎一	三郎一方が代々所持して来た宮沢口牛馬通用の道が沢口にある。又その沢口通りの田畑を、安永3年三郎一から私が貰い所持して来た。この度この沢口牛馬通用の道を狭めて垣根を作った為通用の妨げとなる、と三郎一が立腹。尤もなことで、この道を3尺に広め、垣根を取り払った。以後同様なことをして妨害しないことを約す。		原本	状	1	○	81
228 568	B 4	文化12年9月 (1815年)	(包み紙)	○(下湯日村：文左衛門) ●(上湯日村御庄屋中)	「奥の沢当村分山に付、下湯日村文左衛門一札取」と、包み紙の上に記載する。通し番号229の包み紙。	通し番号299と関連	原本	状	1	○	81
229 567	B 4	文化12年9月 (1815年)・亥	一札之事	○下湯日村当人：文左衛門、同村證人：庄左衛門、同文六 ●上湯日村御庄屋中	「松山1ヶ所、場所は奥の沢東通り、午道上通りより原迄の内」、これは上湯日村分の山に間違いない処だ。私、文化5年、当村庄左衛門方より古證文通りに買受け今に至っているが、今度上湯日村に届けを出さず、払い山の相談をした、この不始末、今後は許可を取って払い木するので今度のことは赦されたい。		原本	状	1	○	81
230 682	B 4	文政11年6月 (1828年)・子	(包み紙一野山大境儀定證文一)	○なし ●なし	包み紙に次のような記載あり。野山大境には塚があり、下湯日村はこの古塚を崩し切添畑とした。この結果出入りとなる。6ヶ村役人仲介で内済、議定書交換。	通し番号231と関連	原本	状	1	○	81

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
231 317	B 4	文政11年6月 (1828年)・戊子	議定證文之事	○羽倉外記代官所色尾村名主:孫左衛門、青山下野守領分南原村名主:与三郎、太田撰津守領分上湯日村名主:三郎一、高木常刀知行所初倉村組頭:新五郎、同知行所沼伏村名主:惣右衛門、大草能登守知行所谷口村名主:七太夫、太田撰津守分岡田村名主:善右衛門、駒井長五郎知行所岡田村名主:孫四郎 奥書:宮城三左衛門知行所下湯日村名主:七太夫、四郎兵衛連印 ●なし	野山の境界は寛永年中より定まっているところ。それは上は地極沢より下は谷沢南頭迄で、長さ7町余り。この間、12ヶ所の境塚が築立されている。それをこの度下湯日村の者が無謀にも谷沢頭頂の境塚をうち崩し、切添畑にしてしまった。そこで他の村々は連合して立会い、見分して境界塚を新に築いた。もともと境塚より西方は上湯日村の三郎一扣の野地で、境塚より東方が6ヶ村の入会の野地だ。この境目、双方互いに大切に守ることを約定する。 下湯日村の名主七太夫と四郎兵衛は奥書の形で連印している。		原本	状	1	○	81
232 841	B 4	文政11年6月 (1828年)・戊子	野山大境議定證文扣 上湯日村山元:三郎一	○色尾村、南原村、上湯日村、初倉村、沼伏村、岡田村 各名主と議定誓約の下湯日村名主連印(名前略) ●西川首節右衛門	内容は通し番号231と同じもの。 外に、上湯日村庄屋の「湯日山御蔵入に申定納に請負申す事」、「御免定通」(山年貢御免定)について、寛永5年から寛永7年までを書付ける。	調査封筒入り	原本	縦	1	○	81
233 466	B 4	天保2年正月 (1831年)・卯	畑證文之事	○上湯日村畑主:甚五郎、組頭證人:甚五兵衛、六右衛門、八右衛門、五人組惣代:組頭:三太夫、久兵衛、庄屋:三郎一 ●同村本家:甚六	本家甚六より貰い受けた的場屋敷は下畑3畝9歩であったが、私この度渡世勝手にも初倉村へ引越し住居することになったので、この下畑返却し、その地代金として金1分を受け取った。		原本	状	1	○	81
234 652	B 4	天保3年12月 (1832年)・辰	為取替一札之事	○下湯日村山主立会:伝助、立会人:組頭:庄兵衛 ●上湯日村村役人中	小坂山下の道境の木が枯れ朽ちたので、両村役人立会いの上で境を確認し、今度そこへ松を植えることとなる。この境木より西は上湯日村の甚六が所持する山、東は下湯日村の伝助の屋敷の添山である。この松は伐採してはいけない、としてこの境界を厳守することを互いに誓う。		原本	状	1	○	81
235 653	B 4	天保3年12月 (1832年)・辰	小坂山境為取替一札入 (包み紙)	○なし ●なし	通し番号234の包み紙。		原本	状	1		
236 580	B 4	天保5年4月 (1834年)・午	一札之事	○上湯日村本家:次六、同村親類證人:吉蔵、五人組惣代:久助 ●同村分家:次七	我等父親職人は先達で隠居し、当村字三本松の原という所に仮屋を設け商売していたが、今度我等やむを得ない理由で入用費に困り、相談の結果貴方にこの三本松の出店の家数全て、金2両で譲った。このことについては後に至り異議を挟む者はない。		原本	状	1	○	81
237 1105	B 4	天保9年閏4月19日 (1838年)・戌	乍恐以書付奉申上候 (袋入り)	○金谷宿川原町名主:源五郎、組頭:銀次郎、百姓代:作左衛門 ●中泉御役所	太田備後守領分上湯日村地内山林へ、金谷川原町辺の女性4名が入り込み、小木立を伐り取っていた所を、上湯日村の番非人に見つかり、その1人は鎌を、1人は背負縄を取上げられた。その後、この番非人、金谷川原町を通り掛かり、その者等に悪口、雑言を浴びせられた。上湯日村はこの事件を重く見て掛川役所に訴えた。実はこの金谷の女性等は、問題の場所は金谷の山林と地続きにあるのでつうかつにも上湯日村側に入ってしまったのだ。以後慎むので今回は赦されたいとの書付け。	蔵分 袋に「金谷川原町役人中泉御役所へ申上書一通」と表書きし、その事件の経過メモの記載あり。	原本	縦	1	○	81
238 1406	B 4	安政2年7月 (1855年)・卯	質入田地取調帳 瀧三郎左衛門	○なし ●なし	「文右衛門へ高4斗、弥七・仁左衛門渡候扣」として、田地所在場所の小字ごとに反別・分米を書付ける。	蔵分	原本	横	1		
239 1405	B 4	安政2年8月 (1855年)・卯	(田地高分け致帳) 瀧三郎左衛門	○なし ●なし	2冊あり、1つは浅右衛門方の高分けの分、もう1つは、弥五右衛門方へ高分けの分、本田・新田別に小字毎に示し、最後に合計を記載している。	蔵分	原本	横	1	2	81
240 306	B 4	なし 5月26日 ・子	口上	○下湯日村両組 ●瀧三郎一	明27日、色尾原境を見分したいと沼伏村から報告があった。貴方にその立会いをお願いしたい、という書状。		原本	状	1		
241 680	B 4	なし	乍恐申上候事 (岡田村との山境論争)	○なし ●なし	湯日山と岡田山との境は、南山は湯日辻と境辻、きた山はその河沢という所に以前から決まっていた。ところが岡田村の者はこの境を否定し、南山は更に400間西方に、きた山は更に80間西方が境だと主張する。しかしこれは間違いで、30年前家康時代、万年七郎左衛門代官の時、岡田村衆が越境したことあり、裁判沙汰となり、前述のごとく落着いた。岡田村は敗訴となり罰せられた(籠舎)こともあった。(後欠) ※家康時代、「湯日の高坂という所の坂8分目に以前から「湯」があって、そのことが湯日村と名付けられた所以だ」とする由緒あり、これが湯日村が勝訴した決め手となったという。	文章後欠	原本	状	1	○	81

242 689	B 4	なし	(包み紙)	○なし ●なし	表紙に「下原境に付、下湯日村役人手紙」とある。		原本	状	1		
------------	--------	----	-------	------------	-------------------------	--	----	---	---	--	--

## C-1 貢租-年貢

243 666	C 1	元和2年2月5日 (1616年)・辰	湯日山御蔵入之分定納= 請おい申事	○湯日村:三郎兵衛 ●万年七郎左衛門	米合16俵、但し口米なし、納艸は3斗7升入、これを請け負ったからには、安藤小兵衛様の取り持ちで山札を少分に入れても、又過分に入れても、上記定まった分を御蔵まで必ず納める。但し、鎌塚山は御林なので安全に成長させる、と約束している。		原本	状	1	○	81
244 667	C 1	元和2年2月5日 (1616年)・辰	湯日山御蔵入之分定納= 請おい申事	○湯日村:三郎兵衛 ●万年七郎左衛門	内容は通し番号243と同じもの。この下書は「本書(通し番号243)が乱筆に書いてあり、読みづらいので書写し、カナを付けた」、としている。しかしカナは実際には見られない。	通し番号243と関連	原本	状	1	○	81
245 991	C 1	元和6年12月7日 (1620年)・申	上湯日村申ノ免相割付之 事	○遠 六左 ●庄や 百姓中	当毛付高178石7斗3升、この取米112石6斗(但し6ツ3分)、この外に川成不作引き方として、30石7斗7升を挙げている。郷中の田畑毛付の良し悪しは百姓中の間で決めよ、とある。		原本	状	1	○	81
246 993	C 1	元和8年12月13日 (1622年)・戌	上湯日村戌ノ御年貢割付 之事	○遠 六左 ●庄屋、百姓中	①当毛付高178石7斗3升、この取米103石6斗6升3合4勺(有高の5ツ8分)、この内、引き方として、永川成不作分30石7斗7升がある ②新田高13石、この毛付6石5斗、この取米1石9斗5升、③新田見取り分4石9斗7升5合2勺4才(米)、以上、納期は12月25日。		原本	状	1	○	81
247 992	C 1	元和9年11月29日 (1623年)・亥	上湯日村亥ノ御年貢割付 之事	○遠 六左 ●庄屋 百姓中	亥年毛付高179石5斗8升5合、この取米105石9斗5升6合(有高の5ツ9分取り)、これより引方として、永川成29石6升、外8斗余り引き、田畑の良し悪しは惣百姓仲間にて割合のこと。納期は12月10日。		原本	状	1	○	81
248 995	C 1	寛永5年11月15日 (1628年)・辰	上湯日村辰之御年貢可納 免定之事	○福村市左衛門 ●(上湯日村)	村高222石5斗、有高160石3斗2升9合、取米94石8斗8升1合、外に新田見取、山年貢が加算され、取米合105石1斗6升5合、納期12月20日		原本	状	1	○	81
249 1001	C 1	寛永6年12月4日 (1629年)・巳	上湯日村巳ノ御成ケ免定 割付之事	○福村市左衛門 ●(上湯日村)	村高222石5斗、有高160石2斗8升5合、この毛付高143石6斗7升4合、この取米90石5斗1升5合、この外に、山年貢、新田不作起あり、取米合101石5斗7升5合、以上、年内に皆済せよ。		原本	状	1	○	81
250 1006	C 1	寛永7年11月13日 (1630年)・午	上湯日村当御年貢可納免 定割付之事	○福村市左 ●上ゆい村:庄屋、小百姓中	村高222石5斗、本毛付145石1斗3合、この取米92石1斗4升5合、この外に、新田見取、小年貢米を加え、取米合102石4斗2升9合、納期は12月20日。		原本	状	1	○	81
251 1007	C 1	寛永8年11月1日 (1631年)・未	榛原郡之内上湯日村未御 年貢可納免定わり付之事	○福村市左 ●上湯日村庄や、小百姓中	村高222石5斗、有高145石1斗5升8合、本毛付76石5斗7升1合、この取米46石、これに新田見取、山年貢、新田分が加算され、取米合56石4斗9升4合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
252 1008	C 1	寛永9年10月欠日 (1632年)・申	遠州榛原郡之内上湯日村 申之御成ケ免定割付	○福村市左 ●上湯日村庄や、百姓中	村高222石5斗、有高145石1斗1升5合、本毛付21石8升8合、外に、不作の起分、新田、新田見取、山年貢分を加え、取米合28石6斗9合、この納期は12月20日。		原本	状	1	○	81
253 1004	C 1	寛永10年11月16日 (1633年)・酉	上湯日村酉之御年貢割付	○遠 六左 ●庄や、百姓中	高辻222石5斗、有高146石3斗6升3合、取米81石9斗6升4合、これに新田、見取分が加算され、取米合96石2升7合、これに山年貢が加わる。納期は12月10日。		原本	状	1	○	81
254 1002	C 1	寛永11年11月14日 (1634年)・戌	上湯日村戌之御年貢割付	○遠 六左 ●庄や、百姓中	高辻222石5斗、この毛付高121石8升7合、これより中毛・上毛・本毛に分けて取米を算出し、更に、新田、見取りを加え、取米合60石8斗2合、これに山年貢(5石6斗)が加わる、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
255 997	C 1	寛永12年11月13日 (1635年)・亥	上湯日村亥之御年貢割付	○遠 六左 ●庄や、百姓中	村高222石5斗、有高176石3斗5升8合、これを田畑に分けて取米を算出し、更に新田高、見取分を加え、取米合113石4斗6升5合、これに5石6斗の山年貢が加わる。納期12月10日。		原本	状	1	○	81

256 1009	C 1	寛永13年11月20日 (1636年)・子	上湯日村子之御年貢割付	○遠六左 ●庄屋、百姓中	田畑屋敷高222石5斗、この有高160石2斗9升8合、これより下毛・本毛ごとに取米を算出、その上、新田分、新田不作起、見取、山年貢分を加え、取米合97石7斗3升7合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
257 1003	C 1	寛永14年11月22日 (1637年)・丑	上湯日村丑之御年貢わり付	○遠六左 ●庄や、百姓中	高222石5斗、有高133石7斗2升6合、この取米49石4斗7升9合、これに新田高、見取、山年貢分が加わり、取米合63石3斗4合、納期12月10		原本	状	1	○	81
258 1000	C 1	寛永15年11月26日 (1638年)・寅	上湯日村寅之御年貢割付	○遠六左 ●庄屋、百姓中	①高222石5斗、有高178石1斗2升4合、取米96石1斗8升7合、②新田高1石3斗4升2合、取米4斗5升7合、その他、起返分、見取分、山年貢を加え取米合113石9斗9升1合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
259 1005	D 1	寛永16年11月15日 (1639年)・卯	上湯日村可納卯ノ御年貢割付之事	○長谷川藤兵衛 ●庄屋、百姓中	田畑屋敷共、高222石5斗、有高163石3斗4合、この取米89石(本高に4ツ、有高に5ツ4分5リソ)、この外に、新田荒起、新田見取、山年貢を加算し、納合：106石8斗2升1合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
260 999	C 1	寛永17年11月欠日 (1640年)・辰	上湯日村可納辰之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋・百姓中	田畑屋敷高222石5斗、これより永荒れ、辰の日損分を差引き、有高150石5斗9升1合、この取米79石8斗1升3合(5ツ3分)、外に、新田高、新田起返分、見取り分、更に山年貢等があり、取米合96石欠9合、納期12月10	虫喰い、欠字あり	原本	状	1	○	81
261 1010	C 1	寛永18年11月15日 (1641年)・巳	上湯日村可納巳之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	田畑屋敷高222石5斗、永荒れ等を差引き、残り195石8斗4升5合、これより更に、虫付き、腐れ見捨て分を差引き、有高145石5斗7升4合、この取米78石6斗1升(5ツ4リ)、この外、新田、新田見取り、山年貢分を加え、取米合87石6斗8升6合、納期12月10日。	紙破れあり。	原本	状	1	○	81
262 998	C 1	寛永19年11月15日 (1642年)・午	可納上湯日村午之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	田畑屋敷高222石5斗、この内、永川成、当年毛見捨分を除き、下毛、中毛、本毛、畑方と、それぞれ毛付、取米を算出し、その取米計52石2斗2升4合、これに新田高分、見取り分、小物成の山年貢を加え、納入米合58石5斗4升、以上納期12月10日。		原本	状	1	○	81
263 996	C 1	寛永20年11月15日 (1643年)・未	上湯日村可納未之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	田畑屋敷高222石5斗、有高169石8斗1合、この取米76石8斗4升6合この外に、新田高分、見取り分、山札米分が加算され、取米合83石1斗9升5合。納期12月10日		原本	状	1	○	81
264 994	C 1	寛永21年11月15日 (1644年)・申	上湯日村可納申ノ御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①田畑屋敷高222石5斗、これより永荒れ、川成等の分を差引き、年貢は下毛中毛、本毛、畑方に分け、この取米計65石9斗6升9合、②新田高17石7斗2升1合、この有高12石9斗5升8合、この取米2石3斗3升2合(1ツ8分)、外に、見取り分、山札米あり、取米合70石8斗8升5合、納期12月10		原本	状	1	○	81
265 93	C 1	正保2年11月15日 (1645年)・酉	上湯日村可納酉之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●上湯日村庄屋、百姓中	①高222石5斗、川成等を引き、有高175石1斗2合、取米89石3斗2合②新田高27石8斗4升5合、この取米6石4斗4合、外に、見取米、山札米等があり、取米合98石8斗1升3合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
266 94	C 1	正保3年11月15日 (1646年)・戌	上湯日村可納戌之御年貢米之事	○長川藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①高222石5斗、有高155石9斗1合、取米74石8斗3升2合、②新田高27石8斗4升5合、取米6石4斗4合、この外見取り、山年貢あり、納合：米84石6斗9升3合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
267 89	C 1	正保4年11月15日 (1647年)・亥	上湯日村可納亥ノ御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①高222石5斗(田畑屋敷共)、有高166石4升2合、取米81石3斗6升1合、②新田高27石8斗4升5合、取米6石9斗6升1合、この外に、見取り山年貢あり、納合：米91石4斗5升7合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
268 99	C 1	慶安3年11月15日 (1650年)・寅	上湯日村可納寅之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●上湯日村庄屋、百姓中	①高222石5斗、有高176石5斗2升4合、取米72石3斗7升5合、②新田高43石3斗4升1合、取米9石1斗2合、この外に、小物成として山手米あり、納合：米83石9斗8合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
269 97	C 1	慶安4年11月15日 (1651年)・卯	上湯日村可納卯之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①田畑屋敷高222石5斗、有高175石4斗8升7合、取米72石1斗1升、②新田高43石3斗4升1合、取米9石1斗2合、外に、小物成として山年貢あり、納合：米83石6斗4升3合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本 <sup>レ</sup> 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
270 107	C 1	承応元年	11月15日	上湯日村可納辰之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①村高222石5斗、有高171石8斗、取米58石4斗1升2合、②新田高43石3斗4升1合、取米7石8斗1合、外に、小物成として山年貢あり、納合：米68石6斗4升4合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
271 111	C 1	承応2年	11月15日	上湯日村可納巳ノ御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●上湯日村庄屋、百姓中	①田畑屋敷共高222石5斗、有高180石5斗4升2合、取米70石4斗1升1合、②新田高43石3斗4升1合、外に山年貢あり、納合：米81石5斗1升		原本	状	1	○	81
272 110	C 1	承応3年	11月15日	上湯日村可納午之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓	・高222石5斗(田畑屋敷共)、有高138石4斗8升7合、取米は田方(中毛・本毛)、畑方に分けて算出、・新田高43石3斗4升1合、この取米9石5斗3升5合、外に山年貢あり、納合：米65石4升4合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
273 109	C 1	明暦元年	11月15日	上湯日村可納未之御年貢米之事	○長谷藤十郎 ●上湯日村庄屋百姓中	・田畑屋敷共に、高222石5斗、有高167石4斗9升1合、取米58石6斗2升2合、・新田高43石3斗4升1合、取米8石6斗6升8合、外に山年貢あり、納合：米69石3斗。納期12月10日。		原本	状	1	○	81
274 112	C 1	明暦2年	11月15日	上湯日村可納申ノ御年貢米之事	○長谷川藤兵衛 ●上湯日村庄屋、百姓中	・村高222石5斗、有高169石8斗8升6合、取米59石4斗6升、・新田高43石3斗4升1合、取米8石6斗6升8合、外に山年貢あり、納合：米70石2斗2升8合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
275 108	C 1	明暦3年	11月15日	上湯日村可納酉之御年貢米之事	○長谷川藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高222石5斗、有高149石4斗3升2合、取米59石7斗7升、・新田高43石3斗4升1合、取米9石5斗3升5合、外に山年貢あり、納合：米71石4斗8合。納期12月10日。		原本	状	1	○	81
276 113	C 1	万治元年	11月15日	上湯日村可納戌之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高222石5斗、有高161石3斗2升2合、この取米、畑方6石1斗5升1合、田方54石6斗4升4合、・新田高43石3斗4升1合、取米10石8斗3升5合、外に山年貢あり、納合：米73石7斗3升、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
277 114	C 1	万治2年	11月15日	上湯日村可納亥之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高222石5斗、有高157石9斗1升、取米は畑方8石5升9合、田方58石7斗8升1合、・新田高43石3斗4升1合、取米12石1斗3升5合、外に山年貢あり、納合：米81石7升5合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
278 116	C 1	万治3年	11月15日	上湯日村可納子之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●百姓中	・高222石5斗、有高133石7斗8升6合、取米、畑方6石1斗5升1合、田方38石2斗7升6合、・新田高43石3斗4升1合、取米8石6斗6升8合外に山年貢あり、納合：米55石1斗9升5合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
279 115	C 1	寛文元年	11月15日	上湯日村可納丑ノ御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高222石5斗、有高164石6斗7升4合、取米65石8斗7升、・新田高43石3斗4升1合、取米12石1斗3升5合、外に山年貢あり、納合：米80石1升5合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
280 106	C 1	寛文2年	11月15日	上湯日村可納寅之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高170石5斗4升4合、・新田高106石2斗4升8合、有高95石4斗8合、取米26石7斗1升4合、外に山年貢あり、納合：米93石6斗2升1合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
281 104	C 1	寛文3年	11月15日	上湯日村可納卯ノ御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高191石9斗8升9合、この取米、畑方4石5升9合、田方72石5斗5升6合、・新田高106石2斗4升8合、有高91石7斗8升9合、外に、山年貢あり、納合：米106石9斗5升2合。		原本	状	1	○	81
282 105	C 1	寛文4年	11月15日	上湯日村可納辰之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高187石5斗9升1合、取米75石3升6合、・新田高106石2斗4升8合、有高91石4斗2合、取米28石3斗3升5合この外に、山年貢あり、納合：米106石1斗7升1合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81
283 101	C 1	寛文5年	11月15日	上湯日村可納巳之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高202石2斗9升6合、取米90石9斗1升8合、・新田高106石2斗4升8合、有高94石8斗2升、取米29石3斗9升4合、外に山年貢あり、納合：米113石1斗1升2合、納期12月10日。		原本	状	1	○	81

284 100	C 1	寛文6年11月15日 (1666年)・午	上湯日村可納午ノ御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高181石9斗4升1合、取米70石9斗5升7合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高89石4斗2升3合、取米26石8斗2升7合、 外に山年貢あり、納合：米100石5斗8升4合、納期12月10日	原本	状	1	○	81	
285 103	C 1	寛文7年11月15日 (1667年)・未	上湯日村可納未之御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高166石7升1合、取米59石7斗8升6合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高90石8斗4升7合、取米25石4斗3升7合、 ・鎌塚当年改出し高19石6斗1升5合、有高13石7升5合、取米6斗5升4合、 外に山年貢あり、納合：米88石6斗7升7合、納期12月10日	原本	状	1	○	81	
286 102	C 1	寛文8年11月15日 (1668年)・申	上湯日村可納申之御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●上湯日村庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高148石7斗7升1合、取米25石9斗3升2合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高72石9斗7升6合、取米18石2斗4升4合、 この外に、未改出新田分、山年貢あり、納合：米65石6斗7升4合	原本	状	1	○	81	
287 96	C 1	寛文9年11月15日 (1669年)・酉	上湯日村可納酉ノ御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	・高244石3斗2升8合、有高171石6斗6升9合、取米58石3斗6升7合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高86石8斗6升5合、この外に、未改 新田分、山年貢分あり、納合：米83石8斗6升4合、納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
288 98	C 1	寛文10年11月15日 (1670年)・戌	上湯日村可納戌ノ御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高178石9斗6升2合、取米62石6斗3升7合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高84石1斗9升、取米21石4升8合 外に、高19石余りの新田分、山年貢分あり、納合：米87石8斗5升8合。	原本	状	1	○	81	
289 92	C 1	寛文11年11月15日 (1671年)・亥	上湯日村可納亥之御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	・高244石3斗2升8合、有高177石6斗8升6合、取米60石4斗1升3合、 ・新田106石2斗4升8合、有高85石3斗5升7合、 ・外に、鎌塚新田分、山年貢分あり、納合：米85石9斗2升5合、納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
290 91	C 1	寛文12年11月15日 (1672年)・子	上湯日村可納子ノ御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	・高244石3斗2升8合、有高188石2斗1升6合、取米65石8斗7升6合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高91石1斗2升4合、取米23石9斗5升2合、 ・外に鎌塚新田高分、山年貢分あり、納合：米94石7斗8升5合。	原本	状	1	○	81	
291 84	C 1	延宝元年11月25日 (1673年)・丑	上湯日村可納丑之御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	・高244石3斗2升8合、有高160石5斗7升6合、取米52石9斗9升、 ・新田高106石2斗4升8合、有高85石4斗5升1合、 ・外に、鎌塚新田高分、山年貢分あり、納合：米78石4斗5升5合、納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
292 986	C 1	延宝2年11月15日 (1674年)・寅	上湯日村可納寅之御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高67石6斗5升、取米57石1合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高87石4斗7合、取米22石7斗2升6合、 ・この外に、鎌塚新田高分、山年貢分あり、納合：米82石7斗2升3合。	原本	状	1	○	81	
293 83	C 1	延宝3年11月15日 (1675年)・卯	上湯日村可納卯之御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	・高244石3斗2升8合、有高188石2斗3升3合、取米69石6斗4升6合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高85石5斗3升、取米23石9升3合 ・その外に鎌塚新田分、山年貢分あり、納合：米95石7斗3升5合。	原本	状	1	○	81	
294 1055	C 1	延宝4年11月15日 (1676年)・辰	上湯日村可納辰之御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合(反別22町3反2畝20歩)、有高193石4斗6升7合(反別17町7反8畝6歩)、取米75石4斗5升2合、 ・新田高106石2斗4升8合(反別13町8反7畝25歩)、有高反別12町5反1畝10歩 (この有高は土地種類別に算出し、その合計表示なし)。 ・鎌塚新田高21石5斗7升3合(反別1町4反7畝22歩)、この有高と取米は土地種類別に算出。 外に、山年貢あり、納合：米103石7斗2升8合、納期12月10日。	虫喰いあり。	原本	状	1	○	81
295 58	C 1	延宝5年11月15日 (1677年)・巳	上湯日村可納巳之御年貢 米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高201石6斗6升8合、取米89石5斗4升9合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高は土地種類毎に算出、取米32石7升2合、 ・外に、鎌塚新田高分あり、納合：米122石5斗9升7合。外に山年貢あり。 これ納合米の枠外となっている。納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
296 946	C 1	延宝7年12月13日 (1679年)・未	前欠 (年貢割付状)	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	前欠、取米合125石8斗2升2合、この外に、小物成の山年貢あり、米2石1斗5升となっている。	虫喰い、前・中欠文書	原本	状	1		

297 1054	C 1	延宝8年12月13日 (1680年)・申	上湯日村可納申之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高166石6斗7升9合、取米66石8斗5升7合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高74石9斗3升3合、取米23石2斗4升、 ・鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高1石9斗5升8合、取米1斗9升1合、 納合：米90石2斗9升3合、外に山年貢あり、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
298 87	C 1	天和元年12月13日 (1681年)・酉	上湯日村可納酉之御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	・高244石3斗2升8合、有高163石9斗2升3合、取米62石9斗7升7合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高78石2斗3升3合、取米22石5斗7升2合、 ・鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高1石9斗5升8合、取米1斗9升6合 納合：米85石7斗4升5合、外に山年貢あり、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
299 987	C 1	天和2年12月13日 (1682年)・戌	上湯日村可納戌御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	・高244石3斗2升8合、有高154石6斗8升4合、取米60石3斗2升7合、 ・新田高106石2斗4升8合、有高76石3斗7升9合、取米27石4斗9升6合、 ・鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高1石9斗5升8合、取米2斗3升5合、 納合：米88石5升8合、外に山年貢あり、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
300 1052	C 1	天和3年11月15日 (1683年)・亥	上湯日村可納亥御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①高244石3斗2升8合、有高164石1斗2升2合、取米69石7斗2升2合、 ②新田高106石2斗4升8合、有高76石9斗9升7合、取米28石4斗8升9合、 ③鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高1石9斗5升8合、取米2斗3升5合、 納合：米98石4斗7升6合、外に山年貢あり、納期12月10	虫喰いあり	原本	状	1	○	81
301 1056	C 1	貞享元年11月15日 (1684年)・子	上湯日村可納子御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①高244石3斗2升8合、有高224石9斗8升2合、取米76石6升9合、 ②新田高106石2斗4升8合、有高92石6斗2升9合、取米31石7斗6升3合、 ③鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高1石9斗5升8合、取米2斗3升5合、 納合：米108石6升4合、外に山年貢あり、納期12月20日。	虫喰いあり	原本	状	1	○	81
302 95	C 1	貞享2年12月13日 (1685年)・丑	上湯日村可納丑御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①高244石3斗2升8合、有高183石2斗1升1合、取米71石4斗5升2合、 ②新田高106石2斗4升8合、有高82石6斗9升3合、取米28石4斗1升、 ③新田(鎌塚)21石5斗7升3合、有高1石9斗5升8合、取米2斗3升3合、 納合：米100石9斗7合、外に山札米あり、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
303 85	C 1	貞享3年12月13日 (1686年)・寅	上湯日村可納寅御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①高244石3斗2升8合、有高172石9斗6升5合、取米67石4斗5升6合、 ②新田高106石2斗4升8合、有高80石2斗1合、取米26石8斗7合 ③横沢新田高21石5斗7升3合、有高1石9斗5升8合、納合：米94石3斗7升8合、 外に、小物成の山札米あり、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
304 62	C 1	貞享4年12月13日 (1687年)・卯	上湯日村可納卯之御年貢米事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①244石3斗2升8合、有高133石7合、取米51石8斗7升3合、②新田 高106石2斗4升8合、有高66石9斗5升1合、取米21石4斗8升、③鎌 塚新田高21石5斗7升3合、有高1石9斗5升8合、納合：米73石5斗8升8合、 外に山札米あり、納期12月20日。	虫喰い少々。	原本	状	1	○	81
305 1093	C 1	元禄元年11月15日 (1688年)・辰	上湯日村可納辰御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	①高244石5斗2升8合、有高167石4斗5升1合、取米68石6斗5升5合、 ②新田高106石2斗4升8合、有高78石9斗8升4合、取米25石8斗1升1合、 ③鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、納合：米94石8斗2升7合、 外に山札米あり、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
306 988	C 1	元禄2年11月15日 (1689年)・巳	上湯日村可納巳御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、百姓中	①高244石5斗2升8合、有高182石2斗9升7合、取米76石5斗6升5合、 ②新田高106石2斗4升8合、有高81石9斗6升5合、取米26石8斗8升5合、 ③鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、取米3斗8升9合、 納合：米103石8斗3升9合、外に山札米2石2斗6升あり。		原本	状	1	○	81
307 60	C 1	元禄3年11月15日 (1690年)・午	上湯日村可納午御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	①高244石5斗2升8合、有高183石8斗7升7合、取米79石6升7合、 ②新田高106石2斗4升8合、有高73石4斗9升3合、取米25石1斗8升4合、 ③鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、取米5斗納合：米104石7斗5升1合、 外に山札米あり、納期12月20日。		原本	状	1	○	81

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
308 86	C 1	元禄4年	11月15日	(1691年)・未 上湯日村可納未御年貢米之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	①高244石5斗2升8合、有高171石4斗9升9合、取米73石7斗4升5合、②新田高106石2斗4升5合、有高81石3斗9升、取米27石1斗3升、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、取米5斗、納合：米101石3斗7升5合、外に山札米あり。		原本	状	1	○	81
309 1092	C 1	元禄5年	11月22日	(1692年)・申 遠州榛原郡上湯日村当申御年貢可納割付之事	○平野三郎右衛門 ●上湯日村庄屋、惣百姓中	①高244石5斗2升8合、有高183石4斗1升1合、この取米80石7斗1合、②新田高106石2斗4升8合、有高83石5斗2升2合、この田方取米14石6斗9升2合、畑屋敷取米13石9斗8升8合、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、取米5斗2升8合、納合：米109石9斗9合、外に、山札米あり、納期12月15日。	虫喰い少々	原本	状	1	○	81
310 1086	C 1	元禄6年	11月27日	(1693年)・酉 遠州榛原郡上湯日村当西御年貢可納割付之事	○平野三郎右衛門 ●上湯日村庄屋、惣百姓中	①高244石5斗2升8合、有高117石2斗3升、取米39石8斗5升8合、②新田高106石2斗4升8合、有高71石4斗1升2合、この取米：田方7石7斗4升9合、畑方10石9斗2升8合、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高1石4斗9升8合、取米2斗1升、納合：米58石7斗4升5合、この外に山札米あり、納期12月15日。	虫喰い少々	原本	状	1	○	81
311 1057	C 1	元禄7年	11月19日	(1694年)・戌 遠州榛原郡上湯日村当戌御年貢可納割付之事	○平野三郎右衛門 ●上湯日村庄屋、惣百姓中	①高244石5斗2升8合、有高201石4斗9升8合、取米84石6斗7升9合、②新田高106石2斗4升8合、有高88石1斗3升8合、取米13石1斗1升4合、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高1石4斗9升8合、取米2斗5升5合、外に見取り分が加わる、納合：米113石7斗2升7合、外に山札米あり、納期12月15日。	虫喰いあり	原本	状	1	○	81
312 1073	C 1	元禄8年	11月15日	(1695年)・亥 遠州榛原郡上湯日村当亥御年貢可納割付之事	○平野三郎右衛門 ●上湯日村庄屋、惣百姓中	①高244石5斗2升8合、有高213石6斗2升8合、取米89石7斗2升4合、②新田高106石2斗4升8合、有高88石5斗3升8合(この取米は田・畑方に分けて掲載)、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、取米4斗7升2合、納合：米119石5斗9升7合外に、山札米あり。納期12月15日。		原本	状	1	○	81
313 1085	C 1	元禄9年	11月15日	(1696年)・子 遠州榛原郡上湯日村当子御年貢可納割付之事	○平野三郎右衛門 ●湯日村庄屋、百姓中	①高244石5斗2升8合、有高178石4斗6升5合、取米76石3斗4升、②新田高106石2斗4升8合、有高77石1斗6升(この取米は田・畑屋敷別に表示)、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、取米5斗、外に当子年見取分あり、納合：米102石8斗7升5合、この外に、小物成の山札米あり。納期12月15日。		原本	状	1	○	81
314 1066	C 1	元禄10年	11月	(1697年)・丑 遠州榛原郡上湯日村当丑御年貢可納割付之事	○平野三郎右衛門 ●庄屋、惣百姓	①高244石5斗2升8合、有高191石9斗1升8合、取米77石7斗2升3合、②新田高106石2斗4升8合、有高81石9斗7合、取米は田・畑別々に出す。③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、取米5斗、これに見取り分を加え、納合：米103石9斗3升、外に、山札米2石2斗6升がある。納期12月15日。		原本	状	1	○	81
315 1062	C 1	元禄11年	11月	(1698年)・寅 遠州榛原郡上湯日村寅御成ヶ割付之事	○野田三郎左衛門 ●上湯日村庄屋、惣百姓	①高244石5斗2升8合、有高109石4升6合、取米41石9斗8升3合、②新田高106石2斗4升8合、有高63石4斗9升9合、取米18石3斗1升4合、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高1石6斗4升8合、取米2斗8升、納合：米60石5斗2升7合、外に、見取り分、山札米あり。納期12月20日。		原本	状	1	○	81
316 978	C 1	元禄12年	6月	(1699年)・卯 上湯日村寅之御年貢方皆濟之覚	○谷村藤十郎 ●庄屋、組頭中	納米60石5斗2升7合(外に六尺給米2斗7升3合)、この内訳は、三分一金納(20石1斗9升1合)、井川山渡分、川除人足扶持分である。この外に、御蔵米入用(金納)、山札米、更に、口米等が加わる。以上皆済。		原本	状	1	○	81
317 59	C 1	元禄12年	11月15日	(1699年)・卯 上湯日村可納卯御年貢割付之事	○長谷川藤兵衛 ●庄屋、小百姓中	①高244石5斗2升8合、有高137石2升7合、取米39石4斗3升7合、②新田高106石2斗4升8合、有高70石4升8合、取米20石1斗4升5合、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高1石6斗4升8合、納合：米59石8斗6升2合、この外に、見取り、山札分あり。		原本	状	1	○	81
318 1071	C 1	元禄13年	11月15日	(1700年)・辰 上湯日村可納辰御年貢割付之事	○長谷川藤兵衛 ●庄屋、小百姓	①高244石5斗2升8合、有高116石3斗9升2合、取米31石2斗7升6合、②新田高106石2斗4升8合、有高56石7斗8合、取米14石8斗8升2合、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、納合：米46石6斗2合、この他、見取り、山札分あり。		原本	状	1	○	81
319 1083	C 1	元禄14年	11月15日	(1701年)・巳 上湯日村可納巳御年貢割付之事	○長谷川藤兵衛 ●庄屋、百姓	①高244石5斗2升8合、有高90石2斗1升7合、取米24石9斗6升1合、②新田高106石2斗4升8合、有高49石2斗5升7合、取米13石8合、③鎌塚旗新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、取米4斗4升4合、納合：米38石4斗1升3合、外小物成あり。		原本	状	1	○	81

320 88	C 1	元禄15年11月15日 (1702年)・午	上湯日村可納午御年貢割付之事	○長谷川藤兵衛 ●庄屋、小百姓	①高244石5斗2升8合、有高117石3斗6升2合、取米は田・畑別々に算出(略)、②新田高106石2斗4升8合、有高55石5斗1升9合、取米は田・畑別々に算出(略)、③鎌塚新田高21石5斗7升3合、有高2石7斗7升8合、納合:米50石9斗8升7合、この外小物成として、見取り分、山札分あり。納期12月15日。	原本	状	1	○	81	
321 1088	C 1	元禄16年11月 (1703年)・未	未之御年貢可納割付之事	○平岡十左衛門 ●上湯日村庄屋、惣百姓	①村高244石5斗2升8合、有高143石5斗6升4合、取米42石6斗1升8合、②新田高127石8斗2升1合、有高63石9斗7升5合、取米18石1斗4升2合(なお、従来独立して扱われていた鎌塚新田分はこの中に吸取される)。外に、見取り、山札米あり、納合:米63石1斗7升9合、納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
322 1053	C 1	宝永元年7月 (1704年)・申	上湯日村未御成ケ御勘定目録	○上湯日村庄屋:三郎兵衛 ●平岡十左衛門手代:内田鉄右衛門	本田・新田共高辻372石3斗4升5合、取米60石7斗6升、この外に、御蔵前入用、御六尺給米、見取米、御口米があり、納合:米65石4斗3合、金3分、銀10匁8分5リシ。納め方としては、江戸廻米分が35石7斗3升1合となっている。	原本	状	1	○	81	
323 990	C 1	宝永元年11月 (1704年)・申	申御成箇割付之事	○平岡十左衛門 ●上湯日村庄屋、惣百姓	①村高224石5斗2升8合、有高169石9斗6升6合、取米51石8斗1升3合、②新田高127石8斗2升1合、有高72石3斗3升3合、取米21石7斗4升6合、この外に、見取り分、山札分あり、納合:米76石2斗1升3合、納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
324 65	C 1	宝永2年5月 (1705年)・酉	上湯日村申成ケ御勘定目録	○上湯日村庄屋:三郎兵衛 ●内田鉄右衛門	本・新田共高辻372石3斗4升9合、取米73石5斗5升9合、外に、見取米、山札米、御蔵前入用(金)、六尺給米(米)、口米あり、納合:米79石2合、金3分・銀10匁8分5厘、この納め方で、江戸廻米46石を占めている。	原本	状	1	○	81	
325 68	C 1	宝永2年11月 (1705年)・酉	酉御年貢可納割付之事	○窪嶋市郎兵衛 ●上湯日村庄屋、組頭、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高105石2斗9升、取米は田・畑別に算出、②新田高117石5斗6升7合、有高63石3斗7升1合(含む、鎌塚新田分)、取米は田・畑別に算出、取米合66石3斗7升6合、外に、見取り、山札米あり、納合:米68石8斗1升7合、納期12月10日	原本	状	1	○	81	
326 61	C 1	宝永3年4月 (1706年)・戌	遠州榛原郡上湯日村宝永2酉御年貢皆済目録	○上湯日村庄屋:三郎兵衛、組頭:甚兵衛 ●普村左太夫、奥津宗助	納辻66石6斗2升、この内訳は、江戸納、駿府納、3分1金納、あり。この外に、山札米、高掛歩銀、六尺給あり、納合:米44石8斗、金34兩、永71分、外の納入に口米あり。	原本	状	1	○	81	
327 67	C 1	宝永3年11月2日 (1706年)・戌	戌歳可納御年貢割付之事	○大草太郎左衛門 ●上湯日村名主、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高154石9升2合、この取米は田・畑別々に算出、②新田高117石5斗6升7合、有高61石4斗6升1合、この取米は田・畑別々に算出、③見取、畑4反8畝23歩、取米2斗4升4合、納合:米71石1斗9升2合、外に山札米あり。納期12月10日	原本	状	1	○	81	
328 70	C 1	宝永4年11月3日 (1707年)・亥	亥歳可納御年貢割付之事	○大草太郎左衛門 ●上湯日村名主、百姓	①上湯日村高224石9斗1升2合、有高141石2斗3升2合、取米は田畑部分別に算出、②新田高117石5斗6升7合、有高62石2斗5升6合、畑見取の取米2斗4升4合、納合:米66石6斗6升8合、外に、山札米2石1斗余りあり、納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
329 64	C 1	宝永5年10月 (1708年)・子	子歳可納御年貢割付之事	○大草太郎左衛門 ●上湯日村名主、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高157石4斗6升7合、取米は田・畑別に算出、②新田高117石5斗6升7合、有高66石7斗2升1合(鎌塚新田分も含む)、取米は田・畑別、③見取畑分の取米2斗4升4合、納合:米75石4斗1升2合、外に山札米あり。納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
330 66	C 1	宝永6年11月11日 (1709年)・丑	丑年可納御年貢割付之事	○大草太郎左衛門 ●上湯日村名主、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高172石3斗6升4合、取米59石4斗2合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石4斗6升6合(鎌塚新田含む)、取米19石8斗5升7合、外に、見取り分あり、納合:米79石5斗3合、この外に山札米分がある。納期12月10日。	原本	状	1	○	81	
331 971	C 1	宝永7年12月 (1710年)・庚寅	遠江国榛原郡上湯日村免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、惣百姓	①本田畑高224石9斗1升2合、この毛付高201石9升9合、取米79石7斗4升8合、②新田高117石5斗6升7合、毛付高81石8斗2升2合、取米23石7斗1升3合、その外に見取り分、山札役定納、口米が加わり、納合:米109石2斗2升9合、納期12月20日。	虫喰いあり	原本	状	1	○	81
332 1072	C 1	正徳元年11月 (1711年)・辛卯	遠江国榛原郡上湯日村免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫、 ●上湯日村庄屋、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付高196石2斗4升3合、取米77石8斗6合、②新田高117石5斗6升7合、毛付高79石6斗1升2合、取米合:米100石8斗1升2合、この外に山札役定納、口米、見取り分あり、納合:米106石5斗1合、納期12月20日。	「残102石4斗9升5合可納」の貼紙あり 虫喰いあり	原本	状	1	○	81
333 981	C 1	正徳2年4月晦日 (1712年)・壬辰	卯之御物成取立皆済定	○川田伝蔵、久保勘太郎、尾崎孫右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納すべき分:米256俵9升5合、この内訳としては、江戸御用米(208俵)をはじめ、人足扶持米、縄ない扶持米、喰捨米、牛尾村返済米がある。納合の内、22俵2斗5升3合5勺が金納つまり11兩、錢177文となる。以上皆済。	原本	状	1	○	81	

334 69	C 1	正徳2年12月 (1712年)・壬辰	遠江国榛原郡上湯日村免 定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫、 ●上湯日村庄屋、惣百姓中	①高224石9斗1升2合、毛付高191石1斗7合、取米87石3斗1升5合、②新田高117石5斗6升7合、毛付高80石2斗4升6合、取米23石9斗9升、外に、見取り畑分、山札役定納、口米あり、納合：米117石4斗1升。納期12月20日。	原本	状	1	○	81
335 979	C 1	正徳3年4月 (1713年)・巳	辰御物成取立皆済定	○川田伝蔵、久保勘太郎、尾崎孫右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納すべき分：米293俵2斗1升、この内訳、江戸御用米、縄ない扶持米、喰捨米、人足扶持米となっていて、上納米の内、金納の分が、68俵2斗2升5合、つまり40兩1分と錢362文、但し17俵替え、以上皆済。	原本	状	1	○	81
336 1077	C 1	正徳3年11月 (1713年)・癸巳	上湯日村免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫。 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓中	①村高224石9斗1升2合、毛付高182石1斗4合、取米83石9斗3升、②新田高117石5斗6升7合、毛付高79石4升9合、取米24石4斗7升、③以上の外に、見取米、山札役定納口米あり、納合：米144石4斗1升8合、納期12月20日。	原本	状	1	○	81
337 989	C 1	正徳4年4月 (1714年)・午	巳御物成取立皆済定	○尾崎孫右衛門、久保勘太郎、川田伝蔵 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納すべき分は、米286俵1升8合、此の内訳(品目のみ)：江戸御用米、人足扶持米、喰捨米縄ない扶持米あり。上納米の内、金納分は53俵9升7合1勺、この金子35兩1分、錢977文以上皆済。	原本	状	1	○	81
338 1090	C 1	正徳4年12月 (1714年)・甲午	遠江国榛原郡上湯日村免 定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、惣百姓中	①上湯日村高224石9斗1升2合、毛付162石1斗5升8合、取米74石5斗5升5合、②新田高117石5斗6升7合、毛付75石12斗4升1合、取米22石9斗3升3合、③外に、見取米、山札定納、口米あり、納合：米103石1斗7升8合、以上、納期12月20日。	原本	状	1	○	88
339 982	C 1	正徳5年4月 (1715年)・未	午之御物成米取立皆済定	○尾崎孫右衛門、久保勘太郎、川田伝蔵 ●上湯日村庄屋中	上納すべき分、米257俵3斗7升8合、この内訳(品目のみ)：江戸御用米、喰捨米、人足扶持米、縄ない扶持米、延米があり、上納分の内、46俵3斗1升8合6勺が金納(40兩2分、錢689文)、以上皆済。	原本	状	1	○	81
340 970	C 1	正徳5年11月 (1715年)・未	遠江国榛原郡上湯日村当 未年免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、惣百姓中	①村高224石9斗1升2合、この毛付179石5升6合、取米84石1斗4升9合、②新田高117石5斗6升7合、この毛付74石7斗9合、取米23石1斗1升3合、③その外に、見取り分山札役定納、口米あり、納合：米113石2斗4升5合、納期12月20日。	原本	状	1	○	81
341 958	C 1	正徳6年3月 (1716年)・申	未之物成取立皆済定	○尾崎孫右衛門、久保勘太郎、川田伝蔵 ●上湯日村庄屋中	上納すべきものは、米283俵4升5合、この内訳は、江戸入用の米、人足米等あり、内、米53俵3斗5升7合7勺を金納とし、金35兩3分・錢644文となっている。	原本	状	1	○	81
342 1079	C 1	享保元年11月 (1716年)・申	遠江国榛原郡上湯日村当 申之御年貢免定之事	○東条次郎太夫、大館伊兵衛 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓中	①村高224石9斗1升2合、毛付185石4斗6升6合、取米74石9斗3升5合、②新田高117石5斗6升7合、毛付78石3斗8升8合、取米23石7斗3升、③外に、引渡見取分、山札定納、口米あり、納合：米104石3斗2升8合、納期12月20日。	原本	状	1	○	81
343 960	C 1	享保2年4月 (1717年)・酉	申年御物成取立皆済定	○尾崎孫右衛門、久保勘太郎、川田伝蔵 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納すべき分：米260俵3斗2升8合(内訳：江戸御用米、喰捨米、縄ない扶持、人足扶持)、この内56俵2斗5升9合6勺を金納=51兩1分と793文、以上皆済。	原本	状	1	○	81
344 79	C 1	享保2年11月 (1717年)・丁酉	遠江国榛原郡上湯日村当 酉年御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓中	①高224石9斗1升2合、毛付152石2斗3合、取米60石1斗3升2合、②新田高117石5斗6升7合、毛付61石3斗5升1合、取米17石4斗3升8合、③畑方見取高1石7斗7合、毛付1石1斗9升5合、取米2斗9升9合、外に、山役定納、口米あり、納合：米82石4斗6升8合、納期12月20日。	原本	状	1	○	81
345 980	C 1	享保3年4月 (1718年)・戌	酉ノ御年貢取立皆済定	○尾崎孫右衛門、久保勘太郎、川田伝蔵 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納米206俵6升8合、この内訳：江戸御用米、喰捨米、縄ない扶持米、人足扶持米、となっ ている。上納米の内、80俵1斗1升4合2勺は金納、つまり66兩3分、錢446文、以上皆済。	原本	状	1	○	81
346 1059	C 1	享保3年11月 (1718年)・戌	遠江国榛原郡上湯日村当 戌之年御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①高224石9斗1升2合、毛付184石5斗4升6合、取米85石7升8合、②新田高117石5斗6升7合、毛付77石7斗6升7合、取米23石3斗3升、外に、畑方見取、山役定納、口米あり、納合：米114石3斗6升3合、納期12月20日。	原本	状	1	○	81
347 963	C 1	享保4年4月 (1719年)・亥	戌御物成米取立皆済定	○尾崎孫右衛門、川田伝蔵 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納米285俵3斗6升3合、内訳品目：相良津出分、喰捨米分、縄ない扶持米、人足扶持米、この内、金納分が43俵1斗5升1合、つまり16兩・錢345文、以上皆済。	原本	状	1	○	81
348 1089	C 1	享保4年11月 (1719年)・亥	当亥御年貢免定之事 遠江国榛原郡上湯日村	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①高224石9斗1升2合、毛付167石9斗9升7合、取米81石1斗5升4合、②新田高117石5斗6升7合、毛付74石4斗5升1合、取米23石3升5合、この外に納入するものに、畑方見取り分、山役定納米、口米あり、納合：米110石1升7合、納期12月20日。	原本	状	1	○	81

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
349 1063	C 1	享保5年11月 (1720年)・子		当子御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓中	①高224石9斗1升2合、毛付178石2斗1升4合、取米85石1斗1升3合、②新田高117石5斗6升7合、毛付74石7斗3升8合、取米23石6斗7升4合、この外に、畑方見取り分山役定納、口米あり、納合：米114石6斗6升5合、納期12月20日。	虫喰いあり	原本	状	1	○	81
350 964	C 1	享保6年4月 (1721年)・丑		取立去子御物成皆済定	○尾崎孫右衛門、川田伝藏 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納すべき分は、米286俵2斗6升5合(内訳、津出し分、喰捨米、人足扶持米、縄ない扶持米)、この内81俵2斗6升2合3勺を金納(38兩3分・錢627文)、以上皆済。		原本	状	1	○	81
351 1058	C 1	享保6年11月 (1721年)・丑		当丑年御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓中	①村高224石9斗1升2合、毛付174石3斗5合、取米89石8斗9升3合、②新田高117石5斗6升7合、毛付74石9斗7合、取米24石9斗1升3合、③外に、畑方見取り、山役定納口米あり、納合：米121石8斗6升4合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
352 961	C 1	享保7年4月 (1722年)・寅		取立去丑御物成米皆済定	○尾崎孫右衛門、川田伝藏 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納は、米302俵6升4合(内訳品目：津出し分、喰捨米、人足扶持米、縄ない扶持米)、この内、61俵1升5合3勺を金納とし、それは金32兩・錢592文、以上、皆済。		原本	状	1	○	81
353 975	C 1	享保7年11月 (1722年)・壬寅		寅御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓中	①村高224石9斗1升2合、毛付168石8斗4升5合、取米90石9升9合、②新田高117石5斗6升7合、毛付75石1升7合、取米24石9斗6升4合、③その外、畑方見取、山役定納口米が加算される。納合：米121石1斗2升9合、納期12月20日。		原本	状	1		
354 959	C 1	享保8年4月 (1723年)・卯		取立去寅御物成米皆済定	○尾崎孫右衛門、川田伝藏、瀧美源五兵衛 ●上湯日村庄屋、組頭中	上納は、米302俵3斗2升9合(内訳品目＝津出し242俵、喰捨米2斗4升2合8勺、人足扶持米1俵3斗3升5合2勺)、この内、金納分＝58俵1斗5升1合、つまり金23兩3分、錢369文、以上皆済。		原本	状	1	○	81
355 1061	C 1	享保8年11月 (1723年)・卯		卯年御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓中	①村高224石9斗1升2合、毛付155石4斗4升9合、取米76石9斗2升9合、②新田高117石5斗6升7合、毛付71石5斗8升1合、取米22石7斗4升1合、この外に、山役定納があり、納合：米102石2斗8合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
356 72	C 1	享保9年11月 (1724年)・甲辰		辰御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付167石7斗9升4合、取米74石1斗1升2合、②新田高117石5斗6升7合、毛付74石4升9合、取米21石1斗3升5合、外に、改新畑、山役定納分あり、納合：米97石7斗5升7合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
357 1067	C 1	享保10年11月 (1725年)・巳		巳年御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫、石井恵左衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付191石3斗3升7合、取米97石3斗4升1合、②新田高117石5斗6升7合、毛付77石8斗1升5合、取米25石8斗2升2合、外に取米として、改新畑、山役定納あり、納合：米125石6斗7升3合、納期12月20日。	虫喰い少々あり	原本	状	1	○	81
358 74	C 1	享保11年11月12日 (1726年)・丙午		午御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	村高224石9斗1升2合、新田高117石5斗6升7合、取米計112石5斗5升8合。		原本	状	1		
359 976	C 1	享保12年11月 (1727年)・丁未		未御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①上湯日村高224石9斗1升2合、毛付173石1斗5升、取米80石6斗5合、②新田高117石5斗6升7合、毛付74石4斗6合、取米27石1斗5升7合、取米はこの外に、改新田高分山役定納分が加算され、納合：米110石3斗5升、納期12月20日。	若干虫喰い	原本	状	1		
360 1076	C 1	享保13年11月 (1728年)・戊申		申年御年貢免定之事	○大館伊兵衛、東条次郎太夫 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①上湯日村高224石9斗1升2合、毛付191石1斗1升3合、取米90石9斗1升、②新田高117石5斗6升7合、毛付71石9斗8合、取米28石8斗7升3合、この外に取米として、改新畑の分、山役定納あり、納合：米122石3斗7升1合、納期12月20日。		原本	状	1		
361 1068	C 1	享保14年11月 (1729年)・乙酉		酉御年貢免定之事	○石丸元右衛門、大館伊兵衛 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付197石9斗8升2合、取米95石1斗6升2合、②新田高117石5斗6升7合、毛付79石3斗7升、取米29石3斗9升8合、取米は外に、改新畑、山役定納分あり、納合：米127石1斗4升8合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
362 73	C 1	享保15年11月 (1730年)・戌		戌年御年貢免定之事	○石丸元右衛門、大館伊兵衛 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付194石4斗1升3合、取米93石4斗1升4合、②新田高117石5斗6升7合、毛付79石5升、取米29石2斗4升3合、取米計122石6斗5升7合外に、改新畑分、未改屋敷分、山役定納あり、納合：米125石2斗7升1合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81

363 1069	C 1	享保16年11月 (1731年)・辛亥	亥年御年貢免定之事	○石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付158石5斗2合、取米70石5斗2升8合、②新田高117石5斗6升7合、毛付66石9斗5升3合、取米21石6斗3升8合、取米合92石1斗6升6合 この外に、山役定納、改新田、未改屋敷分あり、納合：米94石7斗8升、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
364 80	C 1	享保17年11月 (1732年)・子	子年免定之事	○石丸元右衛門、内山赤一右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付179石3斗2升2合、取米84石3斗7升5合、②新田高117石5斗6升7合、毛付60石2斗4升7合、取米21石5斗7升、取米合105石9斗4升5合、外に、改新畑、山役定納あり、納合：米108石5斗5升9合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
365 75	C 1	享保18年11月 (1733年)・癸丑	丑年免定之事	○石丸元右衛門、内山赤一右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付166石6斗3升5合、取米75石8斗7升5合、②新田高117石5斗6升7合、毛付60石9斗2升2合、取米21石4斗6升、取米合97石3斗3升5合、外に、改新畑、山役定納あり、納合：米99石9斗4升9合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
366 977	C 1	享保19年11月 (1734年)・甲寅	寅年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●(上湯日村庄屋、百姓中)	①村高224石9斗1升2合、毛付138石2斗7升2合、取米60石7升8合、②新田高117石5斗6升7合、毛付54石9斗3升7合、取米18石5斗6升7合、取米合78石6斗2升2合 外に、改新田高分、屋敷分、山役定納分を加算し、納合：米81石2斗3升6合。		原本	状	1		
367 973	C 1	享保20年11月 (1735年)・乙卯	卯年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付156石5斗1升3合、取米71石4升9合、②新田高117石5斗6升7合、毛付58石1斗8升3合、取米20石2斗2升8合、この外に取米は、山役定納改新田高の分を加算され、納合：米93石8斗9升1合、納期12月20日。	虫喰い進行	原本	状	1	○	81
368 71	C 1	元文元年11月 (1736年)・辰	辰年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①高224石9斗1升2合、毛付150石4斗9升4合、取米66石8斗8升4合、②新田高117石5斗6升7合、毛付58石5斗7升、取米20石4斗2合、取米合87石2斗8升6合、外に取米としては、改新田高分、山役定納分を加算され、納合：米89石9斗、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
369 1064	C 1	元文2年11月 (1737年)・丁巳	巳年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付122石5升5合、取米54石1斗4升9合、②新田高117石5斗6升7合、毛付52石7斗3合、取米17石5斗6升1合、取米合71石7斗1升、取米として外に、改新田、山役定納分を加算され、納合：米74石3斗2升4合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
370 1084	C 1	元文2年11月 (1737年)・巳	巳年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	通し番号369と同じもの。		原本	状	1		
371 972	C 1	元文3年11月 (1738年)・戊午	午年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付114石9斗6升、取米48石8斗4升4合、②新田高117石5斗6升7合、毛付47石7斗4升7合、取米14石6斗9升2合、取米計63石5斗3升6合 更に取米として、改新畑分、山役定納分を加算され、納合：米66石1斗5升、納期12月20日	虫喰い進行	原本	状	1	○	81
372 1087	C 1	元文3年11月 (1738年)・戊午	午年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	通し番号371と同じもの。		原本	状	1		
373 1094	C 1	元文4年11月 (1739年)・己未	未年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付122石5斗2升3合、取米52石5斗2升8合、②新田高117石5斗6升7合、毛付49石4合、取米15石8斗4升4合、取米合68石3斗7升2合、取米は外に、改新畑、山役定納分があり、納合：米70石9斗8升1合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
374 78	C 1	元文4年11月 (1739年)・未	未年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	通し番号373に同じ。		原本	状	1		
375 1091	C 1	元文5年11月 (1740年)・庚申	申年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付97石4斗6升3合、取米38石7斗2升7合、②新田高117石5斗6升7合、毛付45石9斗4升2合、取米14石6斗5升2合、取米合53石3斗7升9合、外に取米として、改新田、山役定納分あり、納合：米55石9斗8升8合。		原本	状	1		
376 925	C 1	元文5年11月 (1740年)・庚申	欠 (申年免定之事)	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	内容は、通し番号375と同じと思われる。 欠部分が多い。	断簡	原本	状	1		
377 1082	C 1	寛保元年11月 (1741年)・辛酉	酉年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付122石4斗8升8合、取米50石6斗6升3合、②117石5斗6升7合、③新田高117石5斗6升7合、毛付44石8斗5升9合、取米14石3斗9升1合、取米合65石5升4合、外に取米は、改新畑、山役定納分あり、納合：米67石6斗6升3合		原本	状	1	○	81

378 974	C 1	寛保元年11月 (1741年)・辛酉	酉年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	内容は、通し番号377に同じ。		原本	状	1	○	81
379 76	C 1	寛保2年11月 (1742年)・戌	戌年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付122石9斗5升9合、取米51石4斗7升9合、②新田高117石5斗6升7合、毛付44石6斗8升1合、取米14石2斗9升2合、取米合65石7斗7升1合、外、取米として、改新畑、山役定納分あり、納合：米68石3斗8升、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
380 1065	C 1	寛保2年11月 (1742年)・戌	戌年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	通し番号379に同じ。		原本	状	1	○	81
381 81	C 1	寛保3年11月 (1743年)・癸亥	亥年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付128石7斗1升5合、取米54石4斗7升4合、②新田高117石5斗6升7合、毛付45石4斗2升、取米14石1斗7升2合、取米合68石6斗4升6合外に取米は、改新畑、山役定納分あり、納合：米71石2斗5升5合、納期12月20日。	虫喰い少々あり	原本	状	1	○	81
382 1075	C 1	寛保3年11月 (1743年)・亥	亥年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	通し番号381に同じ。		原本	状	1		
383 77	C 1	延享元年11月 (1744年)・甲子	子年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付132石7斗2升3合、取米56石2斗7升2合、②新田高117石5斗6升7合、毛付47石3斗9升8合、取米14石9斗7升5合、取米合71石2斗4升7合、外に、改新畑、山役定納の取米あり、納合：米73石8斗5升6合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
384 1080	C 1	延享元年11月 (1744年)・甲子	子年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	通し番号383に同じ。		原本	状	1		
385 1074	C 1	延享2年11月 (1745年)・乙丑	丑年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①村高224石9斗1升2合、毛付125石9斗5合、取米51石4斗1合、②新田高117石5斗6升7合、毛付45石4斗5升4合、取米14石5升8合、取米合65石4斗5升9合、外の取米として、改新畑、山役定納分あり、納合：米68石6升8合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
386 1078	C 1	延享2年11月 (1745年)・丑	丑年免定之事	○東条郡平、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	通し番号385に同じ。	虫喰い少々あり	原本	状	1	○	81
387 1070	C 1	延享3年11月 (1746年)・寅	寅年免定之事	○大館伊兵衛、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	①高224石9斗1升2合、毛付146石1斗7合、取米62石2斗1升、②新田高117石5斗6升7合、毛付49石5升6合、取米15石6斗4升9合、取米合77石8斗5升9合、外に取米として、改新畑、山役定納分あり、納合：米80石4斗6升8合、納期12月20日。		原本	状	1	○	81
388 1081	C 1	延享3年11月 (1746年)・寅	寅年免定之事	○大館伊兵衛、石丸元右衛門 ●上湯日村庄屋、組頭、惣百姓	通し番号387に同じ。	虫喰いあり	原本	状	1		
389 1288	C 1	延享3年11月 (1746年)・寅	寅御年貢免割帳 上湯日村	○なし ●なし	各請人ごとに、本田・新田に分けて、各人の持高から取米を算出する。その総数61名にのぼる。	蔵分、虫喰い、紙破損、欠字あり。	原本	縦	1		
390 1328	C 1	延享4年11月 (1747年)・卯	卯御年貢免定之事	○若林左忠、外7名連印 ●(上湯日村)庄屋・惣百姓	①村高224石9斗1升2合、有高141石9斗5升1合、取米60石3斗1升5合、②新田高117石5斗6升7合、有高49石5升6合、取米15石6斗4升9合、この外の取米として、改新畑、山役定納分を加え、納合：米78石5斗7升3合、納期12月10日。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	81
391 1284	C 1	寛延元年11月 (1748年)・辰	辰年御年貢免割帳 上湯日村	○なし ●なし	各名請人ごと、本田・新田に分けて、各人の石高・有高から取米を算出する。その記載は、仙右衛門から始まり久兵衛まで、更に下湯日村の半四郎(高5斗5升)で終わっている。人数65人。	蔵分	原本	縦	1	○	
392 1304	C 1	寛延元年11月 (1748年)・辰	辰御年貢免定之事	○若林左忠、外9名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石8斗1升2合、有高144石7斗5升8合、取米61石6斗3合、②新田高117石5斗6升7合、有高49石4斗6升8合、取米15石8斗1升4合、外に取米として、改新畑分あり、取米合77石8斗2升9合、外に山役定納あり、納合：米73石1斗5升5合。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1	○	81
393 1313	C 1	寛延2年11月 (1749年)・巳	巳御年貢免定之事	○太田外記等、10名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高154石7斗8升2合、取米64石8斗1升1合、②新田高117石5斗6升7合、有高55石4斗8升1合、取米17石3斗7升7合、外に取米として、改新畑、山役定納分あり、納合：米77石9斗2升6合、納期12月10日。	蔵分	原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 <sup>レ</sup> 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
394 1317	C 1	寛延3年11月 (1750年)・午		午御年貢免定之事	○太田外記、等10名連印 ●上(湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高164石5斗2升1合、取米67石9斗2升7合、②新田高117石5斗6升7合、有高58石1斗8升2合、取米18石1斗2升1合、取米はこれに改新畑分を加え、取米合86石4斗6升、外に、山役定納分を加算し、納合：米88石6斗5升7合、で成年まで5ヶ年定免、納期12月10日。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	81
395 1357	C 1	寛延4年11月 (1751年)・未		未御年貢免定之事	○太田外記、等10名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高172石4斗9升6合、取米68石8升7合、②新田高117石5斗6升7合、有高61石4斗7合、取米18石1斗8升5合、その外取米は、改新畑、山役定納分があり、納合：米88石8斗8升1合、納期12月10日まで。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1		
396 1332	C 1	宝暦2年11月 (1752年)・申		申御年貢免定之事	○太田外記、外9名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高172石4斗9升6合、取米68石7合、②新田高117石5斗6升7合、有高61石4斗7合、取米18石1斗8升5合、外に取米は、改新畑、見取場、山役定納分があり、納合：米89石2斗8升1合、納期12月10日。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1	○	81
397 1259	C 1	宝暦2年12月 (1752年)・申		申御年貢免割帳 榛原郡上湯日村	○なし ●なし	1、村高、有高、その取米、納合米も通し番号396に同じ。 2、次に各名請人ごと本田・新田別に高・取米を掲載する。掲載する名請人延べ数65名。	蔵分	原本	縦	1	○	81
398 1316	C 1	宝暦3年11月 (1753年)・酉		酉御年貢免定之事	○太田外記、等11名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高172石4斗9升6合、取米70石3斗9升9合、②新田高117石5斗6升7合、取米18石5斗4升8合、外に取米は、改新畑、見取場、山役定納の分があり、納合：米91石9斗5升6合、納期12月10日。	蔵分	原本	状	1		
399 1342	C 1	宝暦4年11月 (1754年)・戌		戌御年貢免定之事	○太田外記、等10名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高172石5升3合、取米70石7升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高60石3斗9升4合、取米18石3斗1升9合、この外に、取米は、改新畑・見取場(2ヶ所)、山役定納の分あり、納合：米91石8斗8合、当成年まで5ヶ年定免。	蔵分	原本	状	1		
400 1338	C 1	宝暦5年11月 (1755年)・亥		亥御年貢免定之事	○太田外記、等10名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高170石8斗9升9合6勺7才、取米69石7斗9升4合、②新田高117石5斗6升7合、有高60石4斗8升7合3勺3才、取米18石3斗4升4合、この外に取米は、改新畑、見取場(2ヶ所)、山役定納あり、納合：米91石5斗5升4合。当亥年から卯年迄の5ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分	原本	状	1	○	81
401 1321	C 1	宝暦6年11月 (1756年)・子		子御年貢免定之事	○太田外記、等11名連印 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高169石3斗8升6合6勺7才、取米69石4斗6升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高60石7斗3升3勺7才、取米18石4斗1升、この外に取米として、改新畑、見取場、山役定納の分あり、納合：米91石2斗8升9合、去る亥年から卯年までの5ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分	原本	状	1		
402 1285	C 1	宝暦6年12月 (1756年)・子		亥御年貢見割帳 榛原郡上湯日村	○秋山七兵衛、外9名連印 ●(上湯日村)	1、先ず、「亥御年貢免定之事」として、通し番号400と同様の、本・新田高に分け有高・取米等を載せ、2、次に、名請人ごとの石高と取米を載せている。名請人の計73名。	蔵分	原本	縦	1	○	81
403 1329	C 1	宝暦7年11月 (1757年)・丑		丑御年貢免定之事	○太田外記、等11名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高167石1斗6升4合6勺7才、取米68石6斗7合、②新田高117石5斗6升7合、有高60石6斗1升8合3勺3才、取米18石7斗7升6合、外に取米は、改新畑、見取場2ヶ所、山役定納分あり、納合：米90石7斗9升9合、去る亥年より卯年迄の5ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分 虫喰い箇所あり	原本	状	1		
404 1330	C 1	宝暦8年11月 (1758年)・寅		寅御年貢免定之事	○太田外記、等11名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高167石9斗1升4合6勺7才、取米68石9斗2升、②新田高117石5斗6升7合、有高60石3斗1升3勺3才、取米18石7斗1升7合、取米合88石4升9合、外に取米として、改新畑・見取場・山役定納の分あり、納合：米91石5升3合。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1		
405 1335	C 1	宝暦9年11月 (1759年)・卯		卯御年貢免定之事	○太田外記、等11名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高168石3斗9升4合6勺7才、取米69石1斗3升6合、②新田高117石5斗6升7合、有高60石5斗7升3合3勺3才、取米18石7斗8升8合、これに改新畑分を加え、取米合88石3斗3升6合、その他、見取場、山役定納分を加算され、納合：米91石3斗4升、卯年迄の5ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
406 1301	C 1	宝暦10年11月 (1760年)・辰		辰御年貢免定之事	○太田外記、等12名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高169石2斗8升6合余り、取米69石4斗3升、②新田高117石5斗6升7合、有高63石7斗2升3合余り、取米19石3斗8升6合、外に改新畑、見取場、山役あり、納合：米92石2斗3升2合、納期12月10日。	蔵分	原本	状	1		

407 1334	C 1	宝暦11年11月 (1761年)・巳	巳御年貢免定之事	○太田外記、等12名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高169石2斗8升6合6勺7才、取米68石6斗5升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高63石7斗2升3勺3才、取米19石3斗5升、外に取米は、鎌塚嶺下分、見取場、山役定納の分あり、納合：米91石4斗2升5合、去る辰年より申迄の定免	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
408 1287	C 1	宝暦11年12月 (1761年)・辛巳	巳年免割帳 上湯日村	○なし ●なし	各名請人ごとに本田・新田に分けて、石高と取米を掲載する。その人数計79名(松林寺を含む)	蔵分	原本	縦	1		
409 1668	C 1	宝暦12年5月 (1762年)・壬午	御取上田地年貢諸役米御 吟味に付書上帳 上湯日村	○上湯日村庄屋：三郎右衛門、組頭：仁右衛門 百姓代：甚六 ●岩出伊右衛門御役所	虫喰い、欠字多く、紙もボロボロで、劣化著しい。内容を正確にとらえることは困難。文末に「小以166石2斗8升、残8斗8升3合(欠)、徳米」とある。	蔵分 虫喰い著しい	原本	縦	1		
410 1336	C 1	宝暦12年11月 (1762年)・午	午御年貢免定之事	○太田外記、等13名 ●上湯日村庄屋、百姓	①本田高224石9斗1升2合、有高169石2斗8升6合6勺7才、取米68石6斗5升9合、②新田高117石5斗6升7合、有高63石7斗2升3勺3才、取米19石3斗5升、外に取米は見取場、山役定納あり、納合：米91石4斗2升5合、去る辰年より申年迄5ヶ年定免。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
411 1254	C 1	宝暦12年12月 (1762年)・午	午年免割帳 上湯日村	○十河一平次、等13名連名 ●(上湯日村)	1、①本田高224石9斗1升2合、有高169石7斗8升6合6勺7才、取米68石6斗5升9合、②新田高117石5斗6升7合、有高63石7斗2升3勺3才、取米19石3斗5升、この外取米として、見取場分、山役定納あり、結局納合：米91石4斗2升5合となる。2、次に、個人個人の高と取米が、本田・新田ごとに記される。86名の記載あり。	蔵分 表紙破損	原本	縦	1		
412 1305	C 1	宝暦13年11月 (1763年)・未	未御年貢免定之事	○太田外記、等13名 ●上湯日村庄屋、百姓	①高244石9斗1升2合、有高169石2斗8升6合6勺7才、取米68石6斗5升9合、②新田高117石5斗6升7合、有高63石7斗2升3勺3才、取米19石3斗5升、外に取米は、改新田分、見取場、山役定納分あり、納合：米91石4斗2升5合、納期12月10日。	蔵分	原本	状	1		
413 1280	C 1	宝暦13年11月 (1763年)・未	免割帳	○十河一平次、外10名連印 ●(上湯日村)	1、初め「未御年貢免定之事」として通し番号412と同様の石高・有高・取米を列挙し、2、次に、各請人ごとその石高より取米を掲載、その数86名。	蔵分 紙変色・虫喰い、破損	原本	縦	1		
414 1308	C 1	明和元年11月 (1764年)・申	申御年貢免定之事	○太田外記、等13名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①高224石9斗1升2合、有高169石2斗8升6合6勺7才、取米68石6斗5升9合、②新田高117石5斗6升7合、有高63石7斗2升3勺3才、取米19石3斗5升、外に取米として改新田、見取場、山役定納分あり、納合：米91石4斗2升5合、去る辰年より申年迄5ヶ年定免	蔵分	原本	状	1		
415 1320	C 1	明和2年11月 (1765年)・酉	酉御年貢免定之事	○太田外記、等14名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①高224石9斗1升2合、有高167石7斗9升6合6勺7才、取米68石5斗4升6合、②新田高117石5斗6升7合、有高63石4斗1升2合8勺3才、外に取米として、改新田、見取場、山役定納分あり、納合：米93石7升6合、当酉年から卯年迄7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分	原本	状	1	○	81
416 1358	C 1	明和3年11月 (1766年)・戌	戌御年貢免定之事	○太田外記、外14名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①高224石9斗1升2合、有高166石1斗3升3合6勺7才、取米67石7斗9升8合、②新田高117石5斗6升7合、有高63石1斗5合3勺3才、取米19石5斗3升6合、外に取米として、改新田、見取場、山役定納分あり、納合：米92石2斗7升、去る酉より卯迄7ヶ年定免。	蔵分	原本	状	1		
417 313	C 1	明和4年10月 (1767年)・亥	亥年免相之事	○鎌田縫殿右衛門、今井段右衛門 ●下湯日村名主、惣百姓中	下湯日村高441石3斗9升8合、有高221石6斗5升9合3勺、これより田方・畑方に分けて取米を算出し、更に新畑の有高・取米を算出、結局取米合80石5斗9升3勺、納期12月20日		原本	状	1	○	
418 1311	C 1	明和4年11月 (1767年)・亥	亥御年貢免定之事	○太田外記、等14名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①上湯日村高224石9斗1升2合、有高127石7斗7升2合6勺7才、取米51石7斗3合、②新田高117石5斗6升7合、有高58石6斗1升4合、取米17石7斗7升、外に取米として改新田・見取場・山役定納分あり、納合：米74石9合、納期12月1日まで。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
419 1309	C 1	明和5年11月 (1768年)・子	子御年貢免定之事	○河野加右衛門、等13名連印 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①高224石9斗1升2合、有高133石5斗5合6勺7才、取米54石2斗3升、②新田高117石5斗6升7合、有高54石3斗2升4合3勺3才、取米17石余、外に取米として改新田分あり、更に見取場、山役定納あり、納合：米77石2斗1升2合、卯年迄7ヶ年定免。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
420 1310	C 1	明和6年11月 (1769年)・丑	丑御年貢免定之事	○太田外記 等14名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高133石5斗5合6勺7才、取米54石2斗3升、②新田高117石5斗6升7合、有高59石3斗2升4合3勺3才、取米18石4斗6合、取米合72石6斗8升8合、外に改新田、見取場、山役定納分が加わり、納合：米77石4斗4升2合、酉年より卯年迄7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
421 1312	C 1	明和7年11月 (1770年)・寅	寅御年貢免定之事	○太田外記、等14名 ●上湯日村庄屋、百姓	高224石9斗1升2合、有高133石5斗5合余、取米54石2斗3升、新田高117石5斗6升7合、有高59石3斗2升4合余、取米18石4升6合、外、納合：米62石1斗6合。	蔵分	原本	状	1		

422 1348	C 1	明和8年11月 (1771年)・卯	卯御年貢免定之事	○太田外記、等15名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高103石8斗4升2合6勺7才、取米41石6斗2升7合、②新田高117石5斗6升7合、有高55石2斗1升5合3勺3才、取米16石5斗4升6合、取米合58石1斗9升3合、外に取米は、改新田、見取場、山役定納分あり、納合：米61石2斗4升3合。去る酉年より卯年迄7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1		
423 1315	C 1	明和9年11月 (1772年)・辰	辰御年貢免定之事	○太田外記、等16名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高136石2斗8合6勺7才、取米55石9升8合、②新田高117石5斗6升7合、有高58石5斗2升4合3勺3才、取米17石7斗5升3合、外に、改新田とか見取場、山役定納分あり、納合：米78石1升7合、納期12月10日。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1		
424 1247	C 1	安永2年10月 (1773年)	巳年見割帳 上湯日村	○なし ●なし	1、村高・新田高の有高、取米等、納合米は、通し番号425に同じ。2、本・新田分に分けて名請人の石高・取米を列挙する。その延べ数89名あり。 (表紙欠)	蔵分 紙数69枚	原本	縦	1	○	81
425 1354	C 1	安永2年11月 (1773年)	巳御年貢免定之事	○古屋修理 等14名 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高136石2斗8合6勺6才、取米55石9升8合、②新田高117石5斗6升7合、有高58石5斗2升4合3勺3才、取米17石7斗5升3合、外に見取場分山役等あり、納合：米78石1升7合、去る辰年より戌年迄7ヶ年定免。	蔵分	原本	状	1		
426 1349	C 1	安永3年11月 (1774年)・午	午御年貢免定之事	○山田宇右衛門、等15名 ●庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高140石1斗2升4合6勺7才、取米56石4斗4升5合、②新田高117石5斗6升7合、有高58石5斗2升4合3勺3才、取米17石7斗5升3合、その外取米は、改新田、鎌塚林下見取場、山役定納分あり納合：米79石3斗6升8合、去る辰より戌年迄7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分	原本	状	1		
427 1412	C 1	安永4年10月 (1775年)・未	当御用捨米割付帳	○欠 ●欠	紙が貼りつき開閉不能、虫喰いが激しく、紙変色。	蔵分	原本	横	1		
428 1314	C 1	安永4年11月 (1775年)・未	未御年貢免定之事	○山田宇右衛門、等13名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高141石1斗7升4合6勺7才、取米56石9斗2升1合、②新田高117石5斗6升7合、有高58石6升7合3勺4才、取米17石余、外に取米として、改新田、見取場、山役定納分あり、納合：米75石4斗6升2合、辰年より戌年迄7ヶ年定免、納期12月10日。	蔵分 虫喰い	原本	状	1		
429 1344	C 1	安永5年11月 (1776年)・申	申御年貢免定之事	○山田宇右衛門、等13名 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高141石1斗7升4合6勺7才、取米56石9斗2升1合、②新田高117石5斗6升7合、有高59石4斗9升9合6勺6才、取米18石1斗2升9合、外に取米として、改新田、見取場、山役定納分あり、納合：米80石2斗1升6合。	蔵分 虫喰い、シミ目立つ	原本	状	1	○	81
430 1283	C 1	安永5年11月 (1776年)・申	申年免割帳 湯日村	○なし ●なし	名請人1人ひとりについて、本高、新田に分けて、その石高から取米を算出する。清右衛門から記録をはじめ、三郎左衛門で終わっている。その人数合計86人。	蔵分 本文中、湯日村とは実際は上湯日村のこと	原本	縦	1	○	81
431 1286	C 1	安永6年11月 (1777年)・酉	酉年見割帳 上湯日村	○なし ●なし	各名請人ごと、本田、新田ごとに石高・取米を掲載する。その名請人の数は計88名。	蔵分	原本	縦	1		
432 1337	C 1	安永6年11月 (1777年)・酉	酉御年貢免定之事	○山田宇右衛門、等13人 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高141石1斗7升4合6勺7才、取米56石9斗2升1合、②新田高117石5斗6升7合、有高59石4斗9升9合6勺6才、取米18石1斗2升9合、外に取米として、改新田、見取場、山役定納分あり、納合：米81石3合、辰より戌年迄7ヶ年定免	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1		
433 1323	C 1	安永7年11月 (1778年)・戌	戌御年貢免定之事	○山田宇右衛門、等13名 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高141石1斗7升4合6勺7才、取米56石9斗2升1合、②新田高117石5斗6升7合、有高59石4斗9升9合6勺6才、取米18石1斗2升9合、外に取米として、改新田、見取場、山役定納あり、納合：米98石5斗3合、納期12月10日。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1		
434 1306	C 1	安永8年11月 (1779年)・亥	亥御年貢免定之事	○河野加右衛門、等11名 ●上湯日村庄屋、百姓	村高224石9斗1升2合、有高145石4斗5升4合9勺7才、取米58石3斗4升4合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升1合、これに改新田取米が加わり、取米合78石7斗2升7合、外に、鎌塚林下見取場ほか2ヶ所、山役定納分が加算され、納合：米84石2斗6升8合、当年亥より巳迄の7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	81
435 1341	C 1	安永9年11月 (1780年)・子	子御年貢免定之事	○河野加右衛門、等10名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗5升4合9勺7才、取米58石3斗4升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、この外に、改新田、見取場、鉦下、山役定納分あり、納合：米84石2斗6升8合、亥年より巳年迄7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分 虫喰い	原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
436 1303	C 1	天明元年	1 1 月 (1781年)・丑	丑御年貢免定之事	○山田宇右衛門、等13名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗5升4合9勺7才、取米58石3斗4升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に改新田、見取場、嶽下、山役定納分あり、納合：米84石2斗6升8合、亥より巳年迄の定免。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	81
437 1351	C 1	天明2年	1 1 月 (1782年)・寅	寅御年貢免定之事	○須貝三郎兵衛、等11名 ●上湯日村庄屋、百姓	①上湯日村高224石9斗1升2合、有高145石4斗5升4合9勺7才、取米58石3斗4升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に、改新田、見取場、嶽下、山役定納分あり、納合：米84石2斗6升8合、納期12月10日	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
438 1421	C 1	天明3年	1 1 月 (1783年)・卯	石ヶ谷栄蔵様免割ニ付差 出候帳面 久治郎	○なし ●なし	各小前一人ひとりの取米、免(年貢率)を掲載、全体の計の記載はない。	蔵分	原本	横	1		
439 1356	C 1	天明3年	1 1 月 (1783年)・卯	卯御年貢免定之事	○須貝三郎兵衛、等11名 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗5升4合9勺7才、取米58石3斗4升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、これらに改新田高分の取米を含めて、取米合78石7斗2升7合、外に見取場(4ヶ所)、嶽下冥加米山役定納の取米あり、納合：米87石7斗6升8合、亥より巳年迄7ヶ年定免、納期12月10日	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1	○	81
440 1322	C 1	天明4年	1 1 月 (1784年)	辰御年貢免定之事	○太田織部、等11名連印 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗5升4合9勺7才、取米58石3斗4升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に取米として、改新田分、見取場7ヶ所分、嶽下冥加米、山役定納の分あり、納合：米86石3斗6升8合、亥より巳年迄7ヶ年定免、納期12月10日。	蔵分	原本	状	1	○	81
441 1347	C 1	天明5年	1 1 月 (1785年)・巳	巳御年貢免定之事	○太田織部、等12名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗5升4合9勺7才、取米58石3斗4升3合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に取米は、改新田あり、また見取場、嶽下冥加米、山役定納分あり、納合：米口5石6斗6升8合	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1		
442 1302	C 1	天明6年	1 1 月 (1786年)	午御年貢免定之事	○太田外記、等12名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高146石4斗5升4合9勺7才、取米58石6斗8升8合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、これに改新田分を加え、取米合79石7升2合、外に、見取場(7ヶ所)、嶽下冥加米、山役定納分あり、納合：米86石3斗6升3合、当年より子年迄7ヶ年定免、納期12月10日。	蔵分	原本	状	1	○	81
443 1339	C 1	天明7年	1 1 月 (1787年)	未御年貢免定之事	○太田外記、等11名 ●上湯日村庄屋、百姓	①村本田高224石9斗1升2合、有高144石4斗8合9勺、取米57石9斗8升2合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升3合、この外に取米は、改新田分、見取場、嶽下冥加米、山役定納分あり、納合：米84石2斗5升7合。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1		
444 1345	C 1	天明8年	1 1 月 (1788年)・申	申御年貢免定之事	○太田外記、等11名連印 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村本田高244石9斗1升2合、有高144石7斗8合9勺7才、取米58石6升5合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、改新田を加え取米合78石4斗4升9合、外に、見取場、嶽下冥加米、山役定納分の取米あり、納合：米84石3斗4升。子年より7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分	原本	状	1	○	81
445 836	C 1	天明9年正月	(1789年)・酉	石ヶ谷十蔵様御知行所上 湯日村酉年免割合帳	○なし ●なし	一人ひとりの高・分米を列挙し、最後に惣ノ米19俵3斗3升2合、とある。 なお、表紙の部分に「是れは古くなり候故やめる」とあり。	原本	縦	1			
446 1319	C 1	寛政元年	1 1 月 (1789年)	酉御年貢免定之事	○太田外記、等11名連名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村本田高224石9斗1升2合、有高144石7斗8合9勺7才、取米58石6升5合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に、改新田、見取場7ヶ所、嶽下冥加米、山役定納分あり、納合：米84石3斗4升。納期12月10日	蔵分	原本	状	1	○	81
447 1803	C 1	寛政2年	1 1 月 (1790年)・戌	石ヶ谷十蔵様御知行所戌 御年貢米取立帳 上湯日村	○なし ●なし	石ヶ谷領の年貢は、この戌年の場合、合計15俵3升5合となっている、これを、一人ひとり名前を挙げて計17名の者の年貢取米を記載する。	蔵分	原本	横	1	○	81
448 1340	C 1	寛政2年	1 1 月 (1790年)	戌御年貢免定之事	○太田外記、外10名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村本田高224石9斗1升2合、有高144石7斗8合9勺7才、取米58石8升6合、②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、これに改新田を加え取米合78石4斗7升、外に、見取場7ヶ所、嶽下冥加米、山役定納の分あり、納合：米84石1升1合、去る年より子年迄の7ヶ年定免、納期12月10日。	蔵分	原本	状	1	○	81

449 1255	C 1	寛政2年12月 (1790年)	戌御年貢免定之事 上湯日村	○なし ●なし	1、前半部は、通し番号448と同じ。2、後半部は、各名請人に付き、本田・新田ごとに取米を 列挙し、その合計81名となっている。	蔵分 表紙欠	原本	縦	1		
450 1279	C 1	寛政3年10月 (1791年)・亥	亥年免割合帳 上湯日村	○なし ●なし	名請人一人ひとり本田・新田に分けて、更に田畑それぞれの免を示し、取米を算出する。名請人名 は清右衛門から始まり最後が三郎左衛門で、合計83名。ちなみに三郎左衛門の場合、本田高11 4石7斗6升7合、新田高13石7斗8合7勺、取米合32石9斗1升1合(これより若干差し引 かれるものあり)。	蔵分	原本	縦	1		
451 1350	C 1	寛政3年11月 (1791年)	亥御年貢免定之事	○太田外記、等13名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村本田高224石9斗1升2合、有高144石7斗8合9勺7才、取米58石8升6合、②新田 高117石3斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に取米 は、改新田、見取場、山役定納あり、納合：米84石1升1合、午年より子年迄7ヶ年定免。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
452 1333	C 1	寛政4年11月 (1792年)・子	子御年貢免定之事	○太田外記、等12名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村本田高224石9斗1升2合、有高144石7斗8合9勺7才、取米58石8升6合、②新田 高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に、改 新田見取場7ヶ所山役定納分があり、納合：米84石1升1合、去る午より子年迄7ヶ年定免。	蔵分	原本	状	1		
453 1307	C 1	寛政5年11月 (1793年)・丑	丑御年貢免定之事	○太田外記、等12名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、②新田 高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、その外に 取米は、改新田、見取場、嶺下冥加米、山役定納分があり、納合：米84石2斗5升6合。丑年よ り未年迄7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
454 1346	C 1	寛政6年11月 (1794年)	寅御年貢免定之事	○太田外記、等11名連印 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、②新田 高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に取米 は、改新田、見取場7ヶ所、嶺下、山役定納分があり、納合：米84石2斗5升3合。	蔵分 虫喰い	原本	状	1	○	81
455 1282	C 1	寛政7年10月 (1795年)・卯	卯年免割合帳 上湯日村	○なし ●なし	名請人一人ずつ、本田・新田に分けて、有高から取米を算出している。清右衛門から始まり三郎左 衛門で終わっている。その人数82人。	蔵分	原本	縦	1	○	81
456 1353	C 1	寛政7年11月 (1795年)	卯御年貢免定之事	○太田外記、等11名連印 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、②新田 高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、その外に 改新田、見取場、嶺下、山役定納の取米あり、納合：米84石2斗5升3合、納期12月10日。	蔵分 虫喰い少々	原本	状	1	○	81
457 1324	C 1	寛政8年11月 (1796年)・辰	辰御年貢免定之事	○太田外記、等16名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、②新田 高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外に取米 として、改新田、見取場、嶺下、山役定納分があり、納合：米84石2斗5升3合、丑年より未年 迄7ヶ年定免、納期12月10日。	蔵分 虫喰い	原本	状	1		
458 1355	C 1	寛政9年11月 (1797年)・巳	巳御年貢免定之事	○太田外記、等15名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村・本田高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、 ②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外 に取米は、改新田、見取場、嶺下、山役定納の分あり、納合：米84石2斗5升3合。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
459 1352	C 1	寛政10年11月 (1798年)・午	午御年貢免定之事	○太田外記、等14名連印 ●上湯日村庄屋、百姓	①村・本田高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、 ②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外 に③改新田、見取場7ヶ所、冥加、嶺下、山役定納の取米あり、納合：米84石4斗2升3合。	蔵分	原本	状	1		
460 1327	C 1	寛政11年11月 (1799年)・未	未御年貢免定之事	○太田外記、等17名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村・本田高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、 ②新田高117石5斗6升7合、有高62石8斗8升4合6勺6才、取米19石9斗7升2合、外 に③見取場、冥加米、嶺下、山役定納の取米あり、納合：米84石4斗2升3合、丑年より当年未 年迄7ヶ年定免、納期12月10日。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
461 1343	C 1	寛政12年11月 (1800年)・申	申御年貢免定之事	○太田外記、等16名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村・本田高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、 ②新田高117石5斗6升7合、有高63石8斗8升4合6勺6才、取米20石1斗7升2合、③ 外に取米として、改新田、見取場、冥加米、嶺下、山役定納あり、納合：米84石6斗2升3合、 当年申より寅年迄7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分	原本	状	1		

462 1326	C 1	享和元年11月 (1801年)・酉	酉御年貢免定之事	○太田外記、等17名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村・本高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、 ②新田高117石5斗6升7合、有高63石8斗8升4合6勺6才、取米20石1斗7升2合、③ 外に、改新田、見取場、冥加金、鉦下、山役定納の取米あり、納合：米84石6斗2升3合、申年 より寅年迄7ヶ年定免、納期12月10日。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
463 1318	C 1	享和2年11月 (1802年)・戌	戌御年貢免定之事	○太田外記、等15名 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村・本高224石9斗1升2合、有高145石4斗8合9勺7才、取米58石3斗2升8合、 ②新田高117石5斗6升7合、有高63石8斗8升4合6勺6才、取米20石1斗7升2合、③ 外に、取米として、改新田、見取場、冥加金、鉦下、山役定納あり、納合：米84石6斗2升3合	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	82
464 985	C 1	享和3年10月 (1803年)・癸亥	遠江国榛原郡上湯日村御 年貢亥より卯迄御定免之事	○永井忠左衛門、竹山定五郎、高橋六右衛門 品川新右衛門 ●上湯日村持添 弥右衛門	高30石2斗5升4合、これより具体的に田方・畑方・新田方、新畑方、山札米高入を挙げ、取米 合6石2斗7升9合、外に、糠代定納を挙げ、以上の通り定免請負の希望を惣百姓が申請して来た ので、吟味の結果、当亥年より卯年迄5ヶ年間の定免を許可する。但し以後損耗があっても訴状し ない事を条件とする。		原本	状	1	○	82
465 1325	C 1	享和3年11月 (1803年)・亥	亥御年貢免定之事	○河野加右衛門、等14名連印 ●(上湯日村)庄屋、百姓	①村高224石9斗1升2合、有高144石7斗4升1合9勺7才、取米58石9升7合、②新田 高117石5斗6升7合、有高63石8斗8升4合6勺6才、取米20石1斗7升2合、③更に、 改新田あり、外に、見取場、冥加金、鉦下、山役定納分の取米あり、納合：米84石3斗9升2 合、寅年までの7ヶ年定免。納期12月10日。	蔵分	原本	状	1		
466 1652	C 1	文政3年9月 (1820年)・庚辰	辰御年貢米湊納通 上湯日村	○なし ●なし	米6俵：9月23日納め、米27俵：10月9日納め、56俵：10月22日納め、45俵：11 月5日納め、とあり、外に、文政4年のものを一括繰り込み。外に通、虫喰い、開閉不能のもの を綴じ込む。	蔵分 虫喰い、紙ボロボロ	原本	横綴り	1		
467 1410	C 1	文政3年11月 (1820年)・辰	辰御年貢等取立帳 石谷鉄之丞知行所上湯日村	○なし ●なし	表題の一冊の外に、同年「辰村入用小割帳」を一括繰り込む。 ※ 虫喰い、欠字も多く、紙もボロボロになっている。	蔵分	原本	横綴り	1		
468 2028	C 1	(文政13年)10月29日 (1830年)・寅	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●大塚市郎右衛門	去る28日迄に川崎湊へ津出しする米46俵、これ津出し差止めの御触れを受け取る(28日)。 すでにこの俵数22日~28日に川崎湊の八郎兵衛方へ送っている。残りは差止めしている。こ のとお届けする。	蔵分	原本	状	1	○	82
469 1883	C 1	(文政13年)11月12日 (1830年)・寅	寅御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：三郎一 ●大塚市右衛門	納込米：244俵1斗9升1合、この内、12俵2斗余は石代金にて7兩を上納、162俵は川崎 湊正米納、64俵は郷蔵へ、6俵は三郎一が受け取る、以上皆済の報告。	蔵分	原本	状	1		
470 1873	C 1	(文政13年)12月 (1830年)・寅	寅御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：三郎一 ●浅井正蔵、金沢儀八郎	内容は、通し番号469に同じ。	蔵分	原本	状	1	○	82
471 1961	C 1	天保2年8月14日 (1831年)・卯	覚	○下湯日村：下組庄屋七太夫、上組与頭庄兵衛 ●上湯日村：三郎一	下湯日村下組石代金1兩、上組石代金1兩、これは当卯年の石代金として隨に受け取る。	蔵分	原本	状	1		
472 2039	C 1	天保2年11月 (1831年)・卯	卯御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	納込米247俵、この内訳(石代金、川崎湊正米、津出分、郷蔵詰め分)を示し、結局米7升5合 納め過ぎの分があることに触れ、皆済したことを届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	82
473 1899	C 1	(天保2年)11月 (1831年)・卯	寅御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●野中少作、金沢儀八郎	納入合計247俵余り、その内訳(品目)は、石代金、川崎湊正米、郷蔵入り、等あり、その皆済 を届ける。	蔵分	原本	状	1		
474 2174	C 1	(天保3年)11月 (1832年)・辰	辰御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	納込米252俵2斗8升4合、内訳：14俵4升9合は石代金として7兩上納、231俵は川崎湊 へ正米納め、1俵は御膳米として川崎湊へ、6俵は瀧三郎一へ支給、残りは郷蔵へ。以上皆済届け	蔵分	原本	状	1	○	82
475 1960	C 1	天保3年12月8日 (1832年)・辰	覚	○下湯日村：長次郎 ●上湯日村：三郎一	辰御年貢19俵2斗5升4合4勺6才、これより蔵入り分18俵等があり、結局納入は1斗2升3 合2勺9才となる。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
476 2059	C 1	天保4年11月 (1833年)・巳	巳御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●鈴木茂左衛門、金沢儀八郎	納込米256俵5升1合、この内訳(品目)：石代金、川崎湊正米、拝借米、三郎一の給米で、計 256俵2斗1升3合5勺、残りは、郷蔵に入れる、とし、皆済を届ける。	蔵分 あと一通小野 良右衛門宛であり。	原本	状	1	○	82
477 2201	C 1	(天保4年)11月 (1833年)・巳	巳御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	内容は通し番号476に同じ。	蔵分	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原 <sub>コ</sub> 写 <sub>本</sub> 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
478 1447	C 1	天保4年 (1833年)・巳		(御年貢米湊納通) 上湯日村	○なし ●なし	表題に関わる通帳が、天保4年の外に、天保5、6、7、8、9、10、11、12の9冊、一括綴じ込む。ちなみに天保4年のは、10月3日納めで、米18俵、10月18日納めで米60俵、11月3日納めで、米116俵、11月18日納めで米44俵となっている。	蔵分	原本	横半 の綴り	1		
479 2221	C 1	(天保5年)11月 (1834年)・午		午御年貢皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●原武左衛門、三浦林内	納辻：米256俵2斗9升1合、この内訳品目は、石代金分、川崎湊正米納、山守の野中久兵衛に渡す分(3俵)、郷蔵に入れる分、等あり。	蔵分	原本	状	1		
480 2220	C 1	(天保5年)11月 (1834年)・午		午御年貢皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良左衛門	納辻米256俵2斗9升1合、内、11俵1斗6升8合は石代金7兩分、3俵は山守野中久兵衛へ渡す、4俵は同山守に渡す分郷蔵に入れる、残りの米は郷蔵へ入れる。以上、皆済を届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	82
481 2076	C 1	天保6年正月 (1835年)・未		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧三郎一、組頭：三大夫、久兵衛、甚六 ●小野良右衛門	当村の年貢免は7ヶ年定免で、去る午年で年季明けとなり当年から切替えとなる。この件に付き、従来通りの免で7ヶ年定免をお願いしたい。その理由は当村は田方60石余り早稲損失の所あり、特に字仲田は山崩れ、用水路欠落、早稲の現実があり、本来は減免をお願いしたいところだから。	蔵分	原本	状	1	○	82
482 2244	C 1	(天保6年)10月26日 (1835年)・未		未御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●犬塚市郎右衛門	納辻米204俵1斗程、内訳(品目)：石代金7兩、川崎湊正米、山守・野中久兵衛へ渡す分、郷蔵入りの分、川除普請人足扶持米、残り2俵1斗5合は郷蔵へ	蔵分	原本	状	1	○	82
483 2079	C 1	(天保7年)11月 (1836年)・申		乍恐以書付奉願上候	○川崎湊付村々惣代 ●織本兵八	村々は当御年貢米で川崎湊へ廻納の事になっている分、それを来る12日に納めよということであるが、稲刈の遅れで米俵数が調わない村もある。それで来る22日迄日延べをお願いしたい。	蔵分	原本	状	1		
484 2078	C 1	(天保7年)11月 (1836年)・申		申御年貢皆済目録	○上湯日村庄屋：三郎一 ●今井吉蔵、高柳亀助	納辻米230俵余、この内訳は、石代金上納、川崎湊正米等で、残り差引き1俵3斗余りは郷蔵入れとする。別に1通小野良右衛門宛のものあり、その他細目を一括綴込み。	蔵分	原本	状	1		
485 1973	C 1	天保7年12月 (1836年)・申		覚	○下湯日村上組庄屋所：長次郎 ●上湯日村：三郎一	納米12俵1斗6升1合7才、これより小作人の蔵入分。外下組年貢外を差引き残り4俵3斗1升9勺分を返却。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	82
486 1974	C 1	天保7年12月 (1836年)・申		覚	○下湯日村下組庄屋：七大夫 ●上湯日村：三郎一	申年納入並にふり米共に、11俵3斗3升8合、これより小作人蔵入り分を差引6升2合、これを返却する。以上、申年貢米差引皆済。	蔵分	原本	状	1	○	82
487 2273	C 1	(天保8年)12月 (1837年)・酉		西御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	納辻206俵3斗2升4合、内、8俵1斗4升は石代金7兩にて納入、109俵は川崎湊正米納入、7俵は山守へ渡す、残りは郷蔵へ入れる。以上皆済届け。	蔵分	原本	状	1		
488 2262	C 1	(天保8年)12月 (1837年)・酉		西御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●原武左衛門、三浦林内	納辻米206俵3斗2升4合余、この内、9俵は石代金7兩上納、190俵は川崎湊正米納、7俵は山守・野中久兵衛へ、残り3斗余は郷蔵入り、以上皆済届け	蔵分	原本	状	1	○	82
489 2093	C 1	天保9年11月 (1838年)・戌		戌御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●鈴木茂左衛門、高柳円助	年貢米納辻217俵1斗余、この内訳をしめす。つまり石代金上納分、川崎湊正米納分、瀧三郎一への下され米、残り(1斗余り)は郷蔵へ入れる。	蔵分 納辻の詳細は別紙にする。	原本	状	2		
490 2307	C 1	(天保10年)12月 (1839年)・亥		亥御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	納辻米228俵1斗5合、この内訳(品目)：石代金7兩、川崎湊正米納、山守野中久兵衛渡し(7俵)、瀧三郎一給米(10俵)、あと残り1俵程は郷蔵へ。もう一紙同じものあり、宛先が、磯辺健次郎、高柳円助。	蔵分	原本	状	2	○	82
491 2528	C 1	天保11年9月 (1840年)・子		亥御年貢納押合長 上湯日村	○欠 ●欠	この年貢納押合帳は天保11年のものだけでなく、何年かのものが含まれている。本紙は、虫喰い、欠字、紙のハリツキ、ボロボロ。これを一括綴じこむ。	蔵分	原本	横綴	1		
492 2318	C 1	(天保11年)11月 (1840年)・子		子御年貢米皆済目録	○上湯日村：瀧 三郎一 ●織本兵八	上湯日村納辻米：233俵余り、この内訳品目は、石代金(7兩)、川崎湊正米納、山守、野中久兵衛渡し(7俵)、瀧三郎給米(10俵)で、これが233俵で、残りは郷蔵へ入れる。以上皆済の届け。	蔵分	原本	状	1	○	82

493 2111	C 1	天保12年11月 (1841年)・丑	丑御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●田村谷右衛門、高柳円助	納辻米238俵余り、その内訳品目は、石代金、川崎湊正米納、山守野中給兵衛渡し分(7俵)、庄屋給米(10俵)を挙げ、残りは郷蔵入りとしている。	蔵分	原本	状	1	○	82
494 2330	C 1	天保12年11月 (1841年)・丑	丑御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	内容は通し番号493に同じ。	蔵分	原本	状	1	○	82
495 2119	C 1	天保13年正月 (1842年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭：三太夫、同甚六、庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	当村の取替は去る丑年迄の7ヶ年定免であったが、それが年季明けとなった。当村は山崩れ、用水路欠落、旱損ありで困窮の村、そこで、この切替えに当たり、従来通りの免合で、7ヶ年定免をお願いする。	蔵分	原本	状	1	○	82
496 2112	C 1	(天保13年)正月 (1842年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭：三太夫、同甚六、庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	内容は通し番号495に同じ。	蔵分	原本	状	1	○	82
497 2349	C 1	(天保13年)11月 (1842年)・寅	寅御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	納辻米261俵余り、この内訳品目は、石代金納、川崎湊正納米、御田初、山守野中久兵衛渡しの分、庄屋瀧三郎一給米等、計266俵半、余りは郷蔵入り。同じ皆済目録で、田村谷右衛門、三浦林内宛のものあり。	蔵分	原本	状	2	○	82
498 2380	C 1	天保14年10月 (1843年)・卯	卯御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●増井良介	納辻米261俵2斗余り、この内訳として、石代金7兩、御田初増分5俵、川崎湊米122俵、川崎の半蔵方へ津出の分102俵、それに、山守への給米庄屋瀧三郎一扶持米あり、全て皆済届け出。	蔵分	原本	状	1	○	82
499 2129	C 1	天保14年10月 (1843年)・卯	卯御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●田村谷右衛門、三浦林内	内容はほぼ通し番号498と同じ。 小紙に細目記載。	蔵分	原本	状	3	○	82
500 2132	C 1	(天保14年)10月 (1843年)・卯	差上申一札之事	○上湯日村組頭：三太夫、庄屋：瀧 三郎一 ●浜口三五兵衛	2つの文書あり。1つは、年貢米(卯年分)20俵皆済、これは御出役の見分済み、縄を張り封印し、当方が預かった上は夜も番人をつけ守る。あと1つの文書は、米102俵を川崎湊の半蔵方へ提出した。これ当方にて責任を取る、というもの。	蔵分	原本	状	1	○	82
501 2141	C 1	天保15年正月 (1844年)・辰	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●地方御役所	①新田の田方：本免4ツとのこと村として承知。②別文書として、上湯日村の久作の女が91才になったことで殿様から褒美として銭2貫文下さる。	蔵分 ②は分類「A-3」に相当	原本	状	1	○	82
502 2392	C 1	(天保15年)11月 (1844年)・辰	辰御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●増井良介	納辻米261俵2斗余、この品目内訳は、石代金(7兩)、当辰年御田初、川崎湊正米納198俵、川崎湊の八郎左衛門方へ津出する分、その外、7俵を山守の野中久兵衛へ、12俵を三郎一の扶持米があり、以上全て皆済の届け。	蔵分	原本	状	1	○	82
503 2395	C 1	(天保15年)11月 (1844年)・辰	辰御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●田村谷右衛門、関根小兵衛	納辻261俵2斗余り、この内訳の一つに、川崎湊正米納226俵のある点が、増井良介宛のもの(通し番号501)と異なるところ。	蔵分	原本	状	1	○	82
504 2422	C 1	(弘化2年)11月 (1845年)・巳	巳御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧三郎左衛門 ●増井良介	納辻米262俵余、この内訳は、石代金7兩(12俵分)、当巳年御田初3俵、川崎湊正米納230俵、山守、野中久兵衛へ7俵、瀧三郎一扶持米12俵、残りは差掛米、以上皆済。もう一通、原式左衛門・高柳円助宛ての同内容のものあり。	蔵分	原本	状	2	○	82
505 2443	C 1	(弘化3年)11月 (1846年)・午	午御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋；三郎左衛門 ●増井良介	納辻米262俵余、この内訳は、石代金7兩、当午年御田初3俵、川崎湊正米納227俵、山守野中久兵衛へ7俵、瀧三郎一へ扶持米14俵、残米あり、以上、皆済。もう一通、原式左衛門、高柳円助宛てのものあり。	蔵分	原本	状	2	○	82
506 2465	C 1	(弘化4年)11月 (1847年)・未	未御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●名波門吉	納辻米262俵余、この内訳は、石代金13俵、川崎湊正米納230俵、山守の野中久兵衛へ7俵、瀧三郎一の扶持米12俵、更に残りあり、以上皆済。あと一通、原式左衛門、長坂兵九郎宛てのものあり。	蔵分	原本	状	2	○	82
507 2480	C 1	(嘉永元年)11月 (1848年)・申	申御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●和田喜一郎	納辻米262俵余、この内訳は、石代金13俵、早損米不足にてお願いして米買上げ分100俵、川崎湊正米納129俵、山守野中久兵衛へ7俵、瀧三郎一の扶持米10俵、三郎左衛門へ3俵、残り分あり、以上皆済、下書き1通あり。	蔵分	原本	状	2	○	82
508 2158	C 1	嘉永2年正月 (1849年)・酉	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門、組頭甚六、三太夫、百姓代久兵衛 ●名波門吉	7ヶ年定免の年季明け、その切替え年に付き、従来通りの免合で7ヶ年定免をお願いしたいと、村の困難な事情を挙げて願ひ出でる。	蔵分	原本	状	1	○	82

509 2494	C 1	(嘉永2年)10月 (1849年)・酉	酉御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	納米263俵余、この内訳：石代金分11俵、川崎湊正納米248俵、瀧三郎左衛門へ3俵、残り1俵は郷蔵へ置く、以上の通り皆済の届け。	蔵分	原本	状	1	○	82
510 2507	C 1	嘉永3年10月 (1850年)・戌	戌御年貢米皆済目録	○上湯日村：瀧三郎左衛門 ●織本直左衛門	納米264俵、この内訳は石代金上納分9俵、川崎正米納102俵、当村六右衛門の買受願いにより当郷郷蔵へ詰め置く分150俵、三郎左衛門へ3俵、差引残米あり。以上皆済届け。	蔵分	原本	状	1	○	82
511 1798	C 1	嘉永3年11月20日 (1850年)・戌	覚	○初倉村：名主所 ●上湯日村：三郎一	米3俵3斗2升4合5勺、これに給米等を加え、計3俵3斗7升4合5勺、これより石代金を差引き、米2俵2斗5升4合1勺、これ年貢として受け取る。	蔵分	原本	状	1		
512 1519	C 1	文久3年11月19日 (1863年)・亥	覚	○上湯日村組頭：情右衛門 ●同村：三郎左衛門	永1貫675文5分(亥元金済分)、永762文3分5厘3毛(亥利納分)、同60文7分(八郎一弁金)、計永2貫498文5分5厘3毛、以上、地代金、八郎一弁金共に、当亥年分の年賦金受け取る。	蔵分	原本	状	1		
513 742	C 1	なし 4月11日 ・丑	覚	○初倉村米屋：金右衛門 ●上湯日村御庄屋中	蔵米10俵、これたしかに受け取る、としてその使い5名を記している。外に、同證書を添付する。		原本	状	1	○	82
514 927	C 1	なし 11月 ・丑	覚 仮免定	○石谷鉄之丞内、永井忠左衛門、竹山定五郎 ●上湯日村庄屋、惣百姓	覚：米14俵3斗7升8合6勺、これは当丑の年貢米。仮免定：米5石1斗2合1勺、当辰年の年貢計。 ※ この「覚」と「仮免定」は、もと別々のものであったものを、裏打ちする時に一緒に貼りつけたもの。		原本	状	1		
515 1921	C 1	なし 11月 ・丑	丑御年貢差継之事	○石谷役場 ●湯日村兼常名主、与頭	上湯日村年貢18俵2斗3升8合、この内より早損分、名主給分等を差引癸、9俵6升が上納すべき年貢としている。	蔵分 紙破損	原本	状	1		
516 1374	C 1	なし 12月28日 ・寅	覚	○なし ●上湯日村：三郎左衛門	金1分438文(年貢金)、銭6貫281文、計金1分6貫708文、請取。	蔵分	原本	状	1		
517 1948	C 1	なし 9月18日 ・卯	覚	○下湯日村庄屋：七太夫、与頭：庄兵衛 ●上湯日村：三郎一	下組より1貫422文、上組より1貫648文、これは当卯年の国役、馬大豆代金として受け取る。	蔵分	原本	状	1		
518 599	C 1	なし 12月29日 ・卯	覚	○伏方村：弥右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	金1兩3分2朱、銭1貫300文、これ卯年入用金並御年貢残金として受け取る		原本	状	1		
519 1523	C 1	なし 12月31日 ・卯	覚	○上湯日村組頭：情右衛門 ●同村：嘉惣次	正米納分・諸入用、国役分の計39貫494文、以上皆済する。	蔵分	原本	状	1		
520 1520	C 1	なし 12月31日 ・巳	覚	○上湯日村名主：忠助 ●同村：嘉惣次	巳年納米4升8合4勺7才、外に、巳諸入用等、計1貫764文、以上、巳年貢米、諸入用共に皆済受け取り。	蔵分	原本	状	1		
521 812	C 1	なし 6月 ・午	乍恐以書付奉願上候	○前玉村・上湯日村外180ヶ村の庄屋又は組頭連印 ●近藤伴内	御廻米は従来、川崎町の伊兵衛方に送り、それから江戸へ輸送・納入するやり方でしたが、今後は植松村の庄五郎方へ先ず納めることとしたし、5ヶ条にわたりその理由を記載。例えば、①伊兵衛の所に勿俵を預けておきたいが伊兵衛はこれを拒否、よってこれを直接村へ持ちかえるのに費用もかかり大変。②各村から川崎への運搬は駄賃が高む、③植松村の庄五郎は確かな人物で安心。	長さ：203cm 虫喰い著しく、裏打ち紙まで虫喰い進行	原本	状	1	○	82
522 532	C 1	なし 10月・午	覚	○(矢部賢司) ●(上湯日村庄屋、組頭、百姓)	村高344石5斗4升1合、この納米258俵余りの上湯日村、この村は当年年の年貢米皆済に精を出したので、金2分を褒美としてつかわす。		原本	状	1		
523 538	C 1	なし 9月 ・申	未ノ御免定割付之事	○孝八、藤兵衛 ●喜十	取米計3石6升4合、外に、口米、当御用捨引き、秤借返納米がある。これは未年の年貢、諸入用で、その皆済証明書。		原本	状	1		
524 1060	C 1	欠 ・申	申年免定之事	○欠 ●(上湯日村)	上湯日村高224石9斗1升2合、毛付97石4斗4升9合、取米38石7斗2升7合、以下欠。		原本	状	1		
525 1769	C 1	なし 12月30日 ・戌	覚	○下湯日村：庄太夫(下湯日村の米屋) ●上湯日村：三郎左衛門	①納米9俵1斗5升8勺9才、②米9升2合8勺6才、①+②=米9俵2斗4升3合7勺。外に、差引分を除き、残米1斗6合8勺、以上、成年貢は相済みとある。	蔵分	原本	状	1		